

静岡県交通基盤部政策管理局

業務継続計画

令和6年7月

交通基盤部政策管理局業務継続計画

1 所掌する災害応急対策業務

(1) 各班共通事務

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
組織運営に係る事務	1 所属職員の安否の確認 2 班の設置及び運営
事業執行に係る事務 (該当する事務の 所管所属に共通)	1 所管県有施設の被害状況の把握 2 災害復旧事業に係る被害調査 3 災害復旧事業計画の策定 4 災害復旧事業の実施 5 所管災害応急対策業務に係る災害記録の収集及び整理 6 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の出向及び受け入れ 7 その他特命事項

(2) 班別事務分掌

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
交通基盤 政策管理班	静岡県交通基盤部災害対策マニュアルに定める業務

2 非常時優先業務の開始目標時期及び必要人員数・参集予想人員数

(要員数 24人)

区 分	災害応急対策業務	必要人員数	通常事務のうち 非常時優先執行業務	必要人員数	参集予想人員
1日以内	(政策管理局) 業務継続計画補助資料のとおり	17	(政策管理局) 業務継続計画補助資料 のとおり	17	15
3日以内	(政策管理局) 業務継続計画補助資料のとおり	18	(政策管理局) 業務継続計画補助資料 のとおり	18	15
1週間以内	(政策管理局) 業務継続計画補助資料のとおり	18	(政策管理局) 業務継続計画補助資料 のとおり	18	17
2週間以内	(政策管理局) 業務継続計画補助資料のとおり	19	(政策管理局) 業務継続計画補助資料 のとおり	19	22

(様式)

交通基盤部政策管理局業務継続計画補助資料

区分 (担当グループ名 業務区分等)	分掌事務	3時間 (発生から3時間)			24時間 (発生から1日)			3日			1週間			2週間							
		必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数					
幹部職員(課長等除く) (5人)	監督・指示		5	2	3	監督・指示	5	2	3	監督・指示	5	2	3	監督・指示	5	3	2	監督・指示	5	5	0
総務課 (10人)	職員安否確認	・政策管理局職員の安否確認 ・部内職員の安否確認				・政策管理局職員の安否確認 ・部内職員の安否確認				・部内職員の安否確認				・部内職員の安否確認 ・死亡・負傷職員の状況確認				・部内職員の安否確認 ・死亡・負傷職員の状況確認			
	応援要員の確保		2	2	0	・部内職員の動員状況把握 ・応援要員の要請取りまとめ	4	3	1	・部内職員の動員状況把握 ・応援要員の要請取りまとめ ・応援要員の受入れ調整(宿泊場所確保等) ・災害対応協力要員(県OB)への協力要請	5	3	2	・部内職員の動員状況把握 ・応援要員の要請取りまとめ ・応援要員の受入れ調整(宿泊場所確保等) ・災害対応協力要員(県OB)の受入れ調整	5	3	2	・部内職員の動員状況把握 ・応援要員の要請取りまとめ ・応援要員の受入れ調整(宿泊場所確保等) ・災害対応協力要員(県OB)の受入れ調整	5	4	1
	職員の生活必需品確保					・部内職員への備蓄物資(食料・飲料水、毛布等)の配布 ・その他必要物資の調達(消耗品含む)				・部内職員への備蓄物資(食料・飲料水、毛布等)の配布 ・その他必要物資の調達(消耗品含む)				・部内職員への備蓄物資(食料・飲料水、毛布等)の配布 ・その他必要物資の調達(消耗品含む)				・部内職員への備蓄物資(食料・飲料水、毛布等)の配布 ・その他必要物資の調達(消耗品含む)			
経理課 (12人)	・災害復旧事業の予算の取りまとめ ・部内の庁舎、設備の被害の取りまとめ ・部内の庁舎、公舎、設備の災害応急対策の取りまとめ	・所属職員の安否確認 ・部内の庁舎、設備の被害状況確認	3	3	0	・所属職員の安否確認 ・部内の庁舎、設備の被害状況確認 ・部内の庁舎、公舎、設備の災害応急対策確認	5	4	1	・部内の庁舎、設備の被害状況確認 ・部内の庁舎、公舎、設備の災害応急対策確認 ・部所管公共土木施設等の被害状況、復旧事業費とりまとめ	5	4	1	・部内の庁舎、公舎、設備の災害応急対策確認 ・部所管公共土木施設等の被害状況、復旧事業費とりまとめ	5	4	1	・部内の庁舎、公舎、設備の災害応急対策確認 ・部所管公共土木施設等の被害状況、復旧事業費とりまとめ	6	5	1
建設政策課 (20人)	部内の災害対策に係る広報の窓口	所属職員の安否確認 報道対応に係る本部との調整	2	6	-4	所属職員の安否確認 報道対応に係る本部との調整	3	6	-3	所属職員の安否確認 報道対応に係る本部との調整	3	6	-3	所属職員の安否確認 報道対応に係る本部との調整	3	7	-4	所属職員の安否確認 報道対応に係る本部との調整	3	8	-5
計			12	13	-1		17	15	2		18	15	3		18	17	1		19	22	-3

※参集予定人数の考え方: 県庁参集予定者のうち、発災1週間以内参集は7割、2週間で以降は9割参集と想定(局幹部除く)

3 業務継続のための執務環境等の確保

(県庁本庁舎)

	対 応 状 況
<p>1 書庫・ロッカー等の転倒防止</p>	<p>地震により転倒した書庫、ロッカー、キャビネットや散乱した書類の片付け、整理によって、速やかに災害対応するための貴重な時間を浪費してしまう恐れがある。</p> <p>このため、各所属は、執務室の状況を確認し、ロッカー等の転倒防止対策や書類等の飛散防止対策を徹底しておく必要がある。</p>
<p>2 電源の確保</p>	<p>(1) 無停電電源装置の設置状況</p> <p>停電時に、非常用発電機から電気を供給するまでの約 40 秒間の停電時間中に蓄電池から電気を供給する装置であり、瞬間停電さえも許されない重要な機器（警察通信指令、重要コンピュータ、電気設備等の制御・監視用機器等）に電源供給する。</p> <p><別 館></p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察通信指令、防災本部、防災通信、情報処理室、中央監視室の設備全て <p>(2) 非常用コンセントの設置状況</p> <p>本庁舎は、災害時対策本部として使用するため、各館に発電機を設置している。</p> <p>【発電機による電力供給時に想定している機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDOパソコン（電子県庁課の管理パソコン）、SDO用のHUB ・FAX（使用電力の大きいものを除く） ・災害時に稼働が必要なシステム用サーバ・PC ・必要最低限の共用プリンター ・災害対策用衛星電話 <p>※各館の発電機は平常時の業務と同様の電力供給を保証するものではない。</p> <p>※停電時に使用できるコンセントは、発電機回路のコンセントのみで、箇所数は平常時の約20%程度（供給できる電力を超えて使用した場合には、ブレーカーが作動し停電する。）</p> <p>※発電機は使用する電力が多いほど燃料を早く消費するため、供給範囲内でも必要でない電気機器を外すこと。</p> <p>発電機回路（中部電力からの送電が停止した場合に、発電機により電気が供給される回路）のコンセントは、各館により見分け方が異なる。図面による確認を必要とする場合は、経営管理部財務局資産経営課まで連絡すること。</p> <p><本 館></p> <p>本館の発電機回路は、コンセントボックスに赤い発電機回路の表示（プラグの面と側面の2パターンあり）がある。</p> <p style="text-align: right;">【写真1】本館発電機回路コンセント例</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p>赤色</p>

対応状況

2 電源の確保

<東館>

東館の発電機回路は、OAフロアから取り出しているコンセントタップのうち、差込口が曲線になっているもの。一部にはタップの側面に発電機回路の表示がある。延長ケーブルを使用している場合は、資産経営課の表示のあるコンセントタップまで遡って確認すること。

【写真2】東館発電機回路コンセント例



【写真3】東館商用回路コンセント例



<西館>

西館の発電機回路はコンセントボックスの差込口が赤色のもの。西館執務室の床コンセントは基本的に発電機回路ではない。壁面にコンセントボックスが設置されているので確認すること。

【写真4】西館発電機回路コンセント例



赤色

【写真5】西館商用回路コンセント例



<別館>

別館の発電機回路はコンセントボックスの差込口が黒色のもの。床下から取り出しているコンセントについては、各階により異なるので資産経営課で確認が必要。

【写真6】別館発電機回路コンセント例



【写真7】別館商用回路コンセント例



	対 応 状 況
<p>2 電源の確保</p>	<p>(3) 非常用照明の設置状況</p> <p>県庁舎の照明は、停電後、直ちに非常照明が点灯する。非常照明は執務室及び避難路に設置している。トイレ、倉庫及び書庫等には設置されていない。</p> <p>停電後、自動的に非常用発電機が起動し発電を始める。発電が開始されると発電機回路の電灯が点灯し、非常照明は消灯する。</p> <p>各館の発電機回路の電灯位置は建物や部屋ごと異なる（下記参照）。</p> <p>なお、電力が供給されていても、不要な照明は消灯すること。</p> <p>※発電機回路の照明器具の設置数と位置</p> <p><本 館> 執務室の照明のうち、3分の1～6分の1。</p> <p><東 館> 執務室の照明のうち、廊下側2列の照明の2分の1。</p> <p><西 館> 執務室の照明のうち、廊下側から2列目、及び窓側から2列目。</p> <p><別 館> 会議室の照明のうち、4分の1から5分の1。ただし、災害対策本部となる別館2階から別館7階までは全ての電灯が発電機回路。</p>
<p>3 通信手段の確保 (電話機)</p>	<p>(1) 災害時の光回線通信規制中</p> <p>通常の「0」から始まる外線発信は出来ないが、「1#」から始まる外線発信（別途料金）であれば、資産経営課設置の外線発信可能な電話機は全て発信可能。</p> <p>(2) 庁内電話交換機の故障時</p> <p>赤い「故障時対応電話」の表示がある電話機のみ発信が可能。（発信時は電話番号を直接入力する）</p> <p>(3) NTT 光回線の故障時</p> <p>資産経営課設置の外線発信可能な電話機全てで「1#」発信が可能（別途料金）であるが、着信は赤い「故障時対応電話」の表示がある電話機のみ可能。</p> <p>(4) 庁舎内停電時</p> <p>ひかり電話は（NTTの制限がかからなければ）停電時も使用できるが、着信音、電話の取り方が以下のとおりとなる。</p> <p>【着信後 0～7秒間】</p> <p>受話器を上げた後、1～10秒の間にキャッチを押すと通話可能（10秒以上経つと切れる）</p> <p>【着信後 7秒後】</p> <p>着信音の鳴り方が変わる。この状態で受話器を上げるとそのまま通話可能</p>
<p>4 食糧及び水等の確保、トイレ運用</p>	<p>全職員の3食×3日分を備蓄しており、飲料水はペットボトル及び貯水槽の水を利用する。</p> <p>トイレについては、静岡市から「公共下水道の使用可能」がアナウンスされるまでの間、下記運用とする。（携帯トイレの備蓄が一定数に達するまでの暫定運用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性 小 便 本館1～4階、東館2階、西館1～3階の男子トイレ小便器を使用する。 大 便 館内の男性トイレ内で「携帯トイレ」を使用、又は本館1階中庭駐輪場に設置するマンホールトイレ（6台）を使用する。 ・女性 大小便 館内の女性トイレ内で「携帯トイレ」を使用する。



5 宿泊対応	<p>(1) 宿泊スペース</p> <p>別館21階ロビー、地震防災センター等を検討</p> <p>※共用会議室は、基本的に災害対策業務に使用するため、宿泊場所としての使用はできない（出来るだけ職員は各自執務室で休憩（宿泊）するよう要請）。</p> <p>(2) 宿泊用資機材の備蓄状況</p> <ul style="list-style-type: none">・簡易ベット260台、毛布多数、寝袋200袋
6 その他	

静岡県交通基盤部建設経済局

業務継続計画

令和6年7月

交通基盤部建設経済局業務継続計画

1 所掌する災害応急対策業務

(1) 各班共通事務

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
組織運営に係る事務	1 所属職員の安否の確認 2 班の設置及び運営
事業執行に係る事務 （該当する事務の 所管所属に共通）	1 所管県有施設の被害状況の把握 2 災害復旧事業に関する被害調査 3 災害復旧事業計画の策定 4 災害復旧事業の実施 5 所管災害応急対策業務に係る災害記録の収集及び整理 6 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の出向及び受け入れ 7 その他特命事項

(2) 班別事務分掌

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
建設経済班	建設経済局 業務継続計画補助資料のとおり

2 非常時優先業務の開始目標時期及び必要人員数・参集予想人員数

（要員数 25）

区 分	災害応急対策業務	必要人員数	通常事務のうち 非常時優先執行業務	必要人員数	参集予想人員
1日以内	建設経済局 業務継続計画補助資料のとおり	11	建設経済局 業務継続計画補助資料のとおり		17
3日以内	建設経済局 業務継続計画補助資料のとおり	15	建設経済局 業務継続計画補助資料のとおり		17
1週間以内	建設経済局 業務継続計画補助資料のとおり	19	建設経済局 業務継続計画補助資料のとおり	2	17
2週間以内	建設経済局 業務継続計画補助資料のとおり	19	建設経済局 業務継続計画補助資料のとおり	2	22

(様式)

建設経済局 業務継続計画補助資料 (災害応急対策業務)

区分 (担当グループ名 業務区分 等)	3時間 (発生から3時間)	24時間 (発生から1日)			3日			1週間			2週間									
		必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数							
総務	・班の統括・運営 ・職員の安否確認 ・職員動員状況把握 ・班内業務応援	1	4	-3	・班の統括・運営 ・職員の安否確認 ・職員動員状況把握 ・班内業務応援	2	4	-2	・班の統括・運営 ・職員の安否確認 ・職員動員状況把握 ・班内業務応援	3	4	-1	・班の統括・運営 ・職員の安否確認 ・職員動員状況把握 ・班内業務応援	6	4	2	・班の統括・運営 ・職員の安否確認 ・職員動員状況把握 ・班内業務応援	6	5	1
建設業	・県建設業協会との災害 協定に基づく災害応急対 策協力者の広域協力調 整	4	3	1	・県建設業協会との災害 協定に基づく災害応急対 策協力者の広域協力調 整	4	3	1	・県建設業協会との災害 協定に基づく災害応急対 策協力者の広域協力調 整	4	3	1	・県建設業協会との災害 協定に基づく災害応急対 策協力者の広域協力調 整	4	3	1	・県建設業協会との災害 協定に基づく災害応急対 策協力者の広域協力調 整	4	4	0
公共用地	・廃川廃道敷の被害調査 ・廃川廃道敷を復旧工事 等で使用する場合の承諾 及び調整	2	2	0	・廃川廃道敷の被害調査 ・廃川廃道敷を復旧工事 等で使用する場合の承諾 及び調整	2	2	0	・廃川廃道敷の被害調査 ・廃川廃道敷を復旧工事 等で使用する場合の承諾 及び調整	3	2	1	・廃川廃道敷の被害調査 ・廃川廃道敷を復旧工事 等で使用する場合の承諾 及び調整	4	2	2	・廃川廃道敷の被害調査 ・廃川廃道敷を復旧工事 等で使用する場合の承諾 及び調整	4	3	1
技術調査	・建設事務総合システム の機能復旧への対応 ・SDOネットワークの疎通 確認 ・交通基盤部NASの稼働 状況確認 ・GISの稼働確認	2	8	-6	・建設事務総合システム の機能復旧への対応 ・システム保守会社の対 応の可否を確認	3	8	-5	・建設事務総合システム の機能復旧への対応 ・システム全体の稼働状 況整理	5	8	-3	・建設事務総合システム の機能復旧への対応 ・緊急度の高いシステム (災害報告支援、電子納 品保管管理)を優先的に 稼働	5	8	-3	・建設事務総合電算シス テムの機能復旧への対 応 ・災害復旧業務に関連す るシステムの完全復旧 への対応(3週間で)	5	10	-5
計		9	17	-8		11	17	-6		15	17	-2		19	17	2		19	22	-3

* 建設技術監理センター職員は技術調査課へ参集。

* 工事検査課職員は建設経済班業務の応援。(総務に区分)

* 参集人員は、3時間から1週間は7割、2週間は9割を想定

【参集予定人員】

	3H	24H	3D	1W	2W
総務		6	6	6	6
建設業		4	4	4	4
公共用地		3	3	3	3
技術調査		12	12	12	12
		25	25	25	25

3 業務継続のための執務環境等の確保

(県庁本庁舎)

	対 応 状 況
<p>1 書庫・ロッカー等の転倒防止</p>	<p>地震により転倒した書庫、ロッカー、キャビネットや散乱した書類の片付け、整理によって、速やかに災害対応するための貴重な時間を浪費してしまう恐れがある。</p> <p>このため、各所属は、執務室の状況を確認し、ロッカー等の転倒防止対策や書類等の飛散防止対策を徹底しておく必要がある。</p>
<p>2 電源の確保</p>	<p>(1) 無停電電源装置の設置状況</p> <p>停電時に、非常用発電機から電気を供給するまでの約 40 秒間の停電時間中に蓄電池から電気を供給する装置であり、瞬間停電さえも許されない重要な機器（警察通信指令、重要コンピュータ、電気設備等の制御・監視用機器等）に電源供給する。</p> <p><別 館></p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察通信指令、防災本部、防災通信、情報処理室、中央監視室の設備全て <p>(2) 非常用コンセントの設置状況</p> <p>本庁舎は、災害時対策本部として使用するため、各館に発電機を設置している。</p> <p>【発電機による電力供給時に想定している機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDOパソコン（電子県庁課の管理パソコン）、SDO用のHUB ・FAX（使用電力の大きいものを除く） ・災害時に稼働が必要なシステム用サーバ・PC ・必要最低限の共用プリンター ・災害対策用衛星電話 <p>※各館の発電機は平常時の業務と同様の電力供給を保証するものではない。</p> <p>※停電時に使用できるコンセントは、発電機回路のコンセントのみで、箇所数は平常時の約20%程度（供給できる電力を超えて使用した場合には、ブレーカーが作動し停電する。）</p> <p>※発電機は使用する電力が多いほど燃料を早く消費するため、供給範囲内でも必要でない電気機器を外すこと。</p> <p>発電機回路（中部電力からの送電が停止した場合に、発電機により電気が供給される回路）のコンセントは、各館により見分け方が異なる。図面による確認を必要とする場合は、経営管理部財務局資産経営課まで連絡すること。</p> <p><本 館></p> <p>本館の発電機回路は、コンセントボックスに赤い発電機回路の表示（プラグの面と側面の2パターンあり）がある。</p> <p style="text-align: right;">【写真1】本館発電機回路コンセント例</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p>赤色</p>

対応状況

2 電源の確保

<東館>

東館の発電機回路は、OAフロアから取り出しているコンセントタップのうち、差込口が曲線になっているもの。一部にはタップの側面に発電機回路の表示がある。延長ケーブルを使用している場合は、資産経営課の表示のあるコンセントタップまで遡って確認すること。

【写真2】東館発電機回路コンセント例



【写真3】東館商用回路コンセント例



<西館>

西館の発電機回路はコンセントボックスの差込口が赤色のもの。西館執務室の床コンセントは基本的に発電機回路ではない。壁面にコンセントボックスが設置されているので確認すること。

【写真4】西館発電機回路コンセント例



赤色

【写真5】西館商用回路コンセント例



<別館>

別館の発電機回路はコンセントボックスの差込口が黒色のもの。床下から取り出しているコンセントについては、各階により異なるので資産経営課で確認が必要。

【写真6】別館発電機回路コンセント例



【写真7】別館商用回路コンセント例



	対 応 状 況
<p>2 電源の確保</p>	<p>(3) 非常用照明の設置状況</p> <p>県庁舎の照明は、停電後、直ちに非常照明が点灯する。非常照明は執務室及び避難路に設置している。トイレ、倉庫及び書庫等には設置されていない。</p> <p>停電後、自動的に非常用発電機が起動し発電を始める。発電が開始されると発電機回路の電灯が点灯し、非常照明は消灯する。</p> <p>各館の発電機回路の電灯位置は建物や部屋ごと異なる（下記参照）。</p> <p>なお、電力が供給されていても、不要な照明は消灯すること。</p> <p>※発電機回路の照明器具の設置数と位置</p> <p><本 館> 執務室の照明のうち、3分の1～6分の1。</p> <p><東 館> 執務室の照明のうち、廊下側2列の照明の2分の1。</p> <p><西 館> 執務室の照明のうち、廊下側から2列目、及び窓側から2列目。</p> <p><別 館> 会議室の照明のうち、4分の1から5分の1。ただし、災害対策本部となる別館2階から別館7階までは全ての電灯が発電機回路。</p>
<p>3 通信手段の確保 (電話機)</p>	<p>(1) 災害時の光回線通信規制中</p> <p>通常の「0」から始まる外線発信は出来ないが、「1#」から始まる外線発信（別途料金）であれば、資産経営課設置の外線発信可能な電話機は全て発信可能。</p> <p>(2) 庁内電話交換機の故障時</p> <p>赤い「故障時対応電話」の表示がある電話機のみ発信が可能。（発信時は電話番号を直接入力する）</p> <p>(3) NTT 光回線の故障時</p> <p>資産経営課設置の外線発信可能な電話機全てで「1#」発信が可能（別途料金）であるが、着信は赤い「故障時対応電話」の表示がある電話機のみ可能。</p> <p>(4) 庁舎内停電時</p> <p>ひかり電話は（NTTの制限がかからなければ）停電時も使用できるが、着信音、電話の取り方が以下のとおりとなる。</p> <p>【着信後 0～7秒間】</p> <p>受話器を上げた後、1～10秒の間にキャッチを押すと通話可能（10秒以上経つと切れる）</p> <p>【着信後 7秒後】</p> <p>着信音の鳴り方が変わる。この状態で受話器を上げるとそのまま通話可能</p>
<p>4 食糧及び水等の確保、トイレ運用</p>	<p>全職員の3食×3日分を備蓄しており、飲料水はペットボトル及び貯水槽の水を利用する。</p> <p>トイレについては、静岡市から「公共下水道の使用可能」がアナウンスされるまでの間、下記運用とする。（携帯トイレの備蓄が一定数に達するまでの暫定運用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性 小 便 本館1～4階、東館2階、西館1～3階の男子トイレ小便器を使用する。 大 便 館内の男性トイレ内で「携帯トイレ」を使用、又は本館1階中庭駐輪場に設置するマンホールトイレ（6台）を使用する。 ・女性 大小便 館内の女性トイレ内で「携帯トイレ」を使用する。



5 宿泊対応	<p>(1) 宿泊スペース</p> <p>別館21階ロビー、地震防災センター等を検討</p> <p>※共用会議室は、基本的に災害対策業務に使用するため、宿泊場所としての使用はできない（出来るだけ職員は各自執務室で休憩（宿泊）するよう要請）。</p> <p>(2) 宿泊用資機材の備蓄状況</p> <ul style="list-style-type: none">・簡易ベット260台、毛布多数、寝袋200袋
6 その他	

3 業務継続のための執務環境等の確保

(建設技術監理センター)

	対応状況
1 書庫・ロッカー等の転倒防止	2段の書庫及びロッカーは転落防止措置済である。
2 電源の確保	平成 25 年度に非常用発電機を設置した。 非常時に、2階蛍光灯 2 列 (12 台) 及び避難経路上 8 台が点灯し、電話・TV・FAX コピー機・PC は使用可能である。既存燃料 10L で連続 5 時間運転ができ、更に予備燃料 20L でプラス約 10 時間稼働が可能である(平成 30 年度台風 24 号及び令和元年台風第 19 号による停電時に、半日間稼働させた)。
3 通信手段の確保 (電話機)	平成 28 年度に防災行政無線機を 1 台設置した。防災訓練時に県庁との送受信を確認している。 非常用としては、職員の個人携帯電話も利用する。
4 食糧及び水等の確保	食糧：アルファ米 350 食 (五目ごはん、赤飯、たけのこごはん、きのこごはん、チキンライス、ドライカレー及びわかめごはん各 50 食) 水：受水槽 (9,000L)、ペットボトル (36L) 及び伸縮式ウォータータンク (10L) 2 個
5 宿泊対応	男子休養室、女子休養室(各畳敷き)を利用する。両室とも平成 30 年度に、畳の表替え及び照明器具更新を行った。
6 その他	平成 30 年度に AED を設置した。

4 津波浸水想定地域に所在する事務所の代替機能確保の状況

(建設技術監理センター)

		対 応 状 況	
1	職員の参集先 (勤務時間外に発災の場合)	静岡県庁技術調査課 (静岡市葵区追手町9-6)	
2	職員・来庁者の避難先 (勤務時間中に発災の場合)	(1) 建物の健全性が確保されている場合は、屋上 (2) 建物の健全性は確保されているが、屋上出入口が開かない場合は、2階執務室又は研修室 (3) 建物の健全性が確保できない場合は、国道150号用宗高架橋	
3	代替拠点	静岡県庁技術調査課 (静岡市葵区追手町9-6)	
	執務環境の状況	執務場所	静岡県庁交通基盤部技術調査課又は会議室
		電 源	非常用電源 (ガソリン発電機1台)
		通信手段	防災無線 (携帯型1台)
		食糧・水	アルファ米 (350食)・水 (受水槽、9,000L)
		宿 泊	静岡県庁交通基盤部会議室
		そ の 他	
	代替拠点での実施 業務	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の安否確認 ・業務に関する関係者との連絡調整 等 	
4	事務所で想定される被害	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地、事務棟1階及び公用車駐車場浸水 (レベル2で浸水深50cm) ・地震による内外壁タイルの落下、天井板の落下 	
5	事務所での業務再開時期	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の安全性及び電気等ライフラインの確保が確認され次第 	
6	その他		

静岡県交通基盤部建築管理局

業務継続計画

令和6年7月

交通基盤部建築管理局業務継続計画

1 所掌する災害応急対策業務

(1) 各班共通事務

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
組織運営に係る事務	1 所属職員の安否の確認 2 班の設置及び運営
事業執行に係る事務 (該当する事務の 所管所属に共通)	1 所管県有施設の被害状況の把握 2 災害復旧事業に関する被害調査 3 災害復旧事業計画の策定 4 災害復旧事業の実施 5 所管災害応急対策業務に係る災害記録の収集及び整理 6 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の見学及び受入れ 7 その他特命事項

(2) 班別事務分掌

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
建築管理班	建築管理局 業務継続計画補助資料のとおり

2 非常時優先業務の開始目標時期及び必要人員数・参集予想人員数

(要員数 35)

区 分	災害応急対策業務	必要人員数	通常事務のうち 非常時優先執行業務	必要人員数	参集予想人員
1日以内	建築管理局 業務継続計画補助資料のとおり	30	建築管理局 業務継続計画補助資料のとおり	7	22
3日以内	建築管理局 業務継続計画補助資料のとおり	35	建築管理局 業務継続計画補助資料のとおり	10	25
1週間以内	建築管理局 業務継続計画補助資料のとおり	38	建築管理局 業務継続計画補助資料のとおり	12	25
2週間以内	建築管理局 業務継続計画補助資料のとおり	38	建築管理局 業務継続計画補助資料のとおり	12	32

(様式)

建築管理局 業務継続計画補助資料 (災害応急対策業務)

区分 (担当グループ名 業務区分等)	3時間 (発生から3時間)			24時間 (発生から1日)			3日			1週間			2週間		
	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数
総務	1	1	0	2	2	0	4	4	0	7	4	3	7	7	0
営繕	22	19	3	28	20	8	31	21	10	31	21	10	31	25	6
計	23	20	3	30	22	8	35	25	10	38	25	13	38	32	6

* 建築関係職員の大規模災害時における対応方針に基づき参集。

3 業務継続のための執務環境等の確保

(県庁本庁舎)

	対 応 状 況
<p>1 書庫・ロッカー等の転倒防止</p>	<p>地震により転倒した書庫、ロッカー、キャビネットや散乱した書類の片付け、整理によって、速やかに災害対応するための貴重な時間を浪費してしまう恐れがある。</p> <p>このため、各所属は、執務室の状況を確認し、ロッカー等の転倒防止対策や書類等の飛散防止対策を徹底しておく必要がある。</p>
<p>2 電源の確保</p>	<p>(1) 無停電電源装置の設置状況</p> <p>停電時に、非常用発電機から電気を供給するまでの約 40 秒間の停電時間中に蓄電池から電気を供給する装置であり、瞬間停電さえも許されない重要な機器（警察通信指令、重要コンピュータ、電気設備等の制御・監視用機器等）に電源供給する。</p> <p><別 館></p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察通信指令、防災本部、防災通信、情報処理室、中央監視室の設備全て <p>(2) 非常用コンセントの設置状況</p> <p>本庁舎は、災害時対策本部として使用するため、各館に発電機を設置している。</p> <p>【発電機による電力供給時に想定している機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDOパソコン（電子県庁課の管理パソコン）、SDO用のHUB ・FAX（使用電力の大きいものを除く） ・災害時に稼動が必要なシステム用サーバ・PC ・必要最低限の共用プリンター ・災害対策用衛星電話 <p>※各館の発電機は平常時の業務と同様の電力供給を保証するものではない。</p> <p>※停電時に使用できるコンセントは、発電機回路のコンセントのみで、箇所数は平常時の約20%程度（供給できる電力を超えて使用した場合には、ブレーカーが作動し停電する。）</p> <p>※発電機は使用する電力が多いほど燃料を早く消費するため、供給範囲内でも必要でない電気機器を外すこと。</p> <p>発電機回路（中部電力からの送電が停止した場合に、発電機により電気が供給される回路）のコンセントは、各館により見分け方が異なる。図面による確認を必要とする場合は、経営管理部財務局資産経営課まで連絡すること。</p> <p><本 館></p> <p>本館の発電機回路は、コンセントボックスに赤い発電機回路の表示（プラグの面と側面の2パターンあり）がある。</p> <p>【写真1】本館発電機回路コンセント例</p>  <p>赤色</p>

対応状況

2 電源の確保

<東館>

東館の発電機回路は、OAフロアから取り出しているコンセントタップのうち、差込口が曲線になっているもの。一部にはタップの側面に発電機回路の表示がある。延長ケーブルを使用している場合は、資産経営課の表示のあるコンセントタップまで遡って確認すること。

【写真2】東館発電機回路コンセント例



【写真3】東館商用回路コンセント例



<西館>

西館の発電機回路はコンセントボックスの差込口が赤色のもの。西館執務室の床コンセントは基本的に発電機回路ではない。壁面にコンセントボックスが設置されているので確認すること。

【写真4】西館発電機回路コンセント例



赤色

【写真5】西館商用回路コンセント例



<別館>

別館の発電機回路はコンセントボックスの差込口が黒色のもの。床下から取り出しているコンセントについては、各階により異なるので資産経営課で確認が必要。

【写真6】別館発電機回路コンセント例



【写真7】別館商用回路コンセント例



	対 応 状 況
<p>2 電源の確保</p>	<p>(3) 非常用照明の設置状況</p> <p>県庁舎の照明は、停電後、直ちに非常照明が点灯する。非常照明は執務室及び避難路に設置している。トイレ、倉庫及び書庫等には設置されていない。</p> <p>停電後、自動的に非常用発電機が起動し発電を始める。発電が開始されると発電機回路の電灯が点灯し、非常照明は消灯する。</p> <p>各館の発電機回路の電灯位置は建物や部屋ごと異なる（下記参照）。</p> <p>なお、電力が供給されていても、不要な照明は消灯すること。</p> <p>※発電機回路の照明器具の設置数と位置</p> <p><本 館> 執務室の照明のうち、3分の1～6分の1。</p> <p><東 館> 執務室の照明のうち、廊下側2列の照明の2分の1。</p> <p><西 館> 執務室の照明のうち、廊下側から2列目、及び窓側から2列目。</p> <p><別 館> 会議室の照明のうち、4分の1から5分の1。ただし、災害対策本部となる別館2階から別館7階までは全ての電灯が発電機回路。</p>
<p>3 通信手段の確保 (電話機)</p>	<p>(1) 災害時の光回線通信規制中</p> <p>通常の「0」から始まる外線発信は出来ないが、「1#」から始まる外線発信（別途料金）であれば、資産経営課設置の外線発信可能な電話機は全て発信可能。</p> <p>(2) 庁内電話交換機の故障時</p> <p>赤い「故障時対応電話」の表示がある電話機のみ発信が可能。（発信時は電話番号を直接入力する）</p> <p>(3) NTT 光回線の故障時</p> <p>資産経営課設置の外線発信可能な電話機全てで「1#」発信が可能（別途料金）であるが、着信は赤い「故障時対応電話」の表示がある電話機のみ可能。</p> <p>(4) 庁舎内停電時</p> <p>ひかり電話は（NTTの制限がかからなければ）停電時も使用できるが、着信音、電話の取り方が以下のとおりとなる。</p> <p>【着信後 0～7秒間】</p> <p>受話器を上げた後、1～10秒の間にキャッチを押すと通話可能（10秒以上経つと切れる）</p> <p>【着信後 7秒後】</p> <p>着信音の鳴り方が変わる。この状態で受話器を上げるとそのまま通話可能</p>
<p>4 食糧及び水等の確保、トイレ運用</p>	<p>全職員の3食×3日分を備蓄しており、飲料水はペットボトル及び貯水槽の水を利用する。</p> <p>トイレについては、静岡市から「公共下水道の使用可能」がアナウンスされるまでの間、下記運用とする。（携帯トイレの備蓄が一定数に達するまでの暫定運用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性 小 便 本館1～4階、東館2階、西館1～3階の男子トイレ小便器を使用する。 大 便 館内の男性トイレ内で「携帯トイレ」を使用、又は本館1階中庭駐輪場に設置するマンホールトイレ（6台）を使用する。 ・女性 大小便 館内の女性トイレ内で「携帯トイレ」を使用する。



5 宿泊対応	<p>(1) 宿泊スペース</p> <p>別館21階ロビー、地震防災センター等を検討</p> <p>※共用会議室は、基本的に災害対策業務に使用するため、宿泊場所としての使用はできない（出来るだけ職員は各自執務室で休憩（宿泊）するよう要請）。</p> <p>(2) 宿泊用資機材の備蓄状況</p> <ul style="list-style-type: none">・簡易ベット260台、毛布多数、寝袋200袋
6 その他	

静岡県交通基盤部道路局

業務継続計画

令和6年7月

交通基盤部道路局業務継続計画

1 所掌する災害応急対策業務

(1) 各班共通事務

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
組織運営に係る事務	1 所属職員の安否の確認 2 班の設置及び運営
事業執行に係る事務 (該当する事務の所管所属に共通)	1 所管県有施設の被害状況の把握 2 災害復旧事業に関する被害調査 3 災害復旧事業計画の策定 4 災害復旧事業の実施 5 所管災害応急対策業務に係る災害記録の収集及び整理 6 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の要請及び受入れ 7 その他特命事項

(2) 班別事務分掌

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
道路班	静岡県交通基盤部災害対策マニュアルに定める業務

2 非常時優先業務の開始目標時期及び必要人員数・参集予想人員数

(要員数 21)

区 分	災害応急対策業務	必要人員数	通常事務のうち非常時優先執行業務	必要人員数	参集予想人員
1日以内	道路局業務継続計画補助資料のとおり	19	道路局業務継続計画補助資料のとおり	4	13
3日以内	道路局業務継続計画補助資料のとおり	19	道路局業務継続計画補助資料のとおり	4	13
1週間以内	道路局業務継続計画補助資料のとおり	19	道路局業務継続計画補助資料のとおり	7	13
2週間以内	道路局業務継続計画補助資料のとおり	19	道路局業務継続計画補助資料のとおり	13	19

(様式)

道路局業務継続計画補助資料

区分 (担当グループ名 業務区分等)	3時間 (発生から3時間)			24時間 (発生から1日)			3日			1週間			2週間		
	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数												
道路班総括	・班統括設置・運営 ・被害状況把握														
総務事務班	・局職員の安否確認 ・執務室の安全確認、電源等の確認 ・水、食糧、仮眠用物資等の手配			・局職員の安否確認 ・執務室の安全確認、片付け ・水、食糧、仮眠用物資等の手配 ・水防車の損傷確認 ・緊急通行証の入手手配 ・勤務ローテーション表の作成			・局職員の安否確認 ・執務室の片付け ・水、食糧、(水防車)ガソリン等の手配 ・勤務ローテーション表の更新			・局職員の安否確認等 ・(余震対応を含む)執務室の片付け ・水、食糧、(水防車)ガソリン等の手配 ・勤務ローテーション表の更新			・局職員の安否確認等 ・(余震対応を含む)執務室の片付け ・水、食糧、(水防車)ガソリン等の手配 ・勤務ローテーション表の更新		
送受信班	・各土木、庁内及び関係機関からの情報収集 ・各土木、庁内及び関係機関への情報送信														
被災集計班	・県管理道路の被災情報等の集計・整理 ・静岡県道路通行規制情報提供システムの確認 ・写真撮影、記録作成														
情報班	・関係機関からの情報収集 ・関係部署との連絡調整														
対策班	・県管理道路の被災箇所及びパトロール状況の図上整理 ・緊急交通路、啓開ルート及び緊急輸送ルート等の通行可能路線の情報や道路交通規制情報の図上整理 ・通行可能路線の図上整理														
計	19	16	3	19	18	1	19	19	0	19	19	0	19	21	-2

3 業務継続のための執務環境等の確保

(県庁本庁舎)

	対 応 状 況
<p>1 書庫・ロッカー等の転倒防止</p>	<p>地震により転倒した書庫、ロッカー、キャビネットや散乱した書類の片付け、整理によって、速やかに災害対応するための貴重な時間を浪費してしまう恐れがある。</p> <p>このため、各所属は、執務室の状況を確認し、ロッカー等の転倒防止対策や書類等の飛散防止対策を徹底しておく必要がある。</p>
<p>2 電源の確保</p>	<p>(1) 無停電電源装置の設置状況</p> <p>停電時に、非常用発電機から電気を供給するまでの約 40 秒間の停電時間中に蓄電池から電気を供給する装置であり、瞬間停電さえも許されない重要な機器（警察通信指令、重要コンピュータ、電気設備等の制御・監視用機器等）に電源供給する。</p> <p><別 館></p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察通信指令、防災本部、防災通信、情報処理室、中央監視室の設備全て <p>(2) 非常用コンセントの設置状況</p> <p>本庁舎は、災害時対策本部として使用するため、各館に発電機を設置している。</p> <p>【発電機による電力供給時に想定している機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDOパソコン（電子県庁課の管理パソコン）、SDO用のHUB ・FAX（使用電力の大きいものを除く） ・災害時に稼働が必要なシステム用サーバ・PC ・必要最低限の共用プリンター ・災害対策用衛星電話 <p>※各館の発電機は平常時の業務と同様の電力供給を保証するものではない。</p> <p>※停電時に使用できるコンセントは、発電機回路のコンセントのみで、箇所数は平常時の約20%程度（供給できる電力を超えて使用した場合には、ブレーカーが作動し停電する。）</p> <p>※発電機は使用する電力が多いほど燃料を早く消費するため、供給範囲内でも必要でない電気機器を外すこと。</p> <p>発電機回路（中部電力からの送電が停止した場合に、発電機により電気が供給される回路）のコンセントは、各館により見分け方が異なる。図面による確認を必要とする場合は、経営管理部財務局資産経営課まで連絡すること。</p> <p><本 館></p> <p>本館の発電機回路は、コンセントボックスに赤い発電機回路の表示（プラグの面と側面の2パターンあり）がある。</p> <p style="text-align: right;">【写真1】本館発電機回路コンセント例</p> <div style="text-align: right;">  <p>赤色</p> </div>

対応状況

2 電源の確保

<東館>

東館の発電機回路は、OAフロアから取り出しているコンセントタップのうち、差込口が曲線になっているもの。一部にはタップの側面に発電機回路の表示がある。延長ケーブルを使用している場合は、資産経営課の表示のあるコンセントタップまで遡って確認すること。

【写真2】東館発電機回路コンセント例



【写真3】東館商用回路コンセント例



<西館>

西館の発電機回路はコンセントボックスの差込口が赤色のもの。西館執務室の床コンセントは基本的に発電機回路ではない。壁面にコンセントボックスが設置されているので確認すること。

【写真4】西館発電機回路コンセント例



赤色

【写真5】西館商用回路コンセント例



<別館>

別館の発電機回路はコンセントボックスの差込口が黒色のもの。床下から取り出しているコンセントについては、各階により異なるので資産経営課で確認が必要。

【写真6】別館発電機回路コンセント例



【写真7】別館商用回路コンセント例



	対 応 状 況
2 電源の確保	<p>(3) 非常用照明の設置状況</p> <p>県庁舎の照明は、停電後、直ちに非常照明が点灯する。非常照明は執務室及び避難路に設置している。トイレ、倉庫及び書庫等には設置されていない。</p> <p>停電後、自動的に非常用発電機が起動し発電を始める。発電が開始されると発電機回路の電灯が点灯し、非常照明は消灯する。</p> <p>各館の発電機回路の電灯位置は建物や部屋ごと異なる（下記参照）。</p> <p>なお、電力が供給されていても、不要な照明は消灯すること。</p> <p>※発電機回路の照明器具の設置数と位置</p> <p><本 館> 執務室の照明のうち、3分の1～6分の1。</p> <p><東 館> 執務室の照明のうち、廊下側2列の照明の2分の1。</p> <p><西 館> 執務室の照明のうち、廊下側から2列目、及び窓側から2列目。</p> <p><別 館> 会議室の照明のうち、4分の1から5分の1。ただし、災害対策本部となる別館2階から別館7階までは全ての電灯が発電機回路。</p>
3 通信手段の確保 (電話機)	<p>(1) 災害時の光回線通信規制中</p> <p>通常の「0」から始まる外線発信は出来ないが、「1#」から始まる外線発信（別途料金）であれば、資産経営課設置の外線発信可能な電話機は全て発信可能。</p> <p>(2) 庁内電話交換機の故障時</p> <p>赤い「故障時対応電話」の表示がある電話機のみ発信が可能。（発信時は電話番号を直接入力する）</p> <p>(3) NTT 光回線の故障時</p> <p>資産経営課設置の外線発信可能な電話機全てで「1#」発信が可能（別途料金）であるが、着信は赤い「故障時対応電話」の表示がある電話機のみ可能。</p> <p>(4) 庁舎内停電時</p> <p>ひかり電話は（NTTの制限がかからなければ）停電時も使用できるが、着信音、電話の取り方が以下のとおりとなる。</p> <p>【着信後 0～7秒間】</p> <p>受話器を上げた後、1～10秒の間にキャッチを押すと通話可能（10秒以上経つと切れる）</p> <p>【着信後 7秒後】</p> <p>着信音の鳴り方が変わる。この状態で受話器を上げるとそのまま通話可能</p>
4 食糧及び水等の確保、トイレ運用	<p>全職員の3食×3日分を備蓄しており、飲料水はペットボトル及び貯水槽の水を利用する。</p> <p>トイレについては、静岡市から「公共下水道の使用可能」がアナウンスされるまでの間、下記運用とする。（携帯トイレの備蓄が一定数に達するまでの暫定運用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性 小 便 本館1～4階、東館2階、西館1～3階の男子トイレ小便器を使用する。 大 便 館内の男性トイレ内で「携帯トイレ」を使用、又は本館1階中庭駐輪場に設置するマンホールトイレ（6台）を使用する。 ・女性 大小便 館内の女性トイレ内で「携帯トイレ」を使用する。



5 宿泊対応	<p>(1) 宿泊スペース</p> <p>別館21階ロビー、地震防災センター等を検討</p> <p>※共用会議室は、基本的に災害対策業務に使用するため、宿泊場所としての使用はできない（出来るだけ職員は各自執務室で休憩（宿泊）するよう要請）。</p> <p>(2) 宿泊用資機材の備蓄状況</p> <ul style="list-style-type: none">・簡易ベット260台、毛布多数、寝袋200袋
6 その他	

静岡県交通基盤部河川砂防局
業務継続計画

令和6年7月

交通基盤部河川砂防局業務継続計画

1 所掌する災害応急対策業務

(1) 各班共通事務

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
組織運営に係る事務	1 所属職員の安否の確認 2 班の設置及び運営
事業執行に係る事務 (該当する事務の 所管所属に共通)	1 所管県有施設の被害状況の把握 2 災害復旧事業に関する被害調査 3 災害復旧事業計画の策定 4 災害復旧事業の実施 5 所管災害応急対策業務に係る災害記録の収集及び整理 6 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の要請及び受入れ 7 その他特命事項

(2) 班別事務分掌

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
河川砂防班	静岡県交通基盤部災害対策マニュアルに定める業務

2 非常時優先業務の開始目標時期及び必要人員数・参集予想人員数

(要員数 33)

区 分	災害応急対策業務	必要人員数	通常事務のうち 非常時優先執行業務	必要人員数	参集予想人員
1日以内	河川砂防局業務継続計画補助資料のとおり	29	河川砂防局業務継続計画補助資料のとおり	29	21
3日以内	河川砂防局業務継続計画補助資料のとおり	29	河川砂防局業務継続計画補助資料のとおり	29	22
1週間以内	河川砂防局業務継続計画補助資料のとおり	31	河川砂防局業務継続計画補助資料のとおり	31	23
2週間以内	河川砂防局業務継続計画補助資料のとおり	33	河川砂防局業務継続計画補助資料のとおり	33	30

(様式)

河川砂防局業務継続計画補助資料

区分 (担当グループ名 業務区分等)	3時間 (発生から3時間)	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	24時間 (発生から1日)	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	3日	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	1週間	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	2週間	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	
管理	局長・課長	監督・指示	7	1	6	監督・指示	7	3	4	監督・指示	7	4	3	監督・指示	7	5	2	監督・指示	7	6	1
総務	経理調整	・職員の安否確認 ・職員動員状況把握	3	3	0	・職員の安否確認 ・職員動員状況把握	3	3	0	・職員の安否確認 ・職員動員状況把握 ・必要物資調達	3	3	0	・職員の安否確認 ・職員動員状況把握 ・支払等会計事務	3	3	0	・職員の安否確認 ・職員動員状況把握 ・支払等会計事務	3	3	0
	河川砂防管理																				
情報収集	河川企画	・ダム被害情報収集	3	4	-1	・ダム被害情報収集	2	3	-1	・ダム被害情報収集	2	3	-1	・ダム被害情報収集	2	3	-1	・ダム被害情報収集	2	3	-1
	河川海岸整備	・直轄管理の河川施設及び海岸保全施設の被災情報収集 ・河川管理施設(ダムを除く)及び海岸保全施設の被災情報収集 ・河川、海岸の津波及び高潮に係る情報収集	4	2	2	・直轄管理の河川施設及び海岸保全施設の被災情報収集 ・河川管理施設(ダムを除く)及び海岸保全施設の被災情報収集 ・河川、海岸の津波及び高潮に係る情報収集	4	2	2	・直轄管理の河川施設及び海岸保全施設の被災情報収集 ・河川管理施設(ダムを除く)及び海岸保全施設の被災情報収集 ・河川、海岸の津波及び高潮に係る情報収集	4	2	2	・直轄管理の河川施設及び海岸保全施設の被災情報収集 ・河川管理施設(ダムを除く)及び海岸保全施設の被災情報収集 ・河川、海岸の津波及び高潮に係る情報収集	4	2	2	・直轄管理の河川施設及び海岸保全施設の被災情報収集 ・河川管理施設(ダムを除く)及び海岸保全施設の被災情報収集 ・河川、海岸の津波及び高潮に係る情報収集	4	3	1
	土木防災	・土木事務所との通信手段の確保 ・必要に応じて国、関係機関への報告及び情報共有	2	2	0	・本省防災課への被害連絡 ・必要に応じて国、関係機関への報告及び情報共有	2	2	0	・本省防災課への被害連絡 ・必要に応じて国、関係機関への報告及び情報共有	2	2	0	・本省防災課への被害連絡 ・必要に応じて国、関係機関への報告及び情報共有 ・本庁防災課による緊急調査	4	2	2	・本省防災課への被害連絡 ・必要に応じて国、関係機関への報告及び情報共有 ・本庁防災課による緊急調査	4	3	1
	砂防	・砂防関係施設の被災情報把握 ・土砂災害発生箇所の被害状況把握	3	3	0	・砂防関係施設の被災情報把握 ・土砂災害発生箇所の被害状況把握	3	3	0	・砂防関係施設の被災情報把握 ・土砂災害発生箇所の被害状況把握	3	3	0	・砂防関係施設の被災情報把握 ・土砂災害発生箇所の被害状況把握	3	3	0	・砂防関係施設の被災情報把握 ・土砂災害発生箇所の被害状況把握	3	3	0
対策	河川企画		0	0	0	・ダムの災害応急対策	1	1	0	・ダムの災害応急対策	1	1	0	・ダムの災害応急対策	1	1	0	・ダムの災害応急対策	1	1	0
	河川海岸整備		0	0	0	・河川管理施設(ダムを除く)及び海岸保全施設の災害応急対策の優先順位付けや事務所への指示 ・TEC-FORCEへの支援依頼	3	1	2	・河川管理施設(ダムを除く)及び海岸保全施設の災害応急対策の優先順位付けや事務所への指示 ・TEC-FORCEへの支援依頼	3	1	2	・河川管理施設(ダムを除く)及び海岸保全施設の災害応急対策の優先順位付けや事務所への指示 ・TEC-FORCEへの支援依頼	3	1	2	・河川管理施設(ダムを除く)及び海岸保全施設の災害応急対策の優先順位付けや事務所への指示 ・TEC-FORCEへの支援依頼	3	1	2
	土木防災	・土木総合防災システムの維持管理・運用	2	2	0	・土木総合防災システムの維持管理・運用	2	2	0	・土木総合防災システムの維持管理・運用	2	2	0	・土木総合防災システムの維持管理・運用	2	2	0	・土木総合防災システムの維持管理・運用 ・水位計、監視カメラ等の応急対策	3	3	0
	砂防	・土砂災害警戒情報発表判断及び暫定基準(地震時)の運用判断	1	1	0	・砂防関係施設の災害応急対策 ・TEC-FORCEへの支援依頼	2	1	1	・砂防関係施設の災害応急対策 ・被災現場調査 ・土砂災害警戒情報の判断	2	1	1	・砂防関係施設の災害応急対策 ・国への申請手続き ・土砂災害警戒情報の判断	2	1	1	・砂防関係施設の災害応急対策 ・土砂災害警戒情報の判断	2	2	0
計			25	18	7		29	21	8		29	22	7		31	23	8		33	30	3

3 業務継続のための執務環境等の確保

(県庁本庁舎)

	対 応 状 況
<p>1 書庫・ロッカー等の転倒防止</p>	<p>地震により転倒した書庫、ロッカー、キャビネットや散乱した書類の片付け、整理によって、速やかに災害対応するための貴重な時間を浪費してしまう恐れがある。</p> <p>このため、各所属は、執務室の状況を確認し、ロッカー等の転倒防止対策や書類等の飛散防止対策を徹底しておく必要がある。</p>
<p>2 電源の確保</p>	<p>(1) 無停電電源装置の設置状況</p> <p>停電時に、非常用発電機から電気を供給するまでの約 40 秒間の停電時間中に蓄電池から電気を供給する装置であり、瞬間停電さえも許されない重要な機器（警察通信指令、重要コンピュータ、電気設備等の制御・監視用機器等）に電源供給する。</p> <p><別 館></p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察通信指令、防災本部、防災通信、情報処理室、中央監視室の設備全て <p>(2) 非常用コンセントの設置状況</p> <p>本庁舎は、災害時対策本部として使用するため、各館に発電機を設置している。</p> <p>【発電機による電力供給時に想定している機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDOパソコン（電子県庁課の管理パソコン）、SDO用のHUB ・FAX（使用電力の大きいものを除く） ・災害時に稼働が必要なシステム用サーバ・PC ・必要最低限の共用プリンター ・災害対策用衛星電話 <p>※各館の発電機は平常時の業務と同様の電力供給を保証するものではない。</p> <p>※停電時に使用できるコンセントは、発電機回路のコンセントのみで、箇所数は平常時の約20%程度（供給できる電力を超えて使用した場合には、ブレーカーが作動し停電する。）</p> <p>※発電機は使用する電力が多いほど燃料を早く消費するため、供給範囲内でも必要でない電気機器を外すこと。</p> <p>発電機回路（中部電力からの送電が停止した場合に、発電機により電気が供給される回路）のコンセントは、各館により見分け方が異なる。図面による確認を必要とする場合は、経営管理部財務局資産経営課まで連絡すること。</p> <p><本 館></p> <p>本館の発電機回路は、コンセントボックスに赤い発電機回路の表示（プラグの面と側面の2パターンあり）がある。</p> <p style="text-align: right;">【写真1】本館発電機回路コンセント例</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p>赤色</p>

対応状況

2 電源の確保

<東館>

東館の発電機回路は、OAフロアから取り出しているコンセントタップのうち、差込口が曲線になっているもの。一部にはタップの側面に発電機回路の表示がある。延長ケーブルを使用している場合は、資産経営課の表示のあるコンセントタップまで遡って確認すること。

【写真2】東館発電機回路コンセント例



【写真3】東館商用回路コンセント例



<西館>

西館の発電機回路はコンセントボックスの差込口が赤色のもの。西館執務室の床コンセントは基本的に発電機回路ではない。壁面にコンセントボックスが設置されているので確認すること。

【写真4】西館発電機回路コンセント例



赤色

【写真5】西館商用回路コンセント例



<別館>

別館の発電機回路はコンセントボックスの差込口が黒色のもの。床下から取り出しているコンセントについては、各階により異なるので資産経営課で確認が必要。

【写真6】別館発電機回路コンセント例



【写真7】別館商用回路コンセント例



	対 応 状 況
2 電源の確保	<p>(3) 非常用照明の設置状況</p> <p>県庁舎の照明は、停電後、直ちに非常照明が点灯する。非常照明は執務室及び避難路に設置している。トイレ、倉庫及び書庫等には設置されていない。</p> <p>停電後、自動的に非常用発電機が起動し発電を始める。発電が開始されると発電機回路の電灯が点灯し、非常照明は消灯する。</p> <p>各館の発電機回路の電灯位置は建物や部屋ごと異なる（下記参照）。</p> <p>なお、電力が供給されていても、不要な照明は消灯すること。</p> <p>※発電機回路の照明器具の設置数と位置</p> <p><本 館> 執務室の照明のうち、3分の1～6分の1。</p> <p><東 館> 執務室の照明のうち、廊下側2列の照明の2分の1。</p> <p><西 館> 執務室の照明のうち、廊下側から2列目、及び窓側から2列目。</p> <p><別 館> 会議室の照明のうち、4分の1から5分の1。ただし、災害対策本部となる別館2階から別館7階までは全ての電灯が発電機回路。</p>
3 通信手段の確保 (電話機)	<p>(1) 災害時の光回線通信規制中</p> <p>通常の「0」から始まる外線発信は出来ないが、「1#」から始まる外線発信（別途料金）であれば、資産経営課設置の外線発信可能な電話機は全て発信可能。</p> <p>(2) 庁内電話交換機の故障時</p> <p>赤い「故障時対応電話」の表示がある電話機のみ発信が可能。（発信時は電話番号を直接入力する）</p> <p>(3) NTT 光回線の故障時</p> <p>資産経営課設置の外線発信可能な電話機全てで「1#」発信が可能（別途料金）であるが、着信は赤い「故障時対応電話」の表示がある電話機のみ可能。</p> <p>(4) 庁舎内停電時</p> <p>ひかり電話は（NTTの制限がかからなければ）停電時も使用できるが、着信音、電話の取り方が以下のとおりとなる。</p> <p>【着信後 0～7秒間】</p> <p>受話器を上げた後、1～10秒の間にキャッチを押すと通話可能（10秒以上経つと切れる）</p> <p>【着信後 7秒後】</p> <p>着信音の鳴り方が変わる。この状態で受話器を上げるとそのまま通話可能</p>
4 食糧及び水等の確保、トイレ運用	<p>全職員の3食×3日分を備蓄しており、飲料水はペットボトル及び貯水槽の水を利用する。</p> <p>トイレについては、静岡市から「公共下水道の使用可能」がアナウンスされるまでの間、下記運用とする。（携帯トイレの備蓄が一定数に達するまでの暫定運用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性 小 便 本館1～4階、東館2階、西館1～3階の男子トイレ小便器を使用する。 大 便 館内の男性トイレ内で「携帯トイレ」を使用、又は本館1階中庭駐輪場に設置するマンホールトイレ（6台）を使用する。 ・女性 大小便 館内の女性トイレ内で「携帯トイレ」を使用する。



5 宿泊対応	<p>(1) 宿泊スペース</p> <p>別館21階ロビー、地震防災センター等を検討</p> <p>※共用会議室は、基本的に災害対策業務に使用するため、宿泊場所としての使用はできない（出来るだけ職員は各自執務室で休憩（宿泊）するよう要請）。</p> <p>(2) 宿泊用資機材の備蓄状況</p> <ul style="list-style-type: none">・簡易ベット260台、毛布多数、寝袋200袋
6 その他	

静岡県交通基盤部港湾局
業務継続計画

令和6年7月

交通基盤部港湾局業務継続計画

1 所掌する災害応急対策業務

(1) 各班共通事務

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
組織運営に係る事務	1 所属職員の安否の確認 2 班の設置及び運営
事業執行に係る事務 (該当する事務の 所管所属に共通)	1 所管県有施設の被害状況の把握 2 災害復旧事業に関する被害調査 3 災害復旧事業計画の策定 4 災害復旧事業の実施 5 所管災害応急対策業務に係る災害記録の収集及び整理 6 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の出向及び受け入れ 7 その他特命事項

(2) 班別事務分掌

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
港湾班	港湾局業務継続計画補助資料のとおり

2 非常時優先業務の開始目標時期及び必要人員数・参集予想人員数

(要員数 20)

区 分	災害応急対策業務	必要人員数	通常事務のうち 非常時優先執行業務	必要人員数	参集予想人員
1日以内	港湾局業務継続計画補助資料のとおり	34	港湾局業務継続計画補助資料のとおり		15
3日以内	港湾局業務継続計画補助資料のとおり	34	港湾局業務継続計画補助資料のとおり		15
1週間以内	港湾局業務継続計画補助資料のとおり	34	港湾局業務継続計画補助資料のとおり	1	15
2週間以内	港湾局業務継続計画補助資料のとおり	34	港湾局業務継続計画補助資料のとおり	1	19

港湾局業務継続計画補助資料

区分 (担当グループ名 業務区分 等)	3時間 (発生から3時間)	24時間 (発生から1日)			3日			1週間			2週間						
		必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数				
港 湾 班	情報グループ	津波防護施設(水門・陸 門)の閉鎖状況 ・港湾、港湾海岸施設の 被災状況 ・港湾、港湾海岸区域内 の避難状況	4	2	2	津波防護施設(水門・陸 門)の閉鎖状況 ・港湾、港湾海岸施設の 被災状況 ・港湾、港湾海岸区域内 の避難状況	4	2	2	津波防護施設(水門・陸 門)の閉鎖状況 ・港湾、港湾海岸施設の 被災・復旧状況 ・港湾、港湾海岸区域内 の避難状況	4	2	2	津波防護施設(水門・陸 門)の閉鎖状況 ・港湾、港湾海岸施設の 被災・復旧状況 ・港湾、港湾海岸区域内 の避難状況	4	3	1
	調整グループ	・災害対策本部への被災 状況等の報告 ・国等への被災状況等の 報告 ・被災現場等への職員派 遣検討 ・専門家の派遣検討	3	2	1	・災害対策本部への被災 状況等の報告 ・国等への被災状況等の 報告 ・被災現場等への職員派 遣検討・調整 ・専門家の派遣検討・調 整 ・国等の視察対応	3	2	1	・災害対策本部への被災 状況等の報告 ・国等への被災状況等の 報告 ・被災現場等への職員派 遣検討・調整 ・専門家の派遣検討・調 整 ・国等の視察対応	3	2	1	・災害対策本部への被災 状況等の報告 ・国等への被災状況等の 報告 ・被災現場等への職員派 遣検討・調整 ・専門家の派遣検討・調 整 ・国等の視察対応	3	2	1
	対策グループ	・応急復旧対策の検討	2	2	0	・応急復旧対策の検討 ・応急復旧優先順位の検 討 ・応急工事協議(国交省)	4	2	2	・応急復旧対策の検討 ・応急復旧優先順位の検 討 ・応急工事協議(国交省)	4	2	2	・応急復旧対策の検討 ・応急復旧優先順位の検 討 ・応急工事協議(国交省)	4	2	2
漁 港 班	情報グループ	津波防護施設(水門・陸 門)の閉鎖状況 ・漁港、漁港海岸施設の 被災状況 ・漁港、漁港海岸区域内 の避難状況	4	2	2	津波防護施設(水門・陸 門)の閉鎖状況 ・漁港、漁港海岸施設の 被災状況 ・漁港、漁港海岸区域内 の避難状況	4	2	2	津波防護施設(水門・陸 門)の閉鎖状況 ・漁港、漁港海岸施設の 被災・復旧状況 ・漁港、漁港海岸区域内 の避難状況	4	2	2	津波防護施設(水門・陸 門)の閉鎖状況 ・漁港、漁港海岸施設の 被災・復旧状況 ・漁港、漁港海岸区域内 の避難状況	4	2	2
	調整グループ	・災害対策本部への被災 状況等の報告 ・国等への被災状況等の 報告 ・被災現場等への職員派 遣検討 ・専門家の派遣検討	3	1	2	・災害対策本部への被災 状況等の報告 ・国等への被災状況等の 報告 ・被災現場等への職員派 遣検討・調整 ・専門家の派遣検討・調 整 ・国等の視察対応	3	2	1	・災害対策本部への被災 状況等の報告 ・国等への被災状況等の 報告 ・被災現場等への職員派 遣検討・調整 ・専門家の派遣検討・調 整 ・国等の視察対応	3	2	1	・災害対策本部への被災 状況等の報告 ・国等への被災状況等の 報告 ・被災現場等への職員派 遣検討・調整 ・専門家の派遣検討・調 整 ・国等の視察対応	3	3	0
	対策グループ	・応急復旧対策の検討	2	1	1	・応急復旧対策の検討 ・応急復旧優先順位の検 討 ・応急工事協議(水産庁)	4	1	3	・応急復旧対策の検討 ・応急復旧優先順位の検 討 ・応急工事協議(水産庁)	4	1	3	・応急復旧対策の検討 ・応急復旧優先順位の検 討 ・応急工事協議(水産庁)	4	2	2
緊 急 物 資 輸 送 グ ル ー プ		・港湾班・漁港班からの情 報整理 ・管理水域内の危険箇所 等への標識の設置調整 ・緊急物資集積場所の確 保調整 ・岸壁の安全確認情報の 収集・整理 ・緊急輸送路の安全確認 情報の収集・整理 ・水域上の障害物の確認 情報の収集・整理 ・航路啓開の調整 ・海上保安庁等関係機関 との連絡調整	7	2	5	・港湾班・漁港班からの情 報整理 ・管理水域内の危険箇所 等への標識の設置調整 ・緊急物資集積場所の確 保調整 ・岸壁の安全確認情報の 収集・整理 ・緊急輸送路の安全確認 情報の収集・整理 ・水域上の障害物の確認 情報の収集・整理 ・航路啓開の調整 ・海上保安庁等関係機関 との連絡調整	7	2	5	・港湾班・漁港班からの情 報整理 ・管理水域内の危険箇所 等への標識の設置調整 ・緊急物資集積場所の確 保調整 ・岸壁の安全確認情報の 収集・整理 ・緊急輸送路の安全確認 情報の収集・整理 ・水域上の障害物の確認 情報の収集・整理 ・航路啓開の調整 ・海上保安庁等関係機関 との連絡調整	7	2	5	・港湾班・漁港班からの情 報整理 ・管理水域内の危険箇所 等への標識の設置調整 ・緊急物資集積場所の確 保調整 ・岸壁の安全確認情報の 収集・整理 ・緊急輸送路の安全確認 情報の収集・整理 ・水域上の障害物の確認 情報の収集・整理 ・航路啓開の調整 ・海上保安庁等関係機関 との連絡調整	7	3	4
総 務 班		・港湾局職員(家族含む) の安否確認 ・職員動員状況の把握 ・局内の防災対策業務へ の職員配置(部内支援、応 援要請) ・被災直後の散乱物等の 整理、余震対策 ・電話等の通信手段の確 認、修繕 ・食料、飲料水、寝具等の 手配	5	2	3	・港湾局職員(家族含む) の安否確認 ・職員動員状況の把握 ・局内の防災対策業務へ の職員配置(部内支援、応 援要請) ・被災直後の散乱物等の 整理、余震対策 ・電話等の通信手段の確 認、修繕 ・食料、飲料水、寝具等 の手配・配布	5	2	3	・港湾局職員(家族含む) の安否確認 ・職員動員状況の把握 ・局内の防災対策業務へ の職員配置(部内支援、応 援要請) ・被災直後の散乱物等の 整理、余震対策 ・電話等の通信手段の確 認、修繕 ・食料、飲料水、寝具等 の手配・配布	5	2	3	・港湾局職員(家族含む) の安否確認 ・職員動員状況の把握 ・局内の防災対策業務へ の職員配置(部内支援、応 援要請) ・電話等の通信手段の確 認、修繕 ・食料、飲料水、寝具等 の手配・配布	5	2	3
計		30	14	16	34	15	19	34	15	19	34	15	19	34	19	15	

3 業務継続のための執務環境等の確保

(県庁本庁舎)

	対 応 状 況
<p>1 書庫・ロッカー等の転倒防止</p>	<p>地震により転倒した書庫、ロッカー、キャビネットや散乱した書類の片付け、整理によって、速やかに災害対応するための貴重な時間を浪費してしまう恐れがある。</p> <p>このため、各所属は、執務室の状況を確認し、ロッカー等の転倒防止対策や書類等の飛散防止対策を徹底しておく必要がある。</p>
<p>2 電源の確保</p>	<p>(1) 無停電電源装置の設置状況</p> <p>停電時に、非常用発電機から電気を供給するまでの約 40 秒間の停電時間中に蓄電池から電気を供給する装置であり、瞬間停電さえも許されない重要な機器（警察通信指令、重要コンピュータ、電気設備等の制御・監視用機器等）に電源供給する。</p> <p><別 館></p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察通信指令、防災本部、防災通信、情報処理室、中央監視室の設備全て <p>(2) 非常用コンセントの設置状況</p> <p>本庁舎は、災害時対策本部として使用するため、各館に発電機を設置している。</p> <p>【発電機による電力供給時に想定している機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDOパソコン（電子県庁課の管理パソコン）、SDO用のHUB ・FAX（使用電力の大きいものを除く） ・災害時に稼働が必要なシステム用サーバ・PC ・必要最低限の共用プリンター ・災害対策用衛星電話 <p>※各館の発電機は平常時の業務と同様の電力供給を保证するものではない。</p> <p>※停電時に使用できるコンセントは、発電機回路のコンセントのみで、箇所数は平常時の約20%程度（供給できる電力を超えて使用した場合には、ブレーカーが作動し停電する。）</p> <p>※発電機は使用する電力が多いほど燃料を早く消費するため、供給範囲内でも必要でない電気機器を外すこと。</p> <p>発電機回路（中部電力からの送電が停止した場合に、発電機により電気が供給される回路）のコンセントは、各館により見分け方が異なる。図面による確認を必要とする場合は、経営管理部財務局資産経営課まで連絡すること。</p> <p><本 館></p> <p>本館の発電機回路は、コンセントボックスに赤い発電機回路の表示（プラグの面と側面の2パターンあり）がある。</p> <div style="text-align: right;"> <p>【写真1】本館発電機回路コンセント例</p>  </div> <p>赤色</p>

対応状況

2 電源の確保

<東館>

東館の発電機回路は、OAフロアから取り出しているコンセントタップのうち、差込口が曲線になっているもの。一部にはタップの側面に発電機回路の表示がある。延長ケーブルを使用している場合は、資産経営課の表示のあるコンセントタップまで遡って確認すること。

【写真2】東館発電機回路コンセント例



【写真3】東館商用回路コンセント例



<西館>

西館の発電機回路はコンセントボックスの差込口が赤色のもの。西館執務室の床コンセントは基本的に発電機回路ではない。壁面にコンセントボックスが設置されているので確認すること。

【写真4】西館発電機回路コンセント例



赤色

【写真5】西館商用回路コンセント例



<別館>

別館の発電機回路はコンセントボックスの差込口が黒色のもの。床下から取り出しているコンセントについては、各階により異なるので資産経営課で確認が必要。

【写真6】別館発電機回路コンセント例



【写真7】別館商用回路コンセント例



	対 応 状 況
2 電源の確保	<p>(3) 非常用照明の設置状況</p> <p>県庁舎の照明は、停電後、直ちに非常照明が点灯する。非常照明は執務室及び避難路に設置している。トイレ、倉庫及び書庫等には設置されていない。</p> <p>停電後、自動的に非常用発電機が起動し発電を始める。発電が開始されると発電機回路の電灯が点灯し、非常照明は消灯する。</p> <p>各館の発電機回路の電灯位置は建物や部屋ごと異なる（下記参照）。</p> <p>なお、電力が供給されていても、不要な照明は消灯すること。</p> <p>※発電機回路の照明器具の設置数と位置</p> <p><本 館> 執務室の照明のうち、3分の1～6分の1。</p> <p><東 館> 執務室の照明のうち、廊下側2列の照明の2分の1。</p> <p><西 館> 執務室の照明のうち、廊下側から2列目、及び窓側から2列目。</p> <p><別 館> 会議室の照明のうち、4分の1から5分の1。ただし、災害対策本部となる別館2階から別館7階までは全ての電灯が発電機回路。</p>
3 通信手段の確保 (電話機)	<p>(1) 災害時の光回線通信規制中</p> <p>通常の「0」から始まる外線発信は出来ないが、「1#」から始まる外線発信（別途料金）であれば、資産経営課設置の外線発信可能な電話機は全て発信可能。</p> <p>(2) 庁内電話交換機の故障時</p> <p>赤い「故障時対応電話」の表示がある電話機のみ発信が可能。（発信時は電話番号を直接入力する）</p> <p>(3) NTT 光回線の故障時</p> <p>資産経営課設置の外線発信可能な電話機全てで「1#」発信が可能（別途料金）であるが、着信は赤い「故障時対応電話」の表示がある電話機のみ可能。</p> <p>(4) 庁舎内停電時</p> <p>ひかり電話は（NTTの制限がかからなければ）停電時も使用できるが、着信音、電話の取り方が以下のとおりとなる。</p> <p>【着信後 0～7秒間】</p> <p>受話器を上げた後、1～10秒の間にキャッチを押すと通話可能（10秒以上経つと切れる）</p> <p>【着信後 7秒後】</p> <p>着信音の鳴り方が変わる。この状態で受話器を上げるとそのまま通話可能</p>
4 食糧及び水等の確保、トイレ運用	<p>全職員の3食×3日分を備蓄しており、飲料水はペットボトル及び貯水槽の水を利用する。</p> <p>トイレについては、静岡市から「公共下水道の使用可能」がアナウンスされるまでの間、下記運用とする。（携帯トイレの備蓄が一定数に達するまでの暫定運用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性 小 便 本館1～4階、東館2階、西館1～3階の男子トイレ小便器を使用する。 大 便 館内の男性トイレ内で「携帯トイレ」を使用、又は本館1階中庭駐輪場に設置するマンホールトイレ（6台）を使用する。 ・女性 大小便 館内の女性トイレ内で「携帯トイレ」を使用する。



5 宿泊対応	<p>(1) 宿泊スペース</p> <p>別館21階ロビー、地震防災センター等を検討</p> <p>※共用会議室は、基本的に災害対策業務に使用するため、宿泊場所としての使用はできない（出来るだけ職員は各自執務室で休憩（宿泊）するよう要請）。</p> <p>(2) 宿泊用資機材の備蓄状況</p> <ul style="list-style-type: none">・簡易ベット260台、毛布多数、寝袋200袋
6 その他	

静岡県交通基盤部都市局
業務継続計画

令和6年7月

交通基盤部都市局業務継続計画

1 所掌する災害応急対策業務

(1) 各班共通事務

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
組織運営に係る事務	1 所属職員の安否の確認 2 班の設置及び運営
事業執行に係る事務 (該当する事務の所管所属に共通)	1 所管県有施設の被害状況の把握 2 災害復旧事業に関する被害調査 3 災害復旧事業計画の策定 4 災害復旧事業の実施 5 所管災害応急対策業務に係る災害記録の収集及び整理 6 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の要請及び受入れ 7 その他特命事項

(2) 班別事務分掌

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
都 市 班	静岡県交通基盤部災害対策マニュアルに定める業務

2 非常時優先業務の開始目標時期及び必要人員数・参集予想人員数

(要員数 24)

区 分	災害応急対策業務	必要人員数	通常事務のうち非常時優先執行業務	必要人員数	参集予想人員
1日以内	都市局業務継続計画補助資料のとおり	15	都市局業務継続計画補助資料のとおり	15	16
3日以内	都市局業務継続計画補助資料のとおり	20	都市局業務継続計画補助資料のとおり	20	17
1週間以内	都市局業務継続計画補助資料のとおり	22	都市局業務継続計画補助資料のとおり	22	17
2週間以内	都市局業務継続計画補助資料のとおり	24	都市局業務継続計画補助資料のとおり	24	22

(様式)

都市局業務継続計画補助資料

区分 (担当グループ名 業務区分等)	3時間 (発生から3時間)			24時間 (発生から1日)			3日			1週間			2週間		
	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数
総務班	3	2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	1
都市計画班															
地域交通班															
土地対策班															
景観まちづくり班	7	14	-7	12	14	-2	17	15	2	19	15	4	21	20	1
街路整備班															
生活排水班															
公園緑地班															
計	10	16	-6	15	16	-1	20	17	3	22	17	5	24	22	2

3 業務継続のための執務環境等の確保

(県庁本庁舎)

	対 応 状 況
<p>1 書庫・ロッカー等の転倒防止</p>	<p>地震により転倒した書庫、ロッカー、キャビネットや散乱した書類の片付け、整理によって、速やかに災害対応するための貴重な時間を浪費してしまう恐れがある。</p> <p>このため、各所属は、執務室の状況を確認し、ロッカー等の転倒防止対策や書類等の飛散防止対策を徹底しておく必要がある。</p>
<p>2 電源の確保</p>	<p>(1) 無停電電源装置の設置状況</p> <p>停電時に、非常用発電機から電気を供給するまでの約 40 秒間の停電時間中に蓄電池から電気を供給する装置であり、瞬間停電さえも許されない重要な機器（警察通信指令、重要コンピュータ、電気設備等の制御・監視用機器等）に電源供給する。</p> <p><別 館></p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察通信指令、防災本部、防災通信、情報処理室、中央監視室の設備全て <p>(2) 非常用コンセントの設置状況</p> <p>本庁舎は、災害時対策本部として使用するため、各館に発電機を設置している。</p> <p>【発電機による電力供給時に想定している機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDOパソコン（電子県庁課の管理パソコン）、SDO用のHUB ・FAX（使用電力の大きいものを除く） ・災害時に稼働が必要なシステム用サーバ・PC ・必要最低限の共用プリンター ・災害対策用衛星電話 <p>※各館の発電機は平常時の業務と同様の電力供給を保证するものではない。</p> <p>※停電時に使用できるコンセントは、発電機回路のコンセントのみで、箇所数は平常時の約20%程度（供給できる電力を超えて使用した場合には、ブレーカーが作動し停電する。）</p> <p>※発電機は使用する電力が多いほど燃料を早く消費するため、供給範囲内でも必要でない電気機器を外すこと。</p> <p>発電機回路（中部電力からの送電が停止した場合に、発電機により電気が供給される回路）のコンセントは、各館により見分け方が異なる。図面による確認を必要とする場合は、経営管理部財務局資産経営課まで連絡すること。</p> <p><本 館></p> <p>本館の発電機回路は、コンセントボックスに赤い発電機回路の表示（プラグの面と側面の2パターンあり）がある。</p> <p style="text-align: right;">【写真1】本館発電機回路コンセント例</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p>赤色</p>

対応状況

2 電源の確保

<東館>

東館の発電機回路は、OAフロアから取り出しているコンセントタップのうち、差込口が曲線になっているもの。一部にはタップの側面に発電機回路の表示がある。延長ケーブルを使用している場合は、資産経営課の表示のあるコンセントタップまで遡って確認すること。

【写真2】東館発電機回路コンセント例



【写真3】東館商用回路コンセント例



<西館>

西館の発電機回路はコンセントボックスの差込口が赤色のもの。西館執務室の床コンセントは基本的に発電機回路ではない。壁面にコンセントボックスが設置されているので確認すること。

【写真4】西館発電機回路コンセント例



赤色

【写真5】西館商用回路コンセント例



<別館>

別館の発電機回路はコンセントボックスの差込口が黒色のもの。床下から取り出しているコンセントについては、各階により異なるので資産経営課で確認が必要。

【写真6】別館発電機回路コンセント例



【写真7】別館商用回路コンセント例



	対 応 状 況
2 電源の確保	<p>(3) 非常用照明の設置状況</p> <p>県庁舎の照明は、停電後、直ちに非常照明が点灯する。非常照明は執務室及び避難路に設置している。トイレ、倉庫及び書庫等には設置されていない。</p> <p>停電後、自動的に非常用発電機が起動し発電を始める。発電が開始されると発電機回路の電灯が点灯し、非常照明は消灯する。</p> <p>各館の発電機回路の電灯位置は建物や部屋ごと異なる（下記参照）。</p> <p>なお、電力が供給されていても、不要な照明は消灯すること。</p> <p>※発電機回路の照明器具の設置数と位置</p> <p><本 館> 執務室の照明のうち、3分の1～6分の1。</p> <p><東 館> 執務室の照明のうち、廊下側2列の照明の2分の1。</p> <p><西 館> 執務室の照明のうち、廊下側から2列目、及び窓側から2列目。</p> <p><別 館> 会議室の照明のうち、4分の1から5分の1。ただし、災害対策本部となる別館2階から別館7階までは全ての電灯が発電機回路。</p>
3 通信手段の確保 (電話機)	<p>(1) 災害時の光回線通信規制中</p> <p>通常の「0」から始まる外線発信は出来ないが、「1#」から始まる外線発信（別途料金）であれば、資産経営課設置の外線発信可能な電話機は全て発信可能。</p> <p>(2) 庁内電話交換機の故障時</p> <p>赤い「故障時対応電話」の表示がある電話機のみ発信が可能。（発信時は電話番号を直接入力する）</p> <p>(3) NTT 光回線の故障時</p> <p>資産経営課設置の外線発信可能な電話機全てで「1#」発信が可能（別途料金）であるが、着信は赤い「故障時対応電話」の表示がある電話機のみ可能。</p> <p>(4) 庁舎内停電時</p> <p>ひかり電話は（NTTの制限がかからなければ）停電時も使用できるが、着信音、電話の取り方が以下のとおりとなる。</p> <p>【着信後 0～7秒間】</p> <p>受話器を上げた後、1～10秒の間にキャッチを押すと通話可能（10秒以上経つと切れる）</p> <p>【着信後 7秒後】</p> <p>着信音の鳴り方が変わる。この状態で受話器を上げるとそのまま通話可能</p>
4 食糧及び水等の確保、トイレ運用	<p>全職員の3食×3日分を備蓄しており、飲料水はペットボトル及び貯水槽の水を利用する。</p> <p>トイレについては、静岡市から「公共下水道の使用可能」がアナウンスされるまでの間、下記運用とする。（携帯トイレの備蓄が一定数に達するまでの暫定運用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性 小 便 本館1～4階、東館2階、西館1～3階の男子トイレ小便器を使用する。 大 便 館内の男性トイレ内で「携帯トイレ」を使用、又は本館1階中庭駐輪場に設置するマンホールトイレ（6台）を使用する。 ・女性 大小便 館内の女性トイレ内で「携帯トイレ」を使用する。



5 宿泊対応	<p>(1) 宿泊スペース</p> <p>別館21階ロビー、地震防災センター等を検討</p> <p>※共用会議室は、基本的に災害対策業務に使用するため、宿泊場所としての使用はできない（出来るだけ職員は各自執務室で休憩（宿泊）するよう要請）。</p> <p>(2) 宿泊用資機材の備蓄状況</p> <ul style="list-style-type: none">・簡易ベット260台、毛布多数、寝袋200袋
6 その他	

静岡県下田土木事務所
業務継続計画

令和6年7月

下田土木事務所業務継続計画

1 所掌する災害応急対策業務

(1) 各班共通事務

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
組織運営に係る事務	1 所属職員の安否の確認 2 班の設置及び運営
事業執行に係る事務 (該当する事務の 所管所属に共通)	1 所管県有施設の被害状況の把握 2 災害復旧事業に関する被害調査 3 災害復旧事業計画の策定 4 災害復旧事業の実施 5 所管災害応急対策業務に係る災害記録の収集及び整理 6 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の出向及び受け入れ 7 その他特命事項

(2) 班別事務分掌

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
下田土木事務所 (賀茂方面本部 土木班)	静岡県交通基盤部災害対策マニュアルに定める業務及び 下田土木事務所応急対策行動表に定める業務

2 非常時優先業務の開始目標時期及び必要人員数・参集予想人員数

(要員数 48)

区 分	災害応急対策業務	必要 人員数	通常事務のうち 非常時優先執行業務	必要 人員数	参集予 想人員
1日以内	下田土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	36	下田土木事務所業務継続 計画補助資料のとおり	4	34
3日以内	下田土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	36	下田土木事務所業務継続 計画補助資料のとおり	5	34
1週間以内	下田土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	36	下田土木事務所業務継続 計画補助資料のとおり	7	34
2週間以内	下田土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	41	下田土木事務所業務継続 計画補助資料のとおり	7	43

下田土木事務所業務継続計画補助資料

区分	3時間 (発生から3時間)			24時間 (発生から1日)			3日			1週間			2週間							
	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数					
賀茂方面本部 下田土木班 統括 (3人)	・班統括設置・運営 ・被害状況把握 ・道路パトロール指示	2	1	1	・班統括設置・運営 ・被害状況把握 ・道路パトロール指示	2	3	-1	・班統括設置・運営 ・被害状況把握 ・道路パトロール指示	2	3 (1)	-1	・班統括設置・運営 ・被害状況把握 ・道路パトロール指示	3	3 (1)	0				
総務係 (4人)	・職員の安否確認 ・班の設置及び運営 ・庁舎等被害状況の調査・把握 ・庁舎内の保安措置 ・保有車両の運用管理	3	1	2	・職員の安否確認 ・職員動員状況把握 ・保有車両の運用管理 ・給油伝票準備・給油箇所手配 ・必要資機材の管理 (食料、飲料水等を含む)	4	3	1	・職員の安否確認 ・職員動員状況把握 ・保有車両の運用管理 ・給油伝票準備・給油箇所手配 ・必要資機材の管理 (食料、飲料水等を含む)	4	3 (1)	1	・職員の安否確認 ・職員動員状況把握 ・保有車両の運用管理 ・給油伝票準備・給油箇所手配 ・必要資機材の管理 (食料、飲料水等を含む) ・支払等会計事務	4	4 (1)	0				
情報係 (10人)	・通信状況の確認・通信の確保 ・被害状況等の情報収集・整理 ・方面本部指令班との連絡調整 ・県本部土木班との連絡調整 ・その他関係機関との連絡調整	4	4	0	・通信状況の確認・通信の確保 ・啓開作業進捗状況等の情報収集・整理 ・方面本部指令班との連絡調整 ・県本部土木班との連絡調整 ・その他関係機関との連絡調整	6	7	-1	・通信状況の確認・通信の確保 ・啓開作業進捗状況等の情報収集・整理 ・方面本部指令班との連絡調整 ・県本部土木班との連絡調整 ・その他関係機関との連絡調整	6	7 (2)	-1	・通信状況の確認・通信の確保 ・復旧作業進捗状況等の情報収集・整理 ・方面本部指令班との連絡調整 ・県本部土木班との連絡調整 ・その他関係機関との連絡調整	6	7 (1)	-1				
	道路被害情報収集・復旧(見込)状況 【第1次緊急輸送路】 ・(国)135号 ・(国)136号 ・(国)414号				道路被害情報収集・復旧(見込)状況 【左記】 + 【第2次緊急輸送路】 ・(主)下田松崎線 ・(主)下佐ケ野谷津線				道路被害情報収集・復旧(見込)状況 【左記】 + 【第3次緊急輸送路】 ・(-)下田南伊豆線 ・(-)仁科峠宇久須線				道路被害情報収集・復旧(見込)状況 【左記路線】 + 【その他の路線】							
企画調整係 (6人)	・緊急輸送ルートの選定 ・啓開作業等の方針検討 ・報道機関への対応	4	1	3	・緊急輸送ルートの選定 ・応急復旧等の計画立案 ・管内市町の応急復旧対策等の指導 ・報道機関への対応	6	5	1	・緊急輸送ルートの選定 ・応急復旧優先工事の検討 ・管内市町の応急復旧対策等の指導 ・報道機関への対応	6	5 (1)	1	・緊急輸送ルートの選定 ・復旧作業進捗状況等の情報収集・整理 ・管内市町の応急復旧対策等の指導 ・報道機関への対応	6	6 (2)	0				
対策係 (15人)	・建設業者の確保対策 ・備蓄資材の使用調整 ・パトロールの指示 ・道路パトロールによる被害状況調査	10	7	3	・建設業者の確保対策 ・備蓄資材の使用調整 ・パトロールの指示 ・道路パトロールによる被害状況調査	15	13	2	・備蓄資材の使用調整 ・パトロールの指示 ・道路パトロールによる被害状況調査	15	13 (4)	2	・備蓄資材の使用調整 ・パトロールの指示 ・道路パトロールによる被害状況調査	15	13 (4)	2				
	・協定業者に出動要請 ・協定業者からの被害調査結果聞き取り				・協定業者に出動要請 ・協定業者からの被害調査結果聞き取り				・協定業者に出動要請 ・協定業者からの被害調査結果聞き取り				・協定業者に出動要請 ・協定業者からの被害調査結果聞き取り							
	・所管施設被害状況の把握 ・被害箇所一覧表等の作成				・所管施設被害状況の把握 ・被害箇所一覧表等の作成				・所管施設被害状況の把握 ・被害箇所一覧表等の作成				・所管施設被害状況の把握 ・被害箇所一覧表等の作成							
	・道路の交通規制 ・規制標識等設置				・道路の交通規制 ・規制標識等設置				・道路の交通規制 ・規制標識等設置				・道路の交通規制 ・規制標識等設置							
					・応急復旧工事指示				・応急復旧工事指示				・応急復旧工事指示							
建築係 (3人)	・土木事務所庁舎の維持保全	3	1	2	・土木事務所庁舎の維持保全	3	3	0	・土木事務所庁舎の維持保全	3	3 (1)	0	・土木事務所庁舎の維持保全	3	3 (1)	0				
	・施工作中間発行為、宅地造成行為、 土地利用箇所に対する調査・指導				・施工作中間発行為、宅地造成行為、 土地利用箇所に対する調査・指導				・施工作中間発行為、宅地造成行為、 土地利用箇所に対する調査・指導				・施工作中間発行為、宅地造成行為、 土地利用箇所に対する調査・指導							
計		26	15	11		36	34	2		36	34 (10)	2		36	34 (10)	2		41	43 (13)	-2

※ 3日目は3交代とするため、実際の業務従事者数は()の数字となる。

3 業務継続のための執務環境等の確保

(下田総合庁舎)

	対応状況
1 書庫・ロッカー等の転倒防止	<p>地震により転倒した書庫、ロッカー、キャビネットや散乱した書類の片付け、整理によって、速やかに災害対応するための貴重な時間を浪費してしまう恐れがあるため、庁舎においては、ロッカー等の転倒防止対策や窓ガラスの飛散防止対策を実施している。</p>
2 電源の確保	<p>(1) 非常用電源</p> <p>各総合庁舎は、災害時の拠点となることから、非常用予備発電装置を設置している。停電後、発電装置が稼動し*1、一部の照明とコンセントに電力が供給される。発電装置は、使用する電力が多い(負荷が大きい)ほど、燃料を多く消費することから、稼動時間を延ばすために、照明・電気機器の使用は必要とされるもののみとする。</p> <p>また、発電装置は、100%の負荷で下記*2 の時間稼動する計画になっているが、燃料の備蓄量・消費量によって、稼動時間が増減する。</p> <p>*1 停電後に発電機が稼動に要する時間：13秒</p> <p>*2 発電装置の稼動時間：本館1階発電機…72時間 別館屋上発電機…192時間</p> <p>(2) 発電機回線コンセントの見分け方</p> <p>本館1階発電機…差し込む箇所が黒色 別館屋上発電機…差し込む箇所が赤色</p>  <p>本館1階発電機回線 別館屋上発電機回線</p> <p>(3) 非常用照明</p> <p>停電後、直ちにバッテリーによる停電時非常灯が点灯する。発電装置が稼動し電力が供給される電灯は、小丸球のある電灯。</p> <p>なお、電力が供給されていても、不要な照明は消灯すること。</p>
3 通信手段の確保 (電話機)	<p>電話回線・電源などの不具合により、「0, 5, 8」発信による通話が出来ない場合は、「災害時優先電話」の赤いテプラ表示がある電話機だけが使用できる。</p> <p>なお、ひかり電話は(NTTの制限がかからなければ)停電時も使用できるが、着信音、電話の取り方が通常時と異なるので注意すること。(着信音が鳴ったら受話器を上げてフック)</p> 

	対 応 状 況
4 食糧及び水等の確保	<p>(1) 食糧 指令班要員の食糧3食×2日分、各班要員の食糧3食×7日間分備蓄している。飲料水は2,724ℓ備蓄しており、飲料水は受水槽の水も利用する。</p> <p>(2) トイレ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受水槽、汚水層、配水管などの設備が損傷している場合 →点検、修理完了までは使用不可とし、簡易・仮設トイレを利用する。 ・受水槽、汚水層、配水管などの設備が損傷していない場合 →屋上高架水槽（市水、飲料水）4t、同じく（井水、トイレ用等）6tは使用できる。（非常用電源稼働等により電力供給があれば、地下受水槽9t、地下井水槽102tを屋上高架水槽にくみ上げて使用することができる）
5 宿泊対応	<p>(1) 宿泊スペース及び宿泊可能人数 トレーニングルーム 40人 ※1人あたり約3.3㎡で計算</p> <p>(2) 宿泊用資機材の備蓄状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易ベット40台、毛布72枚、寝袋14袋、組立トイレ7基、携帯用トイレ5,000回分
6 その他	<p>「設備診断」の結果を踏まえ、今後、避難経路や機能確保（非常用電源の確保等）についての体制を整えておく必要がある。</p>

4 津波浸水想定地域に所在する事務所の代替機能確保の状況

(下田土木事務所)

		対 応 状 況	
1 職員の参集先 (勤務時間外に発災の場合)	賀茂危機管理庁舎 下田市敷根765-15 下田土木事務所(下田総合庁舎) 下田市中531番地の1(庁舎周辺居住者のみ)		
2 職員・来庁者の避難先 (勤務時間中に発災の場合)	総合庁舎(L2浸水深3.87m)は2階までの浸水が想定されるため、職員は上層階へ避難。 来庁者についても上層階へ一時退避誘導。		
3 代替拠点	賀茂危機管理庁舎(下田市敷根765-15)		
執務環境の状況	執務場所	4階 各班室(土木班)	
	電 源	自家発電設備(燃料1週間分確保)	
	通信手段	防災行政無線、衛星携帯電話	
	食糧・水	3食×7日間分を備蓄している。飲料水は2,064ℓ備蓄しており、飲料水は貯水槽の水も利用する。	
	宿 泊	(1) 宿泊スペース及び宿泊可能人数 1階各班室 50人 ※1人あたり約3.3㎡で計算 (2) 宿泊用資機材の備蓄状況 ・簡易ベット33台、キャンピングマット68本、毛布70枚、寝袋44袋、マンホールトイレ3基、携帯トイレ4,500回分	
その 他	①災害応急対策に用いる事務機器、消耗品等の準備を順次実施。 ②公用車の確保が必要。		
代替拠点での実施業務	本所管内(下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町)及び松崎支所管内(松崎町・西伊豆町)の被災状況の把握。道路・河川等パトロールの実施。賀茂方面本部(指令班)との連絡・調整。		
4 事務所で想定される被害	地震により、書庫、ロッカー、キャビネットが転倒。 地下駐車場に駐車している公用車が使用不可能となる。		
5 事務所での業務再開時期	約1週間後(周辺道路啓開後)		
6 その他	事務所は総合庁舎5階のため発災時も使用可能。		

静岡県熱海土木事務所
業務継続計画

令和6年7月

熱海土木事務所業務継続計画

1 所掌する災害応急対策業務

(1) 各班共通事務

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
組織運営に係る事務	1 所属職員の安否の確認 2 班の設置及び運営
事業執行に係る事務 (該当する事務の 所管所属に共通)	1 所管県有施設の被害状況の把握 2 災害復旧事業に関する被害調査 3 災害復旧事業計画の策定 4 災害復旧事業の実施 5 所管災害応急対策業務に係る災害記録の収集及び整理 6 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の出向及び受け入れ 7 その他特命事項

(2) 班別事務分掌

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
熱海土木事務所 (東部方面本部土 木班)	熱海土木事務所業務継続計画補助資料のとおり

2 非常時優先業務の開始目標時期及び必要人員数・参集予想人員数

(要員数 58人)

区 分	災害応急対策業務	必要 人員数	通常事務のうち 非常時優先執行業務	必要 人員数	参集予 想人員
1日以内	熱海土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	23	熱海土木事務所業務継続 計画補助資料のとおり	1	27
3日以内	熱海土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	26	熱海土木事務所業務継続 計画補助資料のとおり	3	34
1週間以内	熱海土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	36	熱海土木事務所業務継続 計画補助資料のとおり	7	38
2週間以内	熱海土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	48	熱海土木事務所業務継続 計画補助資料のとおり	9	52

熱海土木事務所業務継続計画補助資料

対応内容	I 道路啓開に関する情報収集(6路線)			II 道路啓開に関する情報収集・作業実施(6路線)			III 道路啓開に関する情報収集・作業実施(6路線)→3日で作業完了+(4路線)			IV III+その他道路・港湾・漁港・河川・海岸・砂防・ダム施設に関する情報収集・復旧作業実施										
	3時間 (発生から3時間)	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	24時間 (発生から1日)	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	3日	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	1週間	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	2週間	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数
東部方面 本部 熱海土木 班					班統括設置・運営 被害状況把握 道路ハトロール指示	2	3	-1	班統括設置・運営 被害状況把握 道路ハトロール指示	2	3	-1	班統括設置・運営 被害状況把握 道路ハトロール指示	3	3	0	班統括設置・運営 被害状況把握 道路ハトロール指示	3	3	0
総務					職員の安否確認 職員動員状況把握 食料、飲料水の配布 給油伝票準備 【復】県営住宅管理(入退去事務)	3	2	1	職員の安否確認 職員動員状況把握 食料、飲料水の配布 給油伝票準備 【復】必要物資調達	3	3	0	職員の安否確認 職員動員状況把握 食料、飲料水の配布 給油伝票準備 【復】道路等管理現場業務	3	3	0	職員の安否確認 職員動員状況把握 食料、飲料水の配布 給油伝票準備 【復】道路占用許可、工事承認	3	3	0
情報収集	緊急輸送路に関する道路被害情報収集・復旧(見込)状況 ①135号 ②熱海面南線 ③伊東大仁線 ④伊東修善寺 ⑤逢笠山富戸線 ⑥池東松原線	4	5	-1	緊急輸送路に関する道路被害情報収集・復旧(見込)状況 ①135号 ②熱海面南線 ③伊東大仁線 ④伊東修善寺 ⑤逢笠山富戸線 ⑥池東松原線	4	5	-1	道路被害情報収集・復旧(見込)状況 ①135号 ②熱海面南線 ③伊東大仁線 ④伊東修善寺 ⑤逢笠山富戸線 ⑥池東松原線 *上記路線を優先 *①は津波発生時は実施しない。 *⑦~⑧は必要に応じて実施	5	7	-2	道路被害情報収集・復旧(見込)状況 ①135号 ②熱海面南線 ③伊東大仁線 ④伊東修善寺 ⑤逢笠山富戸線 ⑥池東松原線 *上記路線を優先 *①は津波発生時は実施しない。 *⑦~⑧は必要に応じて実施	6	6	0	道路被害情報収集・復旧(見込)状況 ①135号 ②熱海面南線 ③伊東大仁線 ④伊東修善寺 ⑤逢笠山富戸線 ⑥池東松原線 *上記路線を優先 *①は津波発生時は実施しない。 *⑦~⑧は必要に応じて実施	7	7	0
	・道路被害状況報告 ・その他関係機関との連絡調整 ・報道機関への対応				・啓開作業進捗状況の把握 被害箇所一覧表等の作成 啓開作業方針の策定 ・道路被害状況報告 その他関係機関との連絡調整 報道機関への対応				・啓開作業進捗状況の把握 被害箇所一覧表等の作成 啓開作業方針の策定 ・道路被害状況報告 その他関係機関との連絡調整 報道機関への対応				・復旧作業進捗状況の把握 被害箇所一覧表等の作成 復旧作業方針の策定 ・道路被害状況復旧報告 その他関係機関との連絡調整 報道機関への対応				・復旧作業進捗状況の把握 被害箇所一覧表等の作成 復旧作業方針の策定 ・道路被害状況復旧報告 その他関係機関との連絡調整 報道機関への対応			
対策班が直接受ける業務を考慮し1と同数とした。																				
対策 (熱海)					ハトロールの指示(業者) 道路ハトロールによる被害状況調査	6	10	-4	ハトロールの指示(業者) 道路ハトロールによる被害状況調査	8	12	-4	所管する全施設の ハトロールの指示(業者) 道路ハトロールによる被害状況調査	12	15	-3	ハトロールの指示(業者) 道路ハトロールによる被害状況調査	16	19	-3
					・協定業者に出動要請 協定業者からの被害調査結果聞き取り				・協定業者に出動要請 協定業者からの被害調査結果聞き取り				・協定業者に出動要請 協定業者からの被害調査結果聞き取り				・協定業者に出動要請 協定業者からの被害調査結果聞き取り			
					・応急復旧工事検討・指示				・応急復旧工事検討・指示				・応急復旧優先工事の検討・指揮 建設資機材調整				・応急復旧優先工事の検討・指揮 建設資機材調整			
					・応急復旧優先工事の検討・指揮 建設資機材調整				・応急復旧優先工事の検討・指揮 建設資機材調整				・道路の交通規制 規制標識等設置				・道路の交通規制 規制標識等設置			
					工事試行箇所の保安措置				工事試行箇所の保安措置				工事試行箇所の保安措置				工事試行箇所の保安措置			
計	4	5	-1		15	20	-5		18	25	-7		24	27	-3		29	32	-3	

熱海土木事務所業務継続計画補助資料(伊東支所)

区分	3時間 (発生から3時間)			24時間 (発生から1日)			3日			1週間			2週間			
	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	
対策 (伊東)	道路被害状況報告 その他関係機関との連絡調整 報道機関への対応	1	2	-1	ハトロールの指示(業者) 道路ハトロールによる被害状況調査	8	7	1	ハトロールの指示(業者) 道路ハトロールによる被害状況調査	8	9	-1	ハトロールの指示(業者) 道路ハトロールによる被害状況調査	12	11	1
	・協定業者に出動要請 協定業者からの被害調査結果聞き取り				ダム施設点検と被害状況調査				ダム施設点検と被害状況調査				ダム施設点検と被害状況調査			
				・協定業者に出動要請 協定業者からの被害調査結果聞き取り				・協定業者に出動要請 協定業者からの被害調査結果聞き取り				・協定業者に出動要請 協定業者からの被害調査結果聞き取り				
				・応急復旧工事検討・指示				・応急復旧工事検討・指示				・応急復旧優先工事の検討・指揮 建設資機材調整				
				・応急復旧優先工事の検討・指揮 建設資機材調整				・応急復旧優先工事の検討・指揮 建設資機材調整				・道路の交通規制 規制標識等設置				
				工事試行箇所の保安措置				工事試行箇所の保安措置				工事試行箇所の保安措置				
												災害復旧事業計画の策定				
計	1	2	-1		8	7	1		8	9	-1		12	11	1	
合計	5	7	-2		23	27	-4		26	34	-8		36	38	-2	

3 業務継続のための執務環境等の確保

(熱海総合庁舎)

	対応状況
1 書庫・ロッカー等の転倒防止	<p>地震により転倒した書庫、ロッカー、キャビネットや散乱した書類の片付け、整理によって、速やかに災害対応するための貴重な時間を浪費してしまう恐れがある。</p> <p>このため、当庁舎においては、ロッカー等の転倒防止対策や窓ガラスの飛散防止対策を行っている。</p>
2 電源の確保	<p>(1) 非常用電源</p> <p>各総合庁舎は、災害時の拠点となることから、非常用予備発電装置を設置している。停電後、発電装置が稼動し*1、一部の照明とコンセントに電力が供給される。発電装置は、使用する電力が多い(負荷が大きい)ほど、燃料を多く消費することから、稼動時間を延ばすために、照明・電気機器の使用は必要とされるもののみとする。</p> <p>また、発電装置は、100%の負荷で下記*2の時間稼動する計画になっているが、燃料の備蓄量・消費量によって、稼動時間が増減する。</p> <p>*1 停電後に発電機が稼動に要する時間：10秒</p> <p>*2 発電装置の稼働時間：72時間</p> <p>(2) 発電機回線コンセントの見分け方</p> <p>停電後、発電装置から電力供給されるコンセントとして、青いシールが貼ってあるか、赤色のテプラで「AC-GC」と表示されている。</p> <p>(3) 非常用照明</p> <p>停電後、直ちにバッテリーによる停電時非常灯が点灯する。発電装置が稼動し電力が供給される電灯は執務室中央の電灯。</p> <p>なお、電力が供給されていても、不要な照明は消灯すること。</p> 
3 通信手段の確保(電話機)	<p>電話回線・電源などの不具合により、「0、5、8」発信による通話が出来ない場合は、赤い「災害時優先電話」の表示がある電話機だけが使用できる。</p> <p>なお、ひかり電話は(NTTの制限がかからなければ)停電時も使用できるが、着信音、電話の取り方通常時と異なるので注意すること。(着信音が鳴ったら受話器を上げてフック)</p> 
4 食糧及び水等の確保	<p>(1) 食糧</p> <p>本部要員(指令班、各班、業務調整要員など)の食糧3食×7日間分、飲料水1人2ℓペットボトルを7日分備蓄しており、雑用水は貯水槽の水を利用する。</p> <p>(2) トイレ</p> <p>受水槽、汚水槽、配水管、汚水管などの設備が被災により損傷しているものと想定し、点検、修理完了までは使用不可とし、携帯トイレを利用する。</p>

	対 応 状 況												
5 宿泊対応	<p>(1) 宿泊スペース及び宿泊可能人数</p> <table data-bbox="491 293 927 566"> <tr> <td>2階第2会議室</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>2階第5会議室</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>3階第6会議室</td> <td>45人</td> </tr> <tr> <td>2階男子休養室</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>2階女子休養室</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>附属棟2階トレーニングルーム</td> <td>31人</td> </tr> </table> <p>※1人あたり約3.3㎡で計算</p> <p>(2) 宿泊用資機材の備蓄状況</p> <p>毛布24枚</p>	2階第2会議室	13人	2階第5会議室	14人	3階第6会議室	45人	2階男子休養室	12人	2階女子休養室	6人	附属棟2階トレーニングルーム	31人
2階第2会議室	13人												
2階第5会議室	14人												
3階第6会議室	45人												
2階男子休養室	12人												
2階女子休養室	6人												
附属棟2階トレーニングルーム	31人												
6 その他													

3 業務継続のための執務環境等の確保

(熱海土木事務所伊東支所)

	対 応 状 況
1 書庫・ロッカー等の転倒防止	<p>地震により転倒した書庫、ロッカー、キャビネットや散乱した書類の片付け、整理によって、速やかに災害対応するための貴重な時間を浪費してしまう恐れがある。</p> <p>このため、所属では、執務室の状況を確認し、ロッカー等の転倒防止対策や書類等の飛散防止対策を行っている。</p>
2 電源の確保	<p>(1) 非常用電源</p> <p>非常用予備発電装置を設置している。停電後、約5秒後に発電装置が稼動し、一部の照明とコンセントに電力が供給される。発電装置は、使用する電力が多い(負荷が大きい)ほど、燃料を多く消費することから、稼動時間を延ばすために、照明・電気機器の使用は必要とされるもののみとする。</p> <p>非常用発電装置稼動時間は、80時間</p> <p><参考> 発電装置は、100%の負荷で24時間稼動する計画になっているが、燃料の備蓄量・消費量によって、稼動時間が増減する</p> <p>(2) 発電機回路のコンセントの見分け方</p> <p>停電後、発電装置から電力供給されるコンセントは、赤色のテプラで「非常電源」と表示されている。</p> <p>(3) 非常用照明</p> <p>停電後、直ちにバッテリーによる停電時非常灯が点灯する。発電装置が稼動すると、執務室では原則として、執務室中央の電灯に電力が供給される。</p> <p>なお、電力が供給されていても、不要な照明は消灯すること。</p>
3 通信手段の確保 (電話機)	<p>一般電話、携帯電話は、輻輳により使用困難。パケット通信は、利用可能。</p> <p>防災行政無線により庁舎内線、各総合庁舎間及び伊東市危機対策課との通話は可。</p>
4 食糧及び水等の確保	<p>全職員の3食×7日分を備蓄。</p>
5 宿泊対応	<p>支所の物品等の調達は、物品調達特別会計のため、東部出納室(熱海財務事務所職員対応)へ依頼を行う。東部出納室ではガソリン等について単価契約を締結している。</p> <p>*燃料の供給不足が長期・広範囲にわたる場合は、今回の計画停電時のように、本庁で状況を取りまとめ、総務省地域情報政策室経由で資源エネルギー庁資源燃料部から石油連盟に優先供給リストを提出するなどして、確保を図ることとする。</p>
6 その他	<p>(1) 宿泊スペース及び宿泊可能人数</p> <p>2階水防待機室(畳敷、4人)</p> <p>(2) 宿泊資機材の備蓄状況</p> <p>布団8組、毛布 10枚</p>

4 津波浸水想定地域に所在する事務所の代替機能確保の状況

(熱海土木事務所伊東支所)

		対 応 状 況	
1 職員の参集先 (勤務時間外に発災の場合)	熱海土木事務所 奥野ダム管理所 (伊東市鎌田字横堀1296-205)		
2 職員・来庁者の避難先 (勤務時間中に発災の場合)	庁舎西側にある山の出来るだけ高いところへ避難		
3 代替拠点	熱海土木事務所 奥野ダム管理所 (伊東市鎌田字横堀1296-205)		
執務環境の状況	執務場所	奥野ダム管理所3階事務室及び2階会議室	
	電 源	非常用電源有り	
	通信手段	静岡県デジタル防災通信システム防災行政無線	
	食糧・水	有	
	宿 泊	可能 和室6畳(寝具有)	
	その他		
代替拠点での実施業務	<ul style="list-style-type: none"> ・奥野ダム管理所では、防災行政無線も備えているため、県庁・熱海土木・伊東市と連絡が取り合えるので、情報収集を行い、可能な災害応急対策事務にあたる。 ・伊東建設業協会と連絡調整を行い、復旧活動を行う。 		
4 事務所(支所)で想定される被害	<p>※第4次地震被害想定</p> <p>南海トラフ 想定される津波浸水高は、0.1m</p> <p>相模トラフ(L2) 想定される津波浸水高は、5.8m</p>		
5 事務所(支所)での業務再開時期	<p>南海トラフの地震では浸水があっても、伊東支所の事務室は2階であり被害は大きくないと思われるため業務再開は可能であるので、津波発生の危険性がなくなり事務所の機能が確保されていることが確認され次第、直ちに事務所に移動し、必要な災害応急対策事務にあたる。</p> <p>相模トラフの地震(L1)でも、事務室への浸水はないと想定されるので、津波発生の危険性がなくなり事務所の機能が確保されていることが確認され次第、直ちに事務所に移動し、必要な災害応急対策事務にあたる。</p> <p>相模トラフの地震(L2)では、事務室は完全に水没すると想定されるので、事務所での業務再開は困難であると思われる。</p>		
6 その他	浸水域外(伊東市竹の台)に令和6年度中に移転する予定。		

静岡県沼津土木事務所
業務継続計画

令和6年7月

沼津土木事務所業務継続計画

1 所掌する災害応急対策業務

(1) 各班共通事務

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
組織運営に係る事務	1 所属職員の安否の確認 2 班の設置及び運営
事業執行に係る事務 (該当する事務の 所管所属に共通)	1 所管県有施設の被害状況の把握 2 災害復旧事業に係る被害調査 3 災害復旧事業計画の策定 4 災害復旧事業の実施 5 所管災害応急対策業務に係る災害記録の収集及び整理 6 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の出向及び受け入れ 7 その他特命事項

(2) 班別事務分掌

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
東部方面本部土木班（沼津土木事務所）	静岡県交通基盤部災害対策マニュアルに定める業務

2 非常時優先業務の開始目標時期及び必要人員数・参集予想人員数

(要員数 141)

区 分	災害応急対策業務	必要人員数	通常事務のうち非常時優先執行業務	必要人員数	参集予想人員
1日以内	沼津土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	37	沼津土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	3	82
3日以内	沼津土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	44	沼津土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	6	83
1週間以内	沼津土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	105	沼津土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	10	98
2週間以内	沼津土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	154	沼津土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	12	127

沼津土木事務所業務継続計画補助資料

(東部方面本部沼津土木班)

※ ② は、優先執行の通常事務(下線)に必要な人員数で内数

区分	3時間 (発生から3時間)			24時間 (発生から1日)			3日			1週間			2週間		
	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数
土木	101	15	-86	110	30	-80	112	34	-78	126	90	-36	127	130	3
下水	4	3	-1	4	4	0	4	5	1	10	8	-2	10	13	3
建築	3	2	-1	3	3	0	3	5	2	4	7	3	4	11	7
合計	108	20	-88	117	37	-80	119	44	-75	140	105	-35	141	154	13

②

③

⑥

⑩

⑬

沼津班、各 支所班の 対応内容	I 道路啓開に関する情報収集(14路線)	II 道路啓開に関する情報収集・作業実施 (14路線)	III 道路啓開に関する情報収集・作業実施 (14路線)→3日で作業完了+(7路線)	IV III+その他道路・港湾・漁港・河川・海岸・砂防施設に関する 情報収集・復旧作業実施
-----------------------	----------------------	--------------------------------	---	--

沼津班(総合庁舎内)【管内全体の情報収集、職員管理、物品調達、沼津市・三島市・裾野市・伊豆の国市・函南町・長泉町・清水町内の啓開・復旧】

区分	3時間 (発生から3時間)			24時間 (発生から1日)			3日			1週間			2週間		
	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数
統括	1	1	0	2	2	0	2	2	0	4	3	-1	4	4	0
総務係	10	2	-8	10	4	-6	10	5	-5	10	10	0	10	10	0
情報収集係	14	5	-9	14	10	-4	14	10	-4	14	14	0	14	14	0
対策係(沼津)	83	13	-70	90	21	-69	92	25	-67	103	52	-51	103	68	-35

※2交代とするため、実際の業務従事者数は()の数字となる。

※各班毎(工事1-1は2名)に1名、橋梁等の大規模なものに個別に+2名に配置、現場の状況が落ち着き次第、順次現場配置者をご業務に配置替えしつゝ。

※修復支所の大規模な人員不足に対応するため、状況に応じ一部を修復支所に配置替えする。

※修復支所の大規模な人員不足に対応するため、状況に応じ一部を修復支所に配置替えする。

修善寺班(修善寺支所内)【伊豆市内の啓開・復旧】

区分	3時間 (発生から3時間)	24時間 (発生から1日)	3日	1週間	2週間										
	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数			
内容	情報収集・伝達手段の確認(確保)	被災状況の把握 (国)136号、(国)414号(主)伊東修善寺線の 道路啓開指示	道路啓開対象路線の道路啓開完了	全路線の道路啓開完了 (孤立集落存在なし)	被災施設の本格復旧開始										
対策係 (修善寺)	<ul style="list-style-type: none"> 協定業者に連絡(道路啓開対象路線/パトロール指示) 関係機関(沼津土木、市)へ連絡(配備状況、連絡体制の確認) 問合せ対応(一般住民、報道等) 協定業者からのパトロール結果聞き取り 	<ul style="list-style-type: none"> 協定業者に連絡(道路/パトロール・道路啓開指示) ※連絡のつかない業者に直接出向いて指示 関係機関(沼津土木、市)へ連絡(被災状況の確認) 問合せ対応(一般住民、報道等) 協定業者からのパトロール結果聞き取り・道路啓開の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 協定業者に連絡(道路/パトロール・道路啓開指示) ※連絡のつかない業者に直接出向いて指示 現場確認(被災状況、道路啓開状況) 関係機関(沼津土木、市)へ連絡(被災状況、応急復旧状況の確認) 問合せ対応(一般住民、報道等) 協定業者からのパトロール結果聞き取り・道路啓開の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 協定業者に連絡(パトロール(全施設)) ※連絡のつかない業者に直接出向いて指示 現場確認(被災状況、復旧工事状況(占用工事も含む)、交通規制状況) 交通規制調整 ※旧町毎に4名(昼2名、夜2名)現場に配置 本格復旧に向けた測量作業(指示) ※旧町毎に1名現場に配置 本格復旧に向けた地権者説明 ※2名1組で2班に配置 関係機関(沼津土木、市)へ連絡(被災状況、復旧状況の確認) 問合せ対応(一般住民、報道等) 復旧工事に必要な資機材確保調整 協定業者からのパトロール結果聞き取り 復旧工事検討(応援コンサルタントとの打合せ) 	<ul style="list-style-type: none"> 現場確認(道路復旧工事状況、交通規制状況) 現場確認(河川内削木処理(河積雑草)、砂防・急傾斜地崩壊応急対策(応急法面保護、流木除去)) 交通規制調整 本格復旧に向けた測量作業(指示) 本格復旧に向けた地権者説明 ※2名1組で3班に配置 関係機関(沼津土木、市)へ連絡(被災状況、復旧状況の確認) 問合せ対応(一般住民、報道等) 復旧工事に必要な資機材確保調整 協定業者からのパトロール結果聞き取り 復旧工事検討(応援コンサルタントとの打合せ) 災害復旧事業計画の策定(設計書、図面の作成) 										
	<ul style="list-style-type: none"> ※電話は通話できなくなるため、業者と連絡が付きなくなる可能性あり 	<ul style="list-style-type: none"> ※土肥は職員が出向くことは出来なくなる可能性あり。無線等の通信手段で業者に道路啓開を指示。土肥の(国)136号は、人命救助に関わるもの以外は、船原峠側の啓開を優先する。 	<ul style="list-style-type: none"> 協定業者からのパトロール結果聞き取り・道路啓開の指示 ※(国)136号、(国)414号、(主)伊東修善寺線の道路啓開箇所には、職員を常駐させて、緊急時の連絡、判断、指示を迅速に行う体制とする。(現場で判断・指示できる技術力を持った職員の配備が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> ※(国)136号、(国)414号、(主)伊東修善寺線の道路啓開箇所には、職員を常駐させて、緊急時の連絡、判断、指示を迅速に行う体制とする。(現場で判断・指示できる技術力を持った職員の配備が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> ※旧町毎に1名、橋梁等の大規模なものに個別に+2名に配置、現場の状況が落ち着き次第、順次現場配置者をごの業務に配置替えしていく。 										
計	10	1	-9	12	7	-5	12	7	-5	12	30	18	12	44	32

※2交代とするため、実際の業務従事者数は()の数字となる。

御殿場班(御殿場支所内)【御殿場市・小山町内の啓開・復旧】

区分	3時間 (発生から3時間)	24時間 (発生から1日)	3日	1週間	2週間										
	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数			
内容	情報収集・伝達手段の確認(確保)	被災状況の把握 (国)138号、(国)469号の道路啓開指示	道路啓開対象路線の道路啓開完了	全路線の道路啓開完了 (孤立集落存在なし)	被災施設の本格復旧開始										
対策係 (御殿場)	<ul style="list-style-type: none"> 協定業者に連絡(道路啓開対象路線/パトロール指示) 関係機関(沼津土木、国出先、市町)へ連絡(配備状況、連絡体制の確認) 問合せ対応(一般住民、報道等) 協定業者からのパトロール結果聞き取り 	<ul style="list-style-type: none"> 協定業者に連絡(道路/パトロール・道路啓開指示) ※連絡のつかない業者に直接出向いて指示 関係機関(沼津土木、国出先、市町)へ連絡(配備状況、連絡体制の確認) 問合せ対応(一般住民、報道等) 協定業者からのパトロール結果聞き取り・道路啓開の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 協定業者に連絡(道路/パトロール・道路啓開指示) ※連絡のつかない業者に直接出向いて指示 現場確認(被災状況、道路啓開状況) 関係機関(沼津土木、市)へ連絡(被災状況、応急復旧状況の確認) 問合せ対応(一般住民、報道等) 協定業者からのパトロール結果聞き取り・道路啓開の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 協定業者に連絡(パトロール(全施設)) ※連絡のつかない業者に直接出向いて指示 現場確認(被災状況、復旧工事状況(占用工事も含む)、交通規制状況) 交通規制調整 ※市町毎に2名(昼1名、夜1名)現場に配置 本格復旧に向けた測量作業(指示) 本格復旧に向けた地権者説明 関係機関(沼津土木、市)へ連絡(被災状況、復旧状況の確認) 問合せ対応(一般住民、報道等) 復旧工事に必要な資機材確保調整 協定業者からのパトロール結果聞き取り 復旧工事検討(応援コンサルタントとの打合せ) 	<ul style="list-style-type: none"> 現場確認(道路復旧工事状況、交通規制状況) 現場確認(河川内削木処理(河積雑草)、砂防・急傾斜地崩壊応急対策(応急法面保護、流木除去)) 交通規制調整 本格復旧に向けた測量作業(指示) 本格復旧に向けた地権者説明 関係機関(沼津土木、市)へ連絡(被災状況、復旧状況の確認) 問合せ対応(一般住民、報道等) 復旧工事に必要な資機材確保調整 協定業者からのパトロール結果聞き取り 復旧工事検討(応援コンサルタントとの打合せ) 災害復旧事業計画の策定(設計書、図面の作成) 										
	<ul style="list-style-type: none"> ※電話は通話できなくなるため、業者と連絡が付きなくなる可能性あり 	<ul style="list-style-type: none"> ※管内主要路線(国)138号(御殿場IC～竜崎峠)、(国)246号は、国土交通省が道路啓開を実施。(これを優先する。) 国の道路啓開状況を見ながら対象道路の道路啓開を指示・実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 協定業者からのパトロール結果聞き取り・道路啓開の指示 ※(国)138号(御殿場IC～乙女トンネル)は、被災状況によっては、道路啓開を行わない。 (国)469号は、ガレキ除去のみであるため、職員の現場常駐は必要ないと判断した。 	<ul style="list-style-type: none"> ※(国)138号(御殿場IC～乙女トンネル)は、被災状況によっては、道路啓開を行わない。 (国)469号は、ガレキ除去のみであるため、職員の現場常駐は必要ないと判断した。 	<ul style="list-style-type: none"> ※市町毎に1名、橋梁等の大規模なものに個別に+1名に配置、現場の状況が落ち着き次第、順次現場配置者をごの業務に配置替えしていく。 										
計	8	1	-7	8	2	-6	8	2	-6	11	8	-3	12	18	6

※2交代とするため、実際の業務従事者数は()の数字となる。

下水道班(本所・各浄化C)

区分	3時間 (発生から3時間)			24時間 (発生から1日)			3日			1週間			2週間				
	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数		
下水道 係	下水道施設の維持管理業務 下水道台帳等データ類の保護措置 の実施	4	2	3	-1	4	4	0	4	5	1	10	8	-2	10	13	3
	下水道施設の維持管理業務 協力業者への支援要請 下水道施設の応急復旧工事の検 討、実施																

建築住宅班(本所)

区分	3時間 (発生から3時間)			24時間 (発生から1日)			3日			1週間			2週間			
	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数	参集 予定 人数	必要 人数	不足 人数	
営繕・ 住宅・ 建築係	庁舎の被災状況の確認	3	2	-1	3	3	0	3	5	2	4	7	3	4	11	7
	庁舎の維持保全 ・庁舎の応急危険度判定 ・庁舎の被災状況の情報収集 ・営繕住宅の応急危険度判定 ・営繕住宅管理事務(人員者対応 業務) ・被災建築物・宅地の応急危険度判 定支援本部立ち上げ															
	庁舎の維持保全 ・営繕住宅の被災状況の情報収集 ・営繕住宅の応急危険度判定 ・営繕住宅管理事務(人員者対応 業務) ・被災建築物・宅地の応急危険度判 定支援本部運営															
	・庁舎の維持保全 ・営繕住宅の応急危険度判定 ・営繕住宅管理事務(人員者対応 業務) ・営繕住宅の緊急修繕の実施 ・応急仮設住宅の建設・整理 ・被災建築物・宅地の応急危険度判 定支援本部運営 ・建築制限区域等の調整															
	・営繕住宅管理事務(人員者対応 業務) ・被災建築物・宅地の応急危険度判 定支援本部運営 ・建築制限区域等の調整 ・住宅・不動産相談															

3 業務継続のための執務環境等の確保

(東部総合庁舎)

	対応状況
1 書庫・ロッカー等の転倒防止	<p>地震により転倒した書庫、ロッカー、キャビネットや散乱した書類の片付け、整理によって、速やかに災害対応するための貴重な時間を浪費してしまう恐れがあるため、ロッカー等の転倒防止対策を徹底しておく必要がある。</p>
2 電源の確保	<p>(1) 非常用電源</p> <p>各総合庁舎は、災害時の拠点となることから、非常用予備発電装置を設置している。停電後、発電装置が稼働し(*1)、一部の照明とコンセントに電力が供給される。発電装置は、使用する電力が多い(負荷が大きい)ほど、燃料を多く消費することから、稼働時間を延ばすために、照明・電気機器の使用は必要とされるもののみとする。</p> <p>また、100%の負荷で下記(*2)の時間稼働する計画になっているが、燃料の備蓄量・消費量によって、稼働時間が増減する。</p> <p>*1 停電後に発電機が稼働に要する時間：40 秒 (停電確認時限 10 秒、電位確定に9秒を要するため、シーケンス全体を 40 秒とする)</p> <p>*2 発電装置の稼働時間：99 時間</p> <p>(2) 発電機回線コンセントの見分け方</p> <p>停電後、発電装置から電力供給されるコンセントとして、コンセントボックスが赤又はオレンジのもの。</p> <p><本館>高層棟・・・各階 低層棟・・・2 階西側細菌検査室</p> <p><別館> 1、2、3階、屋上機械室</p> <div data-bbox="456 1245 1449 1485">  </div> <p>(3) 非常用照明</p> <p>停電後、直ちにバッテリーによる停電時非常灯が点灯する。発電装置が稼働し電力が供給される電灯は、執務室の一部の電灯に限られる。</p> <p>なお、電力が供給されていても、不要な照明は消灯する。</p>
3 通信手段の確保 (電話機)	<p>電話回線・電源などの不具合により、「0、5、8」発信による通話が出来ない場合は、赤い「災害時優先電話」の表示がある電話機だけが使用できる。</p> <p>なお、ひかり電話は(NTTの制限がかからなければ)停電時も使用できるが、着信音、電話の取り方が通常時と異なるので注意を要する。 (着信音が鳴ったら受話器を上げてフック)</p> <div data-bbox="1214 1688 1442 1977">  </div>

	対 応 状 況																		
4 食糧及び水等の確保	<p>(1) 食糧 本部要員（指令班、各班、業務調整要員など）の食糧 3 食×7日間分、飲料水 2 リットル／1 人×ペットボトル 7 日分（7 本）を備蓄しており、飲料水は貯水槽点検後に飲用として利用する。</p> <p>(2) トイレ 受水槽、汚水槽、配水管、汚水管などの設備の点検、修理完了までは使用不可とし、携帯・簡易・仮設トイレを利用する。 また、公共下水道の損壊が予想されるため、復旧確認ができるまではトイレの使用を禁止し、携帯・簡易・仮設トイレを利用する。</p>																		
5 宿泊対応	<p>(1) 宿泊スペース及び宿泊可能人数</p> <table border="1" data-bbox="480 768 1011 1191"> <tbody> <tr> <td>本館 1 階女子休養室（和室）</td> <td>6 人</td> </tr> <tr> <td>本館 3 階第 1 会議室（和室）</td> <td>6 人</td> </tr> <tr> <td>別館 4 階第 2 会議室（和室）</td> <td>16 人</td> </tr> <tr> <td>別館 4 階第 3 会議室</td> <td>11 人</td> </tr> <tr> <td>別館 4 階第 4 会議室</td> <td>11 人</td> </tr> <tr> <td>別館 4 階第 5 会議室</td> <td>18 人</td> </tr> <tr> <td>別館 5 階第 8 会議室</td> <td>22 人</td> </tr> <tr> <td>別館 5 階第 9 会議室</td> <td>17 人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>107 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 人あたり約 3.3 m²で計算</p> <p>(2) 宿泊用資機材の備蓄状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毛布 107 枚、寝袋 95 袋、簡易ベッド 1 台 ・組立式トイレ 5 台、マンホールトイレ 3 台、簡易トイレ 292 箱+2,700 回分 	本館 1 階女子休養室（和室）	6 人	本館 3 階第 1 会議室（和室）	6 人	別館 4 階第 2 会議室（和室）	16 人	別館 4 階第 3 会議室	11 人	別館 4 階第 4 会議室	11 人	別館 4 階第 5 会議室	18 人	別館 5 階第 8 会議室	22 人	別館 5 階第 9 会議室	17 人	合 計	107 人
本館 1 階女子休養室（和室）	6 人																		
本館 3 階第 1 会議室（和室）	6 人																		
別館 4 階第 2 会議室（和室）	16 人																		
別館 4 階第 3 会議室	11 人																		
別館 4 階第 4 会議室	11 人																		
別館 4 階第 5 会議室	18 人																		
別館 5 階第 8 会議室	22 人																		
別館 5 階第 9 会議室	17 人																		
合 計	107 人																		
6 その他																			

静岡県富士土木事務所
業務継続計画

令和6年7月

富士土木事務所業務継続計画

1 所掌する災害応急対策業務

(1) 各班共通事務

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
組織運営に係る事務	1 所属職員の安否の確認 2 班の設置及び運営
事業執行に係る事務 (該当する事務の 所管所属に共通)	1 所管県有施設の被害状況の把握 2 災害復旧事業に関する被害調査 3 災害復旧事業計画の策定 4 災害復旧事業の実施 5 所管災害応急対策業務に係る災害記録の収集及び整理 6 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の出向及び受入れ 7 その他特命事項

(2) 班別事務分掌

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
富士土木事務所 (東部方面本部土木班)	静岡県交通基盤部災害対策マニュアルに定める業務 及び 「富士土木事務所 地震対策土木班必携」に定める業務

2 非常時優先業務の開始目標時期及び必要人員数・参集予想人員数

(要員数 73)

区 分	災害応急対策業務	必要人員数	通常事務のうち 非常時優先執行業務	必要人員数	参集予想人員
1日以内	富士土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	37	富士土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	2	46
3日以内	富士土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	38	富士土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	3	46
1週間以内	富士土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	53	富士土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	10	50
2週間以内	富士土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	69	富士土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	15	66

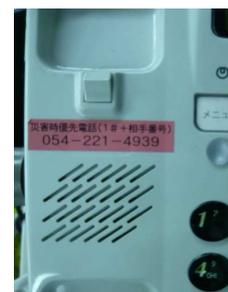
富士宮分庁舎分

区分	3時間 (発生から3時間)			24時間 (発生から1日)			3日			1週間			2週間							
	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数					
分庁舎係 (15名)	・パトロールの指示 ・道路/パトロールによる被害状況調査	8	9	-1	・緊急輸送路の選定調整 ・パトロールの指示 ・道路/パトロールによる被害状況調査	8	10	-2	・パトロールの指示 ・道路/パトロールによる被害状況調査	8	10	-2	・パトロールの指示 ・道路/パトロールによる被害状況調査	10	10	0	・パトロールの指示 ・道路/パトロールによる被害状況調査	15	10	5
	・協定業者に出動要請 ・協定業者からの被害調査結果聞き取り				・協定業者に出動要請 ・協定業者からの被害調査結果聞き取り				・協定業者に出動要請 ・協定業者からの被害調査結果聞き取り				・協定業者に出動要請 ・協定業者からの被害調査結果聞き取り							
	・被害箇所一覧表等の作成				・被害箇所一覧表等の作成				・被害箇所一覧表等の作成				・被害箇所一覧表等の作成							
	・道路の交通規制 ・規制標識等設置				・道路の交通規制 ・規制標識等設置				・道路の交通規制 ・規制標識等設置				・道路の交通規制 ・規制標識等設置							
					応急復旧工事指示				応急復旧工事指示				応急復旧工事指示							
計	8	9	-1	8	10	-2	8	10	-2	10	10	0	15	10	5					
合計	37	56	-19	37	65	-28	38	66	-28	53	71	-18	69	73	-4					

3 業務継続のための執務環境等の確保

(富士総合庁舎)

	対応状況
1 書庫・ロッカー等の転倒防止	<p>書庫・ロッカー等は転倒防止の措置を講じてあるが、地震の揺れが大きい場合は書類や図書等が散乱する恐れがある。</p>
2 電源の確保	<p>(1) 非常用電源</p> <p>各総合庁舎は、災害時の拠点となることから、非常用予備発電装置を設置している。停電後、発電装置が稼動し*1、一部の照明とコンセントに電力が供給される。発電装置は、使用する電力が多い(負荷が大きい)ほど、燃料を多く消費することから、稼動時間を延ばすために、照明・電気機器の使用は必要とされるもののみとする。</p> <p>また、発電装置は、100%の負荷で下記*2 の時間稼動する計画になっているが、燃料の備蓄量・消費量によって、稼動時間が増減する</p> <p>*1 停電後に発電機が稼動に要する時間：40秒</p> <p>*2 発電装置の稼働時間：72時間</p> <p>(2) 発電機回線コンセントの見分け方</p> <p>停電後、発電装置から電力供給されるコンセントとして、全コンセントが使用可能。(発電機の能力を考慮して使用)</p> <p>(3) 非常用照明</p> <p>停電後、直ちにバッテリーによる停電時非常灯が点灯する。発電装置が稼動し電力が供給される電灯は、執務室では原則1通りおきに窓側から2・6列目の電灯。</p> <p>なお、電力が供給されていても、不要な照明は消灯する。</p>
3 通信手段の確保 (電話機)	<p>電話回線・電源などの不具合により、「0, 5, 8」発信による通話が出来ない場合は、赤い「災害時優先電話」の表示がある電話機だけが使用できる。</p> <p>なお、ひかり電話は(NTTの制限がかからなければ)停電時も使用できるが、着信音、電話の取り方が通常時と異なるので注意する必要がある。(着信音が鳴ったら受話器を上げてフック)</p>
4 食糧及び水等の確保	<p>(1) 食糧</p> <p>本部要員(指令班、各班、業務調整要員など)の食糧3食×7日間分、飲料水は貯水槽の水を利用する。</p> <p>(2) トイレ</p> <p>受水槽、汚水槽、配水管、汚水管などの設備が被災により損傷しているものと想定し、点検、修理完了までは使用不可となるため、各階のトイレで携帯トイレを利用する。</p>



対 応 状 況													
5 宿泊対応	<p>(1) 宿泊スペース及び宿泊可能人数</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>特別会議室</td> <td style="text-align: center;">15人</td> </tr> <tr> <td>201 会議室</td> <td style="text-align: center;">50人</td> </tr> <tr> <td>301 会議室</td> <td style="text-align: center;">15人</td> </tr> <tr> <td>男子休養室</td> <td style="text-align: center;">15人</td> </tr> <tr> <td>女子休養室</td> <td style="text-align: center;">10人</td> </tr> <tr> <td>第2 車庫棟トレーニングルーム</td> <td style="text-align: center;">40人</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">※1人あたり約3.3㎡で計算</p> <p>(2) 宿泊用資機材の備蓄状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易ベット30台、毛布120枚、寝袋65袋 	特別会議室	15人	201 会議室	50人	301 会議室	15人	男子休養室	15人	女子休養室	10人	第2 車庫棟トレーニングルーム	40人
特別会議室	15人												
201 会議室	50人												
301 会議室	15人												
男子休養室	15人												
女子休養室	10人												
第2 車庫棟トレーニングルーム	40人												
6 その他	<p>6階及び1階（一部）を富士市上下水道部に貸与している。 （貸与契約期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日）</p>												

静岡県静岡土木事務所
業務継続計画

令和6年7月

静岡土木事務所業務継続計画

1 所掌する災害応急対策業務

(1) 各班共通事務

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
組織運営に係る事務	1 所属職員の安否の確認 2 班の設置及び運営
事業執行に係る事務 (該当する事務の 所管所属に共通)	1 所管県有施設の被害状況の把握 2 災害復旧事業に係る被害調査 3 災害復旧事業計画の策定 4 災害復旧事業の実施 5 所管災害応急対策業務に係る災害記録の収集及び整理 6 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の出向及び受け入れ 7 その他特命事項

(2) 班別事務分掌

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
静岡土木事務所 (中部方面本部静岡土木班)	静岡県交通基盤部災害対策マニュアル及び静岡土木事務所地震防災対策マニュアルに定める業務

2 非常時優先業務の開始目標時期及び必要人員数・参集予想人員数

(要員数 141)

区 分	災害応急対策業務	必要人員数	通常事務のうち非常時優先執行業務	必要人員数	参集予想人員
1日以内	静岡土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	30	静岡土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	12	95
3日以内	静岡土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	40	静岡土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	16	99
1週間以内	静岡土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	50	静岡土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	20	99
2週間以内	静岡土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	50	静岡土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	20	127

静岡土木事務所業務継続計画補助資料

区分	3時間 (発生から3時間)	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	24時間 (発生から1日)	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	3日	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	1週間	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	2週間	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数
総務班	・職員の安否確認 ・職員の参集状況の把握及び報告 ・事務所・所管公有財産の被災状況の把握及び報告	3	11	-8	・職員の安否確認 ・職員の参集状況の把握及び報告に関すること ・事務所・所管公有財産の被災状況の把握及び報告 ・食料、飲料水の配布 ・給油伝票準備 ・中部方面方部との連携調整	5	11	-6	・職員の安否確認 ・職員の参集状況の把握及び報告に関すること ・事務所・所管公有財産の被災状況の把握及び報告 ・食料、飲料水の配布 ・給油伝票準備 ・中部方面方部との連携調整	5	14	-9	・職員の安否確認 ・職員の参集状況の把握及び報告に関すること ・事務所・所管公有財産の被災状況の把握及び報告 ・食料、飲料水の配布 ・給油伝票準備 ・中部方面方部との連携調整	6	14	-8	・職員の安否確認 ・職員の参集状況の把握及び報告に関すること ・事務所・所管公有財産の被災状況の把握及び報告 ・食料、飲料水の配布 ・給油伝票準備 ・中部方面方部との連携調整	6	14	-8
情報班	・管内砂防・急傾斜・河川・海岸等被災関連情報の集約及び提供	3	9	-6	・管内砂防・急傾斜・河川・海岸等被災関連情報の集約及び提供 ・建設業協会との協定に基づく調査依頼 ・応急復旧業務に係る各課対策班間(都市計画課を除く)の指示等 ・各課対策班間(都市計画課を除く)の連携調整	8	10	-2	・管内砂防・急傾斜・河川・海岸等被災関連情報の集約及び提供 ・建設業協会との協定に基づく調査依頼 ・応急復旧業務に係る各課対策班間(都市計画課を除く)の指示等 ・各課対策班間(都市計画課を除く)の連携調整	12	11	1	・管内砂防・急傾斜・河川・海岸等被災関連情報の集約及び提供 ・建設業協会との協定に基づく調査依頼 ・応急復旧業務に係る各課対策班間(都市計画課を除く)の指示等 ・各課対策班間(都市計画課を除く)の連携調整	12	11	1	・管内砂防・急傾斜・河川・海岸等被災関連情報の集約及び提供 ・建設業協会との協定に基づく調査依頼 ・応急復旧業務に係る各課対策班間(都市計画課を除く)の指示等 ・各課対策班間(都市計画課を除く)の連携調整 ・災害復旧事業計画の策定	12	11	1
対策班	・パトロールの指示 ・河川パトロールによる被害状況調査 ・協定業者に出動要請 ・協定業者からの被害調査結果聞き取り ・被害箇所一覧表等の作成 ・規制標識等設置	5	12	-7	・パトロールの指示 ・河川パトロールによる被害状況調査 ・協定業者に出動要請 ・協定業者からの被害調査結果聞き取り ・被害箇所一覧表等の作成 ・規制標識等設置 ・応急復旧工事指示	10	13	-3	・パトロールの指示 ・河川パトロールによる被害状況調査 ・協定業者に出動要請 ・協定業者からの被害調査結果聞き取り ・被害箇所一覧表等の作成 ・規制標識等設置 ・応急復旧工事指示	15	15	0	・パトロールの指示 ・河川パトロールによる被害状況調査 ・協定業者に出動要請 ・協定業者からの被害調査結果聞き取り ・被害箇所一覧表等の作成 ・規制標識等設置 ・応急復旧工事指示	22	15	7	・パトロールの指示 ・河川パトロールによる被害状況調査 ・協定業者に出動要請 ・協定業者からの被害調査結果聞き取り ・被害箇所一覧表等の作成 ・規制標識等設置 ・応急復旧工事指示 ・工事試行箇所の保安措置	22	15	7
建築住宅課	・県営住宅等管理施設の被害状況調査及び報告	3	5	-2	・県営住宅等管理施設の被害状況調査及び報告	5	5	0	・県営住宅等管理施設の被害状況調査及び報告	5	5	0	・県営住宅等管理施設の被害状況調査及び報告	7	5	2	・県営住宅等管理施設の被害状況調査及び報告 ・被災建築物応急危険度判定等支援体制整備 ・応急仮設住宅の建設指導 ・相談窓口設置 ・空き県営住宅の確保	7	5	2
計		15	40	-25		30	42	-12		40	48	-8		50	48	2		50	48	2

3 業務継続のための執務環境等の確保

(静岡総合庁舎)

	対応状況
1 書庫・ロッカー等の転倒防止	<p>地震により転倒した書庫、ロッカー、キャビネットや散乱した書類の片付け、整理によって、速やかに災害対応するための貴重な時間を浪費してしまう恐れがある。</p> <p>今後、分庁舎においては、ロッカー等の転倒防止対策や窓ガラスの飛散防止対策を徹底しておく必要がある。</p>
2 電源の確保	<p>(1) 非常用電源</p> <p>各総合庁舎は、災害時の拠点となることから、非常用予備発電装置を設置している。停電後、発電装置が稼動し*1、一部の照明とコンセントに電力が供給される。発電装置は、使用する電力が多い(負荷が大きい)ほど、燃料を多く消費することから、稼動時間を延ばすために、照明・電気機器の使用は必要とされるもののみとする。</p> <p>また、発電装置は、100%の負荷で下記*2 の時間稼動する計画になっているが、燃料の備蓄量・消費量によって、稼動時間が増減する</p> <p>*1 停電後に発電機が稼動に要する時間：30秒</p> <p>*2 発電装置の稼動時間：72時間</p> <p>(2) 発電機回線コンセントの見分け方</p> <p>停電後、発電装置から電力供給されるコンセントとして、窓側の柱部分に設置してあり、黄土色のテプラで「GC」又は、赤色のテプラで「非常用電源」と表示されている。</p> <p><本館> 窓側の西から2・4・6番目の柱に設置してあるコンセント</p> <p><別館> 窓側の真ん中の柱に設置してあるコンセント</p>  <p>(3) 非常用照明</p> <p>停電後、直ちにバッテリーによる停電時非常灯が点灯する。発電装置が稼動し電力が供給される電灯は執務室では原則、窓側から3・5列目の電灯。</p> <p>なお、電力が供給されていても、不要な照明は消灯すること。</p>
3 通信手段の確保 (電話機)	<p>電話回線・電源などの不具合により、「0, 5, 8」発信による通話が出来ない場合は、赤い「災害時優先電話」の表示がある電話機だけが使用できる。</p> <p>なお、ひかり電話は(NTTの制限がかからなければ)停電時も使用できるが、着信音、電話の取り方通常時と異なるので注意すること。(着信音が鳴ったら受話器を上げてフック)</p> 
4 食糧及び水等の確保	<p>(1) 食糧</p> <p>本部要員(指令班、各班、業務調整要員など)の食糧3食×3日間分、飲料水1人1.5ℓペットボトル1本分を備蓄しており、飲料水は貯水槽の水を利用する。</p>

	対 応 状 況																		
	<p>(2) トイレ</p> <p>受水槽、汚水槽、配水管、汚水管などの設備が被災により損傷しているものと想定し、点検、修理完了までは使用不可とし、簡易・仮設トイレを利用する。</p>																		
5 宿泊対応	<p>(1) 宿泊スペース及び宿泊可能人数</p> <table border="1" data-bbox="491 454 1152 898"> <tbody> <tr> <td>本館 7 階第 3 会議室</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>本館 7 階第 5 会議室</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>本館 7 階第 7 会議室</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>本館 7 階第 8 会議室</td> <td>50人</td> </tr> <tr> <td>本館 7 階第 9 会議室</td> <td>35人</td> </tr> <tr> <td>本館 7 階第 10 会議室 (円卓有)</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>本館 5 階男子休養室 (和室)</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>本館 5 階女子休養室 (和室)</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>本館地下 1 階トレーニングルーム</td> <td>45人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1人あたり約 3.3 m²で計算</p> <p>(2) 宿泊用資機材の備蓄状況</p> <ul style="list-style-type: none"> • 簡易ベット 56 台、毛布 220 枚 	本館 7 階第 3 会議室	15人	本館 7 階第 5 会議室	15人	本館 7 階第 7 会議室	20人	本館 7 階第 8 会議室	50人	本館 7 階第 9 会議室	35人	本館 7 階第 10 会議室 (円卓有)	20人	本館 5 階男子休養室 (和室)	15人	本館 5 階女子休養室 (和室)	10人	本館地下 1 階トレーニングルーム	45人
本館 7 階第 3 会議室	15人																		
本館 7 階第 5 会議室	15人																		
本館 7 階第 7 会議室	20人																		
本館 7 階第 8 会議室	50人																		
本館 7 階第 9 会議室	35人																		
本館 7 階第 10 会議室 (円卓有)	20人																		
本館 5 階男子休養室 (和室)	15人																		
本館 5 階女子休養室 (和室)	10人																		
本館地下 1 階トレーニングルーム	45人																		
6 その他																			

静岡県島田土木事務所
業務継続計画

令和6年7月

島田土木事務所業務継続計画

1 所掌する災害応急対策業務

(1) 各班共通事務

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
組織運営に係る事務	1 所属職員の安否の確認 2 班の設置及び運営
事業執行に係る事務 （該当する事務の 所管所属に共通）	1 所管県有施設の被害状況の把握 2 災害復旧事業に係る被害調査 3 災害復旧事業計画の策定 4 災害復旧事業の実施 5 所管災害応急対策業務に係る災害記録の収集及び整理 6 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の出向及び受入れ 7 その他特命事項

(2) 班別事務分掌

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
島田土木事務所 （中部方面本部 島田土木班）	静岡県交通基盤部災害対策マニュアルに定める業務

2 非常時優先業務の開始目標時期及び必要人員数・参集予想人員数

（要員数 107）

区 分	災害応急対策業務	必要 人員数	通常事務のうち 非常時優先執行業務	必要 人員数	参集予 想人員
1日以内	島田土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	35	島田土木事務所業務継続 計画補助資料のとおり	22	63
3日以内	島田土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	47	島田土木事務所業務継続 計画補助資料のとおり	28	71
1週間以内	島田土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	57	島田土木事務所業務継続 計画補助資料のとおり	32	71
2週間以内	島田土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	57	島田土木事務所業務継続 計画補助資料のとおり	57	92

島田土木事務所業務継続計画補助資料

区分	3時間 (発生から3時間)			24時間 (発生から1日)			3日			1週間			2週間							
	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数					
中部方面 本部 島田土木 班			0	・班統括設置・運営 ・被害状況把握 ・道路/パトロール指示 (1.0)	2	2	2	・班統括設置・運営 ・被害状況把握 ・道路/パトロール指示 (1.0)	2	3	(1)	・班統括設置・運営 ・被害状況把握 ・道路/パトロール指示 (1.0)	2	3	(1)	・班統括設置・運営 ・被害状況把握 ・道路/パトロール指示 (1.0)	2	3	(1)	
総務		3	(3)	・職員の安否確認 ・職員動員状況把握 ・食料・飲料水の配布 ・給油伝票準備 (1.5)	3	3	0	・職員の安否確認 ・職員動員状況把握 ・食料・飲料水の配布 ・給油伝票準備 (1.5)	3	3	0	・職員の安否確認 ・職員動員状況把握 ・食料・飲料水の配布 ・給油伝票準備 (2.5)	5	3	2	・職員の安否確認 ・職員動員状況把握 ・食料・飲料水の配布 ・給油伝票準備 (2.5)	5	3	2	
情報収集	くしの歯ルート等(緊急輸 送路)に関する道路被害情 報収集・復旧(見込)状況 ①473号 ②細江金谷線 ③静岡空港線 ④伊久美元島田線 ⑤島田岡部線 ⑥島田停車場線	4	6	(2)	くしの歯ルート等(緊急輸 送路)に関する道路被害情 報収集・復旧(見込)状況 ①473号 ②細江金谷線 ③静岡空港線 ④伊久美元島田線 ⑤島田岡部線 ⑥島田停車場線 ⑦島田岡部線 ⑧473号BP ⑨150号BP ⑩焼津森線	16	6	10	くしの歯ルート等(緊急輸 送路)に関する道路被害情 報収集・復旧(見込)状況 ①473号 ②細江金谷線 ③静岡空港線 ④伊久美元島田線 ⑤島田岡部線 ⑥島田停車場線 ⑦島田岡部線 ⑧473号BP ⑨150号BP ⑩焼津森線 ⑪150号	20	6	14	道路被害情報収集・復旧 (見込)状況 ①473号 ②細江金谷線 ③静岡空港線 ④伊久美元島田線 ⑤島田岡部線 ⑥島田停車場線 ⑦島田岡部線 ⑧473号BP ⑨150号BP ⑩焼津森線 ⑪150号 ⑫緊急輸送ルートに指定さ れた路線区間 ⑬その他の路線	24	6	18	道路被害情報収集・復旧 (見込)状況 ①473号 ②細江金谷線 ③静岡空港線 ④伊久美元島田線 ⑤島田岡部線 ⑥島田停車場線 ⑦島田岡部線 ⑧473号BP ⑨150号BP ⑩焼津森線 ⑪150号 ⑫緊急輸送ルートに指定さ れた路線区間 ⑬その他の路線	24	6	18
	・道路被害状況報告 ・その他関係機関との連絡 調整 ・報道機関への対応 ・応急復旧優先工事の検 討・指揮 ・建設資機材調整	・道路被害状況報告 ・その他関係機関との連絡 調整 ・報道機関への対応 ・応急復旧優先工事の検 討・指揮 ・建設資機材調整 (8.0)	(8.0)	・道路被害状況報告 ・その他関係機関との連絡 調整 ・報道機関への対応 ・応急復旧優先工事の検 討・指揮 ・建設資機材調整 (10.0)	(10.0)	河川、海岸被害・復旧(見 込)状況 砂防施設災害、土砂災害 の被害・復旧(見込)状況 ・応急復旧優先工事の検 討・指揮 ・建設資機材調整 (12.0)	(12.0)	河川、海岸被害・復旧(見 込)状況 砂防施設災害、土砂災害 の被害・復旧(見込)状況 ・応急復旧優先工事の検 討・指揮 ・建設資機材調整 (12.0)	(12.0)											
対策	・パトロールの指示 ・道路/パトロールによる被 害状況調査 ・協定業者に出動要請 ・協定業者からの被害調査 結果聞き取り ・被害箇所一覧表等の作 成 応急復旧工事指示 (5.0)	21	(21)	10	21	(11)	・パトロールの指示 ・道路/パトロールによる被 害状況調査 ・協定業者に出動要請 ・協定業者からの被害調査 結果聞き取り ・被害箇所一覧表等の作 成 応急復旧工事指示 (8.0)	16	21	(5)	所管する全施設の パトロールの指示 ・道路/パトロールによる被 害状況調査 ・協定業者に出動要請 ・協定業者からの被害調査 結果聞き取り ・被害箇所一覧表等の作 成 ・道路の交通規制 ・規制標識等設置 応急復旧工事指示 工事試行箇所の保安措置 (10.0)	20	21	(1)	・パトロールの指示 ・道路/パトロールによる被 害状況調査 ・協定業者に出動要請 ・協定業者からの被害調査 結果聞き取り ・被害箇所一覧表等の作 成 ・道路の交通規制 ・規制標識等設置 応急復旧工事指示 工事試行箇所の保安措置 災害復旧事業計画の策定 (10.0)	20	21	(1)		
	※2交代とするため、実際の業務従事者数は()の数字となる。																			
計	4	30	(26)	31	30	1	41	33	8	51	33	18	51	33	18					

川根支所分

区分	3時間 (発生から3時間)			24時間 (発生から1日)			3日			1週間			2週間			
	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	
対策	・道路被害状況報告 ・その他関係機関との連絡 調整 ・報道機関への対応 ・協定業者に出動要請 ・協定業者からの被害調査 結果聞き取り	1	0	1	・パトロールの指示 ・道路/パトロールによる被 害状況調査 ・協定業者に出動要請 ・協定業者からの被害調査 結果聞き取り ・被害箇所一覧表等の作 成 応急復旧工事指示 (2.0)	4	2	2	・パトロールの指示 ・道路/パトロールによる被 害状況調査 ・協定業者に出動要請 ・協定業者からの被害調査 結果聞き取り ・被害箇所一覧表等の作 成 応急復旧工事指示 (3.0)	6	5	1	・パトロールの指示 ・道路/パトロールによる被 害状況調査 ・協定業者に出動要請 ・協定業者からの被害調査 結果聞き取り ・被害箇所一覧表等の作 成 ・道路の交通規制 ・規制標識等設置 応急復旧工事指示 工事試行箇所の保安措置 (3.0)	6	5	1
	※2交代とするため、実際の業務従事者数は()の数字となる。															
計	1	0	1	4	2	2	6	5	1	6	5	1	6	5	1	

不足人数は、本所から応援

合計	5	30	(25)	35	32	3	47	38	9	57	38	19	57	38	19
----	---	----	------	----	----	---	----	----	---	----	----	----	----	----	----

3 業務継続のための執務環境等の確保

(島田土木事務所本所・川根支所)

	対応状況
1 書庫・ロッカー等の転倒防止	<p>地震により転倒した書庫、ロッカー、キャビネットや散乱した書類の片付け、整理によって、速やかに災害対応するための貴重な時間を浪費してしまう恐れがある。</p> <p>このため、各所属は、執務室の状況を確認し、ロッカー等の転倒防止対策や書類等の飛散防止対策を徹底しておく必要がある。</p>
2 電源の確保	<p>(1) 本所</p> <p>ア 非常用電源(4階に設置)</p> <p>停電後、約 10 秒後に自動で発電装置が稼動し、一部の照明とコンセントに電力が供給される。</p> <p>発電装置は、100%の負荷で 71 時間稼動するが、燃料の備蓄量・消費量によって、稼動時間が増減するため、照明・電気機器の使用は必要とされるもののみとする。</p> <p>イ 発電機回路のコンセントの見分け方</p> <p>停電後、発電装置から電力供給されるコンセントは、赤字で「発電」の文字が表示されている。</p> <p>ウ 非常用照明</p> <p>停電後、直ちにバッテリーによる停電時非常灯が点灯する。発電装置が稼動すると、執務室では約 4 分の 1 の電灯に電力が供給される。</p> <p>(2) 川根支所</p> <p>ア 非常用電源(屋外に設置)</p> <p>停電後、約 10 秒後に自動で発電装置が稼動し、一部の照明とコンセントに電力が供給される。</p> <p>発電装置は、100%の負荷で 100 時間稼動する。</p> <p>イ 発電機回路のコンセントの見分け方</p> <p>停電後、発電装置から電力供給されるコンセントは、「非常用発電」の文字が表示されている。</p> <p>ウ 非常用照明</p> <p>一部の照明が点灯する。</p>
3 通信手段の確保 (電話機)	<p>(1) 本所</p> <p>電話回線・電源などの不具合により、「0, 5, 8」発信による通話が出来ない場合は、防災室の「災害時専用電話」の表示がある電話機、各階のファクシミリの優先電話回線、衛星携帯電話を使用する。なお、ファクシミリには受話器がついていないので、受話器を設置して使用する。</p> <p>(2) 川根支所</p> <p>優先電話は 1 回線(0547-53-3134)、2 台の停電用電話があり、「停電用」の文字が表示されている。衛星携帯電話も配備している。</p>

<p>4 食糧及び水等の確保</p>	<p>(1) 本所 食料3食×3日間分、飲料水 1.5 リットル(3日間分)以上を、4階階段倉庫に備蓄している。また、簡易トイレも2階休養室に備蓄している。</p> <p>(2) 川根支所 食料3食×3日間分、飲料水 1.5 リットル(3日間分)以上を、2階に備蓄している。また、簡易トイレも備蓄している。</p>
<p>5 燃料の確保</p>	<p>(1) 本所 非常用発電機の燃料(A重油)については、近隣のカソリンスタンドから確保し、公用車(すべて緊急通行車両)のカソリンについては、単価契約しているカソリンスタンドから確保する。燃料の供給不足が長期・広範囲にわたる場合は、本庁から国に優先供給リストを提出して、確保を図っている。</p> <p>(2) 川根支所 非常用発電機の燃料(軽油)については、近隣のカソリンスタンドから確保し、公用車(すべて緊急通行車両)のカソリンについては、単価契約しているカソリンスタンドから確保する。燃料の供給不足が長期・広範囲にわたる場合は、本庁から国に優先供給リストを提出して、確保を図っている。</p>
<p>6 宿泊対応</p>	<p>(1) 本所</p> <p>ア 宿泊スペース及び宿泊可能人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男子休養室 24 畳 12 名 ・ 女子休養室 12 畳 6 名 <p>イ 宿泊用資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 布団 11 組 ・ 簡易ベッド 2 台 <p>(2) 川根支所</p> <p>ア 宿泊スペース及び宿泊可能人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男子休養室 6 畳 3 名 ・ 女子休養室 4.5 畳 2 名 <p>イ 宿泊用資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 布団 3 組
<p>7 その他</p>	

静岡県袋井土木事務所
業務継続計画

令和6年7月

袋井土木事務所業務継続計画

1 所掌する災害応急対策業務

(1) 各班共通事務

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
組織運営に係る事務	1 所属職員の安否の確認 2 班の設置及び運営
事業執行に係る事務 （該当する事務の 所管所属に共通）	1 所管県有施設の被害状況の把握 2 災害復旧事業に関する被害調査 3 災害復旧事業計画の策定 4 災害復旧事業の実施 5 所管災害応急対策業務に係る災害記録の収集及び整理 6 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の出発及び受入れ 7 その他特命事項

(2) 班別事務分掌

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
袋井土木事務所 （西部方面本部土木班）	静岡県交通基盤部災害対策マニュアルに定める業務及び袋井土木事務所作成の異常気象時事務処理要綱の内の地震防災応急対策行動表に定める業務

2 非常時優先業務の開始目標時期及び必要人員数・参集予想人員数

（要員数 106）

区 分	災害応急対策業務	必要人員数	通常事務のうち非常時優先執行業務	必要人員数	参集予想人員
1日以内	袋井土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	72	袋井土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	12	74
3日以内	袋井土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	76	袋井土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	15	74
1週間以内	袋井土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	78	袋井土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	20	74
2週間以内	袋井土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	80	袋井土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	25	95

3 業務継続のための執務環境等の確保

(袋井土木事務所本所・掛川支所)

	対応状況
<p>1 書庫・ロッカー等の転倒防止</p>	<p>地震により転倒した書庫、ロッカー、キャビネットや散乱した書類の片付け、整理によって、速やかに災害対応するための貴重な時間を浪費してしまう恐れがある。</p> <p>このため、各所属は、執務室の状況を確認し、ロッカー等の転倒防止対策や書類等の飛散防止対策を徹底しておく必要がある。</p>
<p>2 電源の確保</p>	<p>(1) 本所</p> <p>ア 非常用電源</p> <p>停電後、約 10 秒後に発電装置が稼動し、次のとおり電力が供給される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2階電灯、コンセント(コンセントには赤のテプラで「ヒジョウ」と表示されている。) ・ 防災無線 ・ 揚水ポンプ <p>発電装置は、使用する電力が多い(負荷が大きい)ほど、燃料を多く消費することから、稼動時間を延ばすために、照明・電気機器の使用は必要とされるもののみとする。</p> <p><参考>発電装置は、100%の負荷で 72 時間稼動する計画になっているが、燃料の備蓄量・消費量によって、稼動時間が増減する。</p> <p>イ 非常用照明</p> <p>停電後、直ちに蓄電池設備による停電時非常灯が点灯する。発電装置が稼動すると、非常灯が消灯するとともに、上記アの箇所の電灯に電力が供給される。なお、電力が供給されていても、不要な照明は消灯すること。</p> <hr/> <p>(2) 掛川支所</p> <p>ア 非常用電源</p> <p>停電後、約 36 秒後に発電装置が稼動し、電灯、コンセントに電力が供給される。発電装置は、使用する電力が多い(負荷が大きい)ほど、燃料を多く消費することから、稼動時間を延ばすために、照明・電気機器の使用は必要とされるもののみとする。</p> <p><参考>発電装置は、100%の負荷で 75 時間稼動する計画になっているが、燃料の備蓄量・消費量によって、稼動時間が増減する。</p>
<p>3 通信手段の確保 (電話機)</p>	<p>電話回線・電源などの不具合により、「0, 5, 8」発信による通話が出来ない場合は、「災害時優先電話」のみが使用可能となる。</p> <p>(1) 本所</p> <p>「災害時優先電話」の番号及び設置場所は以下のとおり</p> <p>0538-42-3215 (維持管理課管理班)</p> <p>0538-42-3216 (企画検査課企画班)</p> <p>* 赤文字のテプラで「災害時優先電話」と表示されている。</p>



	<p>(2) 掛川支所</p> <p>電話交換機により下記の「災害時優先電話」の電話番号が優先発信されるように設定されている。</p> <p>0537-22-0934</p>
<p>4 食糧及び水等の確保</p>	<p>(1) 西部地域局（中遠総合庁舎）</p> <p>西部方面本部要員（指令班、業務調整要員など）の食糧 3 食×3 日間分、飲料水 1 人 1.5ℓ ペットボトル 1 本（3 日分相当）を備蓄している。</p> <p>(2) 事務所</p> <p>ア 本所</p> <p>西部地域局からの配布分を含み、食糧 3 食×3 日間以上分、飲料水は 1 人 1.5ℓ（3 日分相当）を別途備蓄、貯水槽の水を飲料水として利用する。</p> <p>トイレについては、貯水槽の水を飲料水として確保するため、また、受水槽、汚水槽、配水管、汚水管などの設備が被災により損傷していることも想定されるため、点検、修理が完了し、かつ上水道が復旧するまでの間は簡易・仮設トイレを利用する。</p> <p>イ 掛川支所</p> <p>食糧 3 食×3 日間以上分、飲料水は 1 人 4.5ℓ（9 日分相当）以上を別途備蓄している。</p> <p>トイレについては、受水槽、汚水槽、配水管、汚水管などの設備が被災により損傷していることも想定されるため、点検、修理が完了するまでの間は簡易・仮設トイレを利用する。</p>
<p>5 宿泊対応</p>	<p>(1) 本所</p> <p>ア 宿泊スペース 大会議室 201.25㎡、男子休養室 41.75㎡、 女子休養室 22.5㎡</p> <p>イ 宿泊可能人数 大会議室 30人、男子休養室 5人、女子休養室 4人</p> <p>ウ 寝具等 寝具セット10組、災害時用毛布10枚、シュラフ10個、簡易ベット3基</p> <hr/> <p>(2) 掛川支所</p> <p>ア 宿泊スペース 男子休養室（災害待機室）13.32㎡</p> <p>イ 宿泊可能人数 男子休養室3人</p> <p>ウ 寝具等 寝具セット3組</p>
<p>6 その他</p>	

静岡県浜松土木事務所

業務継続計画

令和6年7月

浜松土木事務所業務継続計画

1 所掌する災害応急対策業務

(1) 各班共通事務

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
組織運営に係る事務	1 所管業務に係る情報伝達及び発信 2 所属職員の所在及び安否の確認 3 所属職員の動員 4 関係機関等との連絡 5 班の設置及び運営
事業執行に係る事務 (該当する事務の 所管所属に共通)	1 所管保有施設の被害状況の把握 2 所管施設及び所管業務の災害応急対策の推進 3 災害復旧事業に関する被害調査 4 災害復旧事業計画の策定 5 災害復旧事業の実施 6 所管災害応急対策業務に係る災害記録の収集及び整理 7 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の要請及び受け入れ 8 その他特命事項

(2) 班別事務分掌

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
浜松土木事務所 (西部方面本部土木班)	静岡県交通基盤部災害対策マニュアルに定める業務

2 非常時優先業務の開始目標時期及び必要人員数・参集予想人員数

(要員数 114)

区 分	災害応急対策業務	必要人員数	通常事務のうち 非常時優先執行業務	必要人員数	参集予想人員
1日以内	浜松土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	68	浜松土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	27	76
3日以内	浜松土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	83	浜松土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	33	77
1週間以内	浜松土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	103	浜松土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	42	78
2週間以内	浜松土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	132	浜松土木事務所業務継続計画補助資料のとおり	52	102

浜松土木事務所業務継続計画補助資料

区分	3時間 (発生から3時間)	24時間 (発生から1日)			3日			1週間			2週間									
		必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数							
西部方面本部 浜松土木班	・班統括設置・運営 ・被害状況把握 ・道路ハットロール指示	2	2	0	・班統括設置・運営 ・被害状況把握 ・道路ハットロール指示	2	3	-1	・班統括設置・運営 ・被害状況把握 ・道路ハットロール指示	3	3	0	・班統括設置・運営 ・被害状況把握 ・道路ハットロール指示	4	4	0	・班統括設置・運営 ・被害状況把握 ・道路ハットロール指示	5	5	0
総務班	・職員の安否確認 ・職員動員状況把握	12	14	-2	・職員の安否確認 ・職員動員状況把握 ・交代勤務表検討	15	17	-2	・職員の安否確認 ・職員動員状況把握 ・交代勤務表の作成及び交代勤務の実施	18	17	1	・職員の安否確認 ・職員動員状況把握 ・交代勤務の調整及び実施	23	17	6	・職員の安否確認 ・職員動員状況把握 ・交代勤務の調整及び実施	28	20	8
情報班	・通信機器の起動確認(防災行政無線、サイボス、アシスト等) ・緊急輸送ルートの通行可否状況収集・報告 ・管内主要ダム(都田川ダム、佐久間ダム、水産川ダム等)の被災状況確認 ・リエンソ派遣(浜松市)と情報収集	8	8	0	・通信機器の確保(防災行政無線、サイボス、アシスト等) ・報道機関への対応 ・災害応急復旧計画の作成指示、執行管理	10	10	0	・通信機器の確保(防災行政無線、サイボス、アシスト等) ・報道機関への対応 ・災害応急復旧計画の作成指示、執行管理	12	10	2	・通信機器の確保(防災行政無線、サイボス、アシスト等) ・報道機関への対応 ・災害応急復旧計画の作成指示、執行管理	15	10	5	・通信機器の確保(防災行政無線、サイボス、アシスト等) ・報道機関への対応 ・災害応急復旧計画の作成指示、執行管理	19	14	5
資機材班	・通信機器の機能確保(防災行政無線、サイボス、アシスト等) ・緊急輸送ルートの通行可否の把握 ・緊急輸送車両の各班への割振	7	8	-1	・通信機器の機能確保(防災行政無線、サイボス、アシスト等) ・緊急輸送ルートの選定 ・道路情報表示装置等の起動 ・通行規制の検討及び実施 ・資機材置き場の被災状況や数量の確認 ・水防活動の実施	9	11	-2	・通信機器の機能確保(防災行政無線、サイボス、アシスト等) ・緊急輸送ルートの選定 ・通行規制の検討及び実施 ・資機材置き場の被災状況や数量の確認 ・水防活動の実施	11	11	0	・通信機器の機能確保(防災行政無線、サイボス、アシスト等) ・緊急輸送ルートの選定 ・通行規制の検討及び実施 ・資機材置き場の被災状況や数量の確認 ・水防活動の実施	14	11	3	・通信機器の機能確保(防災行政無線、サイボス、アシスト等) ・緊急輸送ルートの選定 ・通行規制の検討及び実施 ・資機材置き場の被災状況や数量の確認 ・水防活動の実施	18	13	5
対策班 ※	【優先順位1】 ・緊急輸送ルート 道路啓開 ・浜名港啓開 (防災港湾)				・災害協定業者に緊急輸送ルートの道路啓開指示 ・現場確認(道路啓開状況等)				・災害協定業者に緊急輸送ルートの道路啓開指示 ・現場確認(道路啓開状況等)				・災害協定業者に緊急輸送ルートの道路啓開指示 ・現場確認(道路啓開状況等)				・災害協定業者に緊急輸送ルートの道路啓開指示 ・現場確認(道路啓開状況等)			
	【優先順位2】 ・道路の緊急保安点検実施 (震度4以上) ・水門・ダム等 重要な河川施設				・道路の緊急保安点検実施 ・現場確認(被災状況等) ・応急復旧(緊急措置) ・復旧工事の事前準備 (資機材班と協議)				・道路の緊急保安点検実施 ・現場確認(被災状況等) ・応急復旧(緊急措置) ・復旧工事の事前準備 (資機材班と協議)				・道路の緊急保安点検実施 ・現場確認(被災状況等) ・応急復旧(緊急措置) ・復旧工事の事前準備 (資機材班と協議)				・道路の緊急保安点検実施 ・現場確認(被災状況等) ・応急復旧(緊急措置) ・復旧工事の事前準備 (資機材班と協議)			
	【優先順位3】 ・河川・海岸・砂防・港湾施設の緊急保安点検実施 (震度5弱以上)				・道路の緊急保安点検実施 ・現場確認(被災状況等) ・応急復旧(緊急措置) ・復旧工事の事前準備 (資機材班と協議)				・道路の緊急保安点検実施 ・現場確認(被災状況等) ・応急復旧(緊急措置) ・復旧工事の事前準備 (資機材班と協議)				・道路の緊急保安点検実施 ・現場確認(被災状況等) ・応急復旧(緊急措置) ・復旧工事の事前準備 (資機材班と協議)				・道路の緊急保安点検実施 ・現場確認(被災状況等) ・応急復旧(緊急措置) ・復旧工事の事前準備 (資機材班と協議)			
	【優先順位4】 ・漁港の緊急保安点検 (津波警報解除後)				・道路の緊急保安点検実施 ・現場確認(被災状況等) ・応急復旧(緊急措置) ・復旧工事の事前準備 (資機材班と協議)				・道路の緊急保安点検実施 ・現場確認(被災状況等) ・応急復旧(緊急措置) ・復旧工事の事前準備 (資機材班と協議)				・道路の緊急保安点検実施 ・現場確認(被災状況等) ・応急復旧(緊急措置) ・復旧工事の事前準備 (資機材班と協議)				・道路の緊急保安点検実施 ・現場確認(被災状況等) ・応急復旧(緊急措置) ・復旧工事の事前準備 (資機材班と協議)			
建築住宅班	・総合庁舎の危険度判定の実施	5	6	-1	・管内の工事箇所の保安措置の指示と業者による実施確認 ・応急危険度判定士の派遣・要請・受入の準備 ・住宅供給公社との連絡(各自治体からの情報収集) ・施設点検/ハットロールの検討 ・県営住宅の点検、応急措置	6	8	-2	・市との連携による西部支援支隊の立ち上げ ・災害融資、建築、入居等に関する相談窓口設置 ・被災建築物の解体又は自力復旧の技術支援 ・復旧工事の事前準備(資機材班との協議) ・復旧工事工法の検討 ・立上り工法の検証 ・応急仮設住宅の建設	7	8	-1	・市との連携による西部支援支隊の立ち上げ ・災害融資、建築、入居等に関する相談窓口設置 ・被災建築物の解体又は自力復旧の技術支援 ・復旧工事の事前準備(資機材班との協議) ・復旧工事工法の検討 ・立上り工法の検証 ・応急仮設住宅の建設	7	8	-1	・市との連携による西部支援支隊の立ち上げ ・災害融資、建築、入居等に関する相談窓口設置 ・被災建築物の解体又は自力復旧の技術支援 ・復旧工事の事前準備(資機材班との協議) ・復旧工事工法の検討 ・立上り工法の検証 ・応急仮設住宅の建設	11	11	0
計		47	51	-4		58	64	-6		71	65	6		88	66	22		113	87	26

天竜支局

区分	3時間 (発生から3時間)	24時間 (発生から1日)			3日			1週間			2週間									
		必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数							
天竜支局班	・支局班参集見込みの把握・安否確認 ・庁舎内設備の点検、危険防止作業 ・防災行政無線等通信手段の運用	8	9	-1	・支局班参集見込みの把握・安否確認 ・庁舎内設備の点検、危険防止作業 ・防災行政無線等通信手段の運用	10	12	-2	・支局班参集見込みの把握・安否確認 ・庁舎内設備の点検、危険防止作業 ・防災行政無線等通信手段の運用	12	12	0	・支局班参集見込みの把握・安否確認 ・庁舎内設備の点検、危険防止作業 ・防災行政無線等通信手段の運用	15	12	3	・支局班参集見込みの把握・安否確認 ・庁舎内設備の点検、危険防止作業 ・防災行政無線等通信手段の運用	19	15	4
【優先順位1】 河川工事実施箇所(占用工事を含む)	<一次調査> (被災から2日以内) ・工法検討				<一次調査> (被災から2日以内) ・工法検討				<一次調査> (被災から2日以内) ・工法検討				<一次調査> (被災から7日以内) ・調査対象の検討 ・現場調査(被災発生) ・調査結果の分析 ・災害復旧工事への対応				<一次調査> (被災から7日以内) ・調査対象の検討 ・現場調査(被災発生) ・調査結果の分析 ・災害復旧工事への対応			
【優先順位2】 河川・砂防施設の緊急保安点検実施(震度5弱以上)	・河川・砂防施設の緊急保安点検実施 ・現場確認(被災状況等) ・応急復旧(緊急措置) ・復旧工事の事前準備 (資機材班と協議)				・河川・砂防施設の緊急保安点検実施 ・現場確認(被災状況等) ・応急復旧(緊急措置) ・復旧工事の事前準備 (資機材班と協議)				・河川・砂防施設の緊急保安点検実施 ・現場確認(被災状況等) ・応急復旧(緊急措置) ・復旧工事の事前準備 (資機材班と協議)				・河川・砂防施設の緊急保安点検実施 ・現場確認(被災状況等) ・応急復旧(緊急措置) ・復旧工事の事前準備 (資機材班と協議)				・河川・砂防施設の緊急保安点検実施 ・現場確認(被災状況等) ・応急復旧(緊急措置) ・復旧工事の事前準備 (資機材班と協議)			
計		8	9	-1		10	12	-2		12	12	0		15	12	3		19	15	4
合計		55	60	-5		68	76	-8		83	77	6		103	78	25		132	102	30

3 業務継続のための執務環境等の確保

(浜松総合庁舎)

	対 応 状 況
1 書庫・ロッカー等の転倒防止	地震により書庫、ロッカー、キャビネット等が転倒した場合、散乱した書類の片付けや整理に時間がかかり、速やかに災害対応業務を開始できない恐れがあるため、書庫やロッカー等の転倒防止対策を徹底しておく必要がある。
2 電源の確保	<p>(1) 非常用電源</p> <p>総合庁舎は、災害時の拠点となることから、非常用予備発電装置を設置している。停電後、30秒程度で発電装置が稼動し、特定の照明設備やコンセントに電力が供給される。また、発電装置は100%の負荷(645kwh)で72時間稼動する仕様だが、稼動時点における燃料の備蓄量や電力消費量によって稼動可能時間が増減する。</p> <p>発電装置は、供給する電力が多い(負荷が大きい)ほど燃料を多く消費することから、稼動時間を延ばすためには、必要最小限の照明や電気器具等の使用にとどめる必要がある。</p> <p>(2) 発電機回線コンセントの見分け方</p> <p>停電後、コンセントを差し込む箇所が黒色のものが発電装置から電力供給されるコンセントとして、使用できる。</p> <p>(3) 非常用照明</p> <p>停電後、直ちにバッテリーによる停電時非常灯が点灯する。発電装置が稼動し電力が供給される電灯は黒色のスイッチの電灯(電力が供給されていても、不要な照明は消灯すること)。</p>
3 通信手段の確保(電話機)	<p>電話回線・電源などの不具合により、通常の「0, 5, 8」発信による通話ができない場合、赤い「災害時優先電話」の表示がある電話機が使用できる。</p> <p>なお、ひかり電話は(NTTの制限がかからなければ)停電時でも使用できるが、着信音、電話の取り方通常時と異なるので注意すること。(着信音が鳴ったら受話器を上げてフック)</p>
4 食糧及び水等の確保	<p>(1) 食糧</p> <p>要員(指令班、各班など)の食糧3食×約4日間分を備蓄しており、飲料水は、1人2ℓペットボトル約7本分の備蓄や貯水槽(市上水)を利用する。</p> <p>(参考) 貯水槽</p> <p>市上水 地下 35㎡ 屋上 8㎡ 計 43㎡</p> <p>井戸水 地下110㎡、屋上17㎡ 計127㎡ (通常は雑用水として使用)</p> <p>(2) トイレ</p> <p>受水槽、汚水槽、配水管、汚水管などの設備が被災により損傷する可能性があるため、点検、修理等が完了するまでは携帯トイレ等を使用する。</p> <p>仮設トイレ27基、簡易トイレ1セット、携帯トイレ156セット(1セット100袋)</p>



対 応 状 況													
5 宿泊対応	<p>(1) 宿泊スペース及び宿泊可能人数</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>トレーニングルーム</td> <td style="text-align: center;">65人</td> </tr> <tr> <td>女子休憩室</td> <td style="text-align: center;">10人</td> </tr> <tr> <td>男子休憩室</td> <td style="text-align: center;">20人</td> </tr> <tr> <td>食堂</td> <td style="text-align: center;">70人</td> </tr> <tr> <td>喫茶室</td> <td style="text-align: center;">25人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">190人</td> </tr> </table> <p>※会議室（7階・9階各4室）は各班の災害応急対策等での使用を想定 ※1人あたり約3.3㎡で計算</p> <p>(2) 宿泊用資機材の備蓄状況 簡易ベット52台、毛布185枚、寝袋173個</p>	トレーニングルーム	65人	女子休憩室	10人	男子休憩室	20人	食堂	70人	喫茶室	25人	計	190人
トレーニングルーム	65人												
女子休憩室	10人												
男子休憩室	20人												
食堂	70人												
喫茶室	25人												
計	190人												
6 その他													

静岡県田子の浦港管理事務所
業務継続計画

令和6年7月

田子の浦港管理事務所業務継続計画

1 所掌する災害応急対策業務

(1) 各班共通事務

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
組織運営に係る事務	1 所属職員の安否の確認 2 班の設置及び運営
事業執行に係る事務 (該当する事務の 所管所属に共通)	1 所管県有施設の被害状況の把握 2 災害復旧事業に係る被害調査 3 災害復旧事業計画の策定 4 災害復旧事業の実施 5 所管災害応急対策業務に係る災害記録の収集及び整理 6 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の出向及び受け入れ 7 その他特命事項

(2) 班別事務分掌

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
田子の浦港管理事務所 (東部方面本部土木班)	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県交通基盤部災害対策マニュアルに定める業務 ・田子の浦港管理事務所防災マニュアルに定める業務

2 非常時優先業務の開始目標時期及び必要人員数・参集予想人員数

(要員数 19)

区 分	災害応急対策業務	必要人員数	通常事務のうち非常時優先執行業務	必要人員数	参集予想人員
1日以内	田子の浦港管理事務所業務継続計画補助資料のとおり	7	田子の浦港管理事務所業務継続計画補助資料のとおり	3	7
3日以内	田子の浦港管理事務所業務継続計画補助資料のとおり	10	田子の浦港管理事務所業務継続計画補助資料のとおり	5	7
1週間以内	田子の浦港管理事務所業務継続計画補助資料のとおり	12	田子の浦港管理事務所業務継続計画補助資料のとおり	5	13
2週間以内	田子の浦港管理事務所業務継続計画補助資料のとおり	12	田子の浦港管理事務所業務継続計画補助資料のとおり	5	17

(様式)

田子の浦港管理事務所業務継続計画補助資料

区分 (担当グループ 名 業務区分等)	3時間 (発生から3時間)			24時間 (発生から1日)			3日			1週間			2週間		
	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数
東部方面本部 田子の浦港班 統括 (2人)	1	0	1	1	0	1	1	0	1	2	2	0	2	2	0
総務G (総務管理班) (総務) (4人)	2	2	0	2	3	-1	2	3	-1	3	5	-2	3	5	-2
情報G (総務管理班) (管理) (4人)	2	2	0	2	2	0	3	2	1	3	5	-2	3	5	-2
調査活動G (整備班) (6人)	2	2	0	2	4	-2	4	4	0	4	7	-3	4	7	-3
計	7	6	1	7	9	-2	10	9	1	12	19	-7	12	19	-7

注) 参集予定人数(累計人数×0.7)には他所属からの参集人数を含み、人数が不足する業務に充当する。
 情報Gと調査活動Gは、協働して被害状況調査を行う。
 発生から1日以降は2交代となるため、実際の業務従事者数は参集予定人数の1/2となる。

3 業務継続のための執務環境等の確保

(田子の浦港管理事務所)

	対応状況
1 書庫・ロッカー等の転倒防止	造り付けの書庫については、中身の飛び出し防止のために鎖等の止め具を設置する。 また、後付けの丈の低い書庫については、滑り止め防止の措置をする。
2 電源の確保	備え付けの庁舎自家発電装置で対応する。
3 通信手段の確保 (電話機)	「災害時優先電話」の表示がある電話機及び衛星携帯電話を使用する。
4 食糧及び水等の確保	備蓄食料で対応する(職員数×3食×3日)
5 宿泊対応	畳を敷設してある災害待機室に3名と女子更衣室に2名、その他の職員は、会議室で寝泊りをする。
6 その他	トイレは便座設置式簡易トイレ(ベンリー)を使用する。

4 津波浸水想定地域に所在する事務所の代替機能確保の状況

(田子の浦港管理事務所)

		対 応 状 況	
1 職員の参集先 (勤務時間外に発災の場合)	富士土木事務所内(富士市本市場441-1)		
2 職員・来庁者の避難先 (勤務時間中に発災の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・震源域が近く、早期の津波到来が予想される場合は、庁舎3階に避難する。 ・震源域が遠く、津波の到来まである程度(概ね40分)の時間が見込める場合は、職員は富士土木事務所に避難し、来庁者には、最寄の避難所(元吉原中学校)への避難誘導を図る。 		
3 代替拠点	富士土木事務所内(富士市本市場441-1)		
執務環境の状況	執務場所	用地課隣接会議テーブル周辺	
	電 源	非常用予備発電装置を設置しており、100%の負荷で24時間の稼働が可能	
	通信手段	電話回線・電源などの不具合により、「0、5、8」発信による通話が出来ない場合は、赤い「災害時優先電話」の表示がある電話機のみ使用可能	
	食糧・水	食糧3食×3日間分、飲料水1人1.5?ペットボトル1本分を備蓄	
	宿 泊	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊場所特別会議室等約230人分の宿泊場所を確保 ・宿泊用資機材簡易ベット57台、毛布113枚、寝袋66袋 	
	そ の 他		
代替拠点での実施業務	津波により港湾に近づくことができないため、現地での被害状況確認はできないが、富士土木事務所内で気象庁からの発表情報の確認、富士市、東洋信号所及び田子の浦埠頭等の港湾関係者と連絡調整を行い、津波に関する情報を収集する。		
4 事務所で想定される被害	<ul style="list-style-type: none"> ・津波による周辺地域への浸水被害があり事務所へ参集できない。 ・庁舎1階床面は地上1.0mの高さにあるので浸水深は、実質0.8m程度と推測される。このため、庁舎1階に設置の機器(港内監視用パソコン類)と公用車に浸水可能性があり、塩分の除去と乾燥によって、どの程度復旧するかは不明である。 		
5 事務所での業務再開時期	津波による危険性が低くなったと判断される場合は、現地へ移動して現地の情報収集や調査活動を開始する。		
6 その他			

静岡県清水港管理局

業務継続計画

令和6年7月

清水港管理局業務継続計画

1 所掌する災害応急対策業務

(1) 各班共通事務

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
組織運営に係る事務	1 所属職員の安否の確認 2 班の設置及び運営
事業執行に係る事務 (該当する事務の 所管所属に共通)	1 所管県有施設の被害状況の把握 2 災害復旧事業に関する被害調査 3 災害復旧事業計画の策定 4 災害復旧事業の実施 5 所管災害応急対策業務に係る災害記録の収集及び整理 6 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の要請及び受入れ 7 その他特命事項

(2) 班別事務分掌

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
清水港管理局（中部方面本部土木班）	静岡県交通基盤部災害対策マニュアルに定める業務

2 非常時優先業務の開始目標時期及び必要人員数・参集予想人員数

(要員数 53)

区 分	災害応急対策業務	必要人員数	通常事務のうち 非常時優先執行業務	必要人員数	参集予想人員
1日以内	清水港管理局業務継続計画補助資料のとおり	43	清水港管理局業務継続計画補助資料のとおり	0	32
3日以内	清水港管理局業務継続計画補助資料のとおり	44	清水港管理局業務継続計画補助資料のとおり	2	37
1週間以内	清水港管理局業務継続計画補助資料のとおり	34	清水港管理局業務継続計画補助資料のとおり	10	37
2週間以内	清水港管理局業務継続計画補助資料のとおり	22	清水港管理局業務継続計画補助資料のとおり	30	48

(様式)

清水港管理局業務継続計画補助資料

区分 (担当グループ名 業務区分等)	3時間 (発生から3時間)			24時間 (発生から1日)			3日			1週間			2週間					
	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数			
総務班	4	4	0	6	4	2	6	4	2	6	4	2	3	2	1	2	1	1
調査班	9	9	0	11	10	1	10	9	1	4	4	0	0	0	0	0	0	0
情報班	6	6	0	10	8	2	12	9	3	9	5	4	2	2	0	2	2	0
対策班 (状況に応じ、企 画整備課整備班 としての業務へ移 行)	6	6	0	14	8	6	14	11	3	16	14	2	16	14	2	16	14	2
本部付広報班	1	1	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2	1	1

(様式)

清水港管理局業務継続計画補助資料

区分 (担当グループ名 業務区分等)	3時間 (発生から3時間)			24時間 (発生から1日)			3日			1週間			2週間		
	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数
総務課	0	0	0	0	0	0	2	2	0	6	4	2	9	9	0
企画整備課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1
管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	6	1	10	10	0
港営課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0
計	26	26	0	43	32	11	46	37	9	47	37	10	53	48	5

3 業務継続のための執務環境等の確保

(清水港管理局)

	対応状況
1 書庫・ロッカー等の転倒防止	<p>地震により転倒した書庫、ロッカー、キャビネットや散乱した書類の片付け、整理によって、速やかに災害対応するための貴重な時間を浪費してしまう恐れがある。</p> <p>このため、各所属は、執務室の状況を確認し、ロッカー等の転倒防止対策や書類等の飛散防止対策を徹底しておく必要がある。</p>
2 電源の確保	<p>(1) 非常用電源</p> <p>庁舎（清水マリビル）は、災害時の拠点となることから、2階部分に非常用予備発電装置を設置しており、停電後、約 10 秒後に自動的に発電装置が稼働し、一部の照明とコンセントに電力が供給される。</p> <p>発電装置は、使用する電力が多い(負荷が大きい)ほど、燃料を多く消費することから、稼働時間を延ばすために、照明・電気機器の使用は必要とされるもののみとする。</p> <p><参考> 発電装置は、100%の負荷で 48 時間稼働する計画になっているが、燃料の備蓄量(1,950 ㍓)・消費量によって、稼働時間が増減する。</p> <p>※非常用電源は 2 階にあるため、現被害想定では津波による被害は受けない見込み</p> <p>(2) 発電機回路のコンセントの見分け方</p> <p>停電後、発電装置から電力供給されるコンセントは、赤色のテプラで「非常用電源」と表示されている。</p> <p>3階では、南窓側コンセント、電算室コンセントのほか、電話交換機に電力供給される。</p> <p>4階では、南窓側・廊下側コンセントのほか、津波防災ステーション、県防災 F A X、県防災無線衛星系に電力供給される。</p> <p>5階会議室には非常用電源コンセントはない。</p> <p>(3) 非常用照明</p> <p>停電後、直ちに非常用発電装置による停電時非常灯（蛍光灯の間の白熱球）が点灯する。</p> <p>停電時は、上記の他、局長室、総務課の一部、階段踊り場が点灯する。</p> <p>(4) その他 ポータブル発電機 2基（4階空調機械室内）</p>
3 通信手段の確保（電話機）	<p>停電時でも局内 PBX に非常用電源が供給されるため使用できる。</p> <p>電話回線・電源などの不具合により、「0、5、8」発信による通話が出来ない場合は、3階執務室内のファックスに付属している災害時優先電話機及び衛星携帯電話が使用できる。</p>
4 食糧及び水等の確保	<p>職員の食糧は、職員の 3 食×7 日分を備蓄しており、飲料水はペットボトル及び貯水槽(上水道、飲料とトイレ共用)の水を利用する。</p> <p>トイレについては、4 日程度は水洗トイレの利用が可能であるが、4 日目以降は、簡易・仮設トイレを利用する。配水管などの設備が被災により損傷しているものと想定し、点検、修理完了までは使用不可とし、簡易・仮設トイレを利用する。</p>
6 宿泊対応	<p>(1) 宿泊スペース及び宿泊可能人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4階水防待機室（畳敷、10人） ・ 2階女子更衣室（畳敷、4人）



4 津波浸水想定地域に所在する事務所の代替機能確保の状況

(清水港管理局)

		対 応 状 況	
1	職員の参集先 (勤務時間外に発災の場合)	静岡土木事務所（静岡市駿河区有明町 2-20）	
2	職員・来庁者の避難先 (勤務時間中に発災の場合)	事務所が入居しているマリンビルの上位階に避難する。	
3	代替拠点	静岡土木事務所（静岡市駿河区有明町 2-20）	
	執務環境の状況	執務場所	静岡総合庁舎会議室
		電 源	非常用電源有り
		通信手段	静岡土木事務所の通信施設を借用する
		食糧・水	静岡総合庁舎の備蓄食糧・水を利用する（職員が参集時に3日分持参）
		宿 泊	執務場所で宿泊
		そ の 他	
	代替拠点での実施業務	<p>・代替拠点では、清水港津波防災ステーションの機器を使用できないため、陸閘や水門の操作や、監視カメラの確認はできないが、陸閘及び水門は震度5強以上の地震が発生した場合は自動で閉鎖される仕組みとなっている。</p> <p>（同じ機器は静岡市清水区役所にも設置されている。）</p>	
4	事務所で想定される被害	<ul style="list-style-type: none"> ・建物構造に甚大な被害は発生せず利用可能。 ・建物外壁一部剥落、水道配管等損傷の可能性はある。 ・庁舎周辺では延焼火災の危険性はほとんどない。 ・想定される津波浸水高は、2～5m程度 	
5	事務所での業務再開時期	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報解除後、安全を確保した上で速やかに清水港管理局庁舎（マリンビル）へ移動する。 	
6	その他		

静岡県焼津漁港管理事務所
業務継続計画

令和6年7月

焼津漁港管理事務所業務継続計画

1 所掌する災害応急対策業務

(1) 各班共通事務

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
組織運営に係る事務	1 所属職員の安否の確認 2 班の設置及び運営
事業執行に係る事務 (該当する事務の 所管所属に共通)	1 所管県有施設の被害状況の把握 2 災害復旧事業に関する被害調査 3 災害復旧事業計画の策定 4 災害復旧事業の実施 5 所管災害応急対策業務に係る災害記録の収集及び整理 6 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の出向及び受け入れ 7 その他特命事項

(2) 班別事務分掌

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
焼津漁港管理事務所（中部方面本部土木班）	静岡県交通基盤部災害対策マニュアルに定める業務及び地震防災・国民保護対策実施要領等に定める業務

2 非常時優先業務の開始目標時期及び必要人員数・参集予想人員数

(要員数 29)

区 分	災害応急対策業務	必要人員数	通常事務のうち非常時優先執行業務	必要人員数	参集予想人員
1日以内	焼津漁港管理事務所業務継続計画補助資料のとおり	9	焼津漁港管理事務所業務継続計画補助資料のとおり	3	16
3日以内	焼津漁港管理事務所業務継続計画補助資料のとおり	12	焼津漁港管理事務所業務継続計画補助資料のとおり	3	20
1週間以内	焼津漁港管理事務所業務継続計画補助資料のとおり	12	焼津漁港管理事務所業務継続計画補助資料のとおり	3	20
2週間以内	(焼津漁港管理事務所) 業務継続計画補助資料のとおり	12	焼津漁港管理事務所業務継続計画補助資料のとおり	3	26

(様式)

焼津漁港管理事務所業務継続計画補助資料

区分 (担当グループ名 業務区分等)	3時間 (発生から3時間)			24時間 (発生から1日)			3日			1週間			2週間														
	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数	必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数												
総務班	地震災害対策等の総合調整 ①職員及び家族の所在確認と登庁可能職員数の把握 ②庁舎施設の被害調査 ③各種情報の収集及び整理 ④県庁、県行政センター、市役所等との情報連絡 ⑤ — ⑥所属外登庁者対応			地震災害対策等の総合調整 ①職員及び家族の所在確認と登庁可能職員数の把握 ②庁舎施設の被害調査 ③各種情報の収集及び整理 ④県庁、県行政センター、市役所等との情報連絡 ⑤各種緊急会議の開催 ⑥所属外登庁者対応			地震災害対策等の総合調整 ①職員及び家族の所在確認と登庁可能職員数の把握 ②庁舎施設の被害調査 ③各種情報の収集及び整理 ④県庁、県行政センター、市役所等との情報連絡 ⑤各種緊急会議の開催 ⑥所属外登庁者対応			地震災害対策等の総合調整 ①職員及び家族の所在確認と登庁可能職員数の把握 ②庁舎施設の被害調査 ③各種情報の収集及び整理 ④県庁、県行政センター、市役所等との情報連絡 ⑤各種緊急会議の開催 ⑥所属外登庁者対応 ⑦金銭債務の支払い事務			地震災害対策等の総合調整 ①職員及び家族の所在確認と登庁可能職員数の把握 ②庁舎施設の被害調査 ③各種情報の収集及び整理 ④県庁、県行政センター、市役所等との情報連絡 ⑤各種緊急会議の開催 ⑥所属外登庁者対応 ⑦金銭債務の支払い事務			3	1	2	3	2	1	3	3	0	3	3	0
管理班	漁港施設の被害調査及び災害応急対策等 ①管理物件の被害調査 ② — ③ — ④ — ⑤臨港道路の交通規制、陸間操作等			漁港施設の被害調査及び災害応急対策等 ①管理物件の被害調査 ②管理物件災害応急復旧の調整 ③航路及び荷揚げ場(市場)確保の調整 ④占用許可物件の被害調査 ⑤臨港道路の交通規制、陸間操作等			漁港施設の被害調査及び災害応急対策等 ①管理物件の被害調査 ②管理物件災害応急復旧の調整 ③航路及び荷揚げ場(市場)確保の調整 ④占用許可物件の被害調査 ⑤臨港道路の交通規制、陸間操作等			漁港施設の被害調査及び災害応急対策等 ①管理物件の被害調査 ②管理物件災害応急復旧の調整 ③航路及び荷揚げ場(市場)確保の調整 ④占用許可物件の被害調査 ⑤臨港道路の交通規制、陸間操作等			漁港施設の被害調査及び災害応急対策等 ①管理物件の被害調査 ②管理物件災害応急復旧の調整 ③航路及び荷揚げ場(市場)確保の調整 ④占用許可物件の被害調査 ⑤臨港道路の交通規制、陸間操作等			1	1	0	2	2	0	3	3	0	3	3	0
整備班	防災港湾の漁港施設の応急復旧、航路啓開等緊急輸送機能確保 ①漁港施設の被害調査 ② — ③ — ④ —			防災港湾の漁港施設の応急復旧、航路啓開等緊急輸送機能確保 ①漁港施設の被害調査 ②漁港施設の災害応急復旧事業の計画策定・実施 ③ — ④緊急物資輸送路(臨港道路)の確保			防災港湾の漁港施設の応急復旧、航路啓開等緊急輸送機能確保 ①漁港施設の被害調査 ②漁港施設の災害応急復旧事業の計画策定・実施 ③緊急輸送物資荷揚げ ④緊急物資輸送路(臨港道路)の確保			防災港湾の漁港施設の応急復旧、航路啓開等緊急輸送機能確保 ①漁港施設の被害調査 ②漁港施設の災害応急復旧事業の計画策定・実施 ③緊急輸送物資荷揚げ ④緊急物資輸送路(臨港道路)の確保			防災港湾の漁港施設の応急復旧、航路啓開等緊急輸送機能確保 ①漁港施設の被害調査 ②漁港施設の災害応急復旧事業の計画策定・実施 ③緊急輸送物資荷揚げ ④緊急物資輸送路(臨港道路)の確保			1	2	-1	4	3	1	6	6	0	6	6	0
計	5	4	1	9	7	2	12	12	0	12	12	0	12	12	0												

3 業務継続のための執務環境等の確保

(焼津漁港管理事務所)

	対応状況
1 書庫・ロッカー等の転倒防止	地震により転倒した書庫、ロッカー、キャビネットや散乱した書類や器具の片付けに時間を費やし、速やかな災害対応するための時間を浪費する恐れがある。 執務室の状況を確認し、ロッカー等の転倒防止対策や書類等の飛散防止対策を徹底する。
2 電源の確保	(1) 事務所 非常用自家発電装置を非浸水階に設置し、電力供給は72時間可能である。 (2) 陸閘(電動式) 当所管理の陸閘(電動式8基)のうち7基には、停電後自家発電装置が稼働し、電力が供給される。(稼働時間1時間程度。ただし自動閉鎖後は、消費電力は多くない。) 残り1基は、常時閉鎖のため、停電による影響はない。
3 通信手段の確保(電話機)	・電話回線・電源などの不具合により、「0, 5, 8」発信による通話が出来ない場合は、「災害時優先電話」の表示がある電話機及び衛星携帯電話が使用できる。 ・当所では、「災害時優先電話番号」を通常時FAX回線として使用し、災害時には、専用電話機を設置し通信手段を確保する。
4 食糧及び水等の確保	・職員の食糧は、3食×7日間分、3ℓ×ペットボトル7日分を備蓄しており、飲料用以外の水については、屋上の上架水槽を利用する。
5 宿泊対応	(1) 宿泊スペース及び宿泊可能人数 ・2階執務室及び所長室 12人 (フロア直) ※その他、2階休憩室(和室)の使用が可能である。 (2) 宿泊用資機材の備蓄状況 ・サマーベット2基 ・寝袋13個
6 その他	組立て式簡易トイレ 1基

4 津波浸水想定地域に所在する事務所の代替機能確保の状況

(焼津漁港管理事務視所)

		対 応 状 況	
1 職員の参集先 (勤務時間外に発災の場合)	焼津市消防防災センター（焼津市石津 728-2）		
2 職員・来庁者の避難先 (勤務時間中に発災の場合)	庁舎の屋上(126 人収容可能)		
3 代替拠点	焼津市消防防災センター（焼津市石津 728-2）		
執務環境の状況	執務場所	非常用予備発電装置（センター所有） 三相3線式 200KVA ガスタービン×2基（72 時間対応）	
	電 源	非常用予備発電装置（センター所有） 三相3線式 200KVA ガスタービン×2基（72 時間対応）	
	通信手段	静岡県防災行政無線、衛星携帯電話（焼津市地域防災無線も活用可） ただし、焼津市役所の防災要員との共用	
	食糧・水	同センターは焼津市住民の避難場所にもなっているため、相当量の備蓄はあるが、避難住民用である。	
	宿 泊	災害宿泊室（和室 18 畳）を焼津市職員と共同利用可能（寝具は無い） 又、救急指導室（和室 32 畳）も利用可	
	そ の 他		
代替拠点での実施業務	<ul style="list-style-type: none"> 津波により港に近づくことができないため、現地での被害状況確認はできないが、焼津市消防防災センター内に設置してある焼津漁港津波防災ステーション（陸間の遠隔操作や監視カメラによる確認が可能）を活用しながら情報収集を行い、可能な災害応急対策事務にあたる。 		
4 事務所で想定される被害	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎 2 階部分で想定津波高(L2 3.3m)を超える床面高さ 6m を確保したことから、防災体制は継続できるが、1 階への浸水及び公用車等の使用が困難になる懸念あり。 		
5 事務所での業務再開時期	<ul style="list-style-type: none"> 津波発生の危険性がなくなり事務所の機能が確保されていることが確認されしだい、直ちに事務所に移動し、必要な災害応急対策事務にあたる。 		
6 その他			

静岡県御前崎港管理事務所
業務継続計画

令和6年7月

様式1 御前崎港管理事務所業務継続計画

1 所掌する災害応急対策業務

(1) 各班共通事務

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
組織運営に係る事務	1 所属職員の安否の確認 2 班の設置及び運営
事業執行に係る事務 (該当する事務の 所管所属に共通)	1 所管県有施設の被害状況の把握 2 災害復旧事業に関する被害調査 3 災害復旧事業計画の策定 4 災害復旧事業の実施 5 所管災害応急対策業務に係る災害記録の収集及び整理 6 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の見込及び受入れ 7 その他特命事項

(2) 班別事務分掌

区 分	災害応急対策業務（災害対策本部各班事務）
御前崎港管理事務所（西部方面本部御前崎港管理班）	御前崎港管理事務所業務継続計画補助資料のとおり

2 非常時優先業務の開始目標時期及び必要人員数・参集予想人員数

(要員数 16)

区 分	災害応急対策業務	必要人員数	通常事務のうち非常時優先執行業務	必要人員数	参集予想人員
1日以内	御前崎港管理事務所業務継続計画補助資料のとおり	7	御前崎港管理事務所業務継続計画補助資料のとおり		5
3日以内	御前崎港管理事務所業務継続計画補助資料のとおり	6	御前崎港管理事務所業務継続計画補助資料のとおり	3	11
1週間以内	御前崎港管理事務所業務継続計画補助資料のとおり	8	御前崎港管理事務所業務継続計画補助資料のとおり	5	11
2週間以内	御前崎港管理事務所業務継続計画補助資料のとおり	10	御前崎港管理事務所業務継続計画補助資料のとおり	10	14

(様式)

御前崎港管理事務所業務継続計画補助資料

* 大津波で庁舎機能を喪失した場合は、下表によることは困難と想定される。

区分 (担当グループ名 業務区分等)	3時間 (発生から3時間)	3時間			24時間 (発生から1日)	24時間			3日	3日			1週間	1週間			2週間	2週間		
		必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数		必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数		必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数		必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数		必要 人数	参集 予定 人数	不足 人数
支所方面本部 御前崎港管理班 統括 (2)	御前崎港管理班統括	1	0	1	御前崎港管理班統括	1	0	1	御前崎港管理班統括	1	1	0	御前崎港管理班統括	1	1	0	御前崎港管理班統括	1	1	0
管理グループ (4)	・職員の安否・参集状況確認 ・御前崎港管理班の設置 ・庁舎、備品の被害状況の把握 ・職員の生活維持対策の検討 ・職員動員計画作成、配備指示	2	0	2	・職員の安否・参集状況確認 ・御前崎港管理班の設置 ・庁舎、備品の被害状況の把握 ・職員の生活維持対策の検討 ・職員動員計画作成、配備指示	2	4	-2	・御前崎港管理班の運営 ・庁舎、備品の被害状況の把握と対策の検討 ・職員の生活維持対策 ・職員動員、配備 ・各種台帳の被害状況確認 ・緊急物資集積場所確保 ・応援要員受入体制の検討	1	4	-3	・御前崎港管理班の運営 ・庁舎、備品の被害対策の検討と実施 ・職員の生活維持対策 ・職員動員、配備 ・各種台帳の被害対策の検討 ・緊急物資集積場所確保 ・応援要員受入体制の確保	2	4	-2	・御前崎港管理班の運営 ・庁舎、備品の被害対策の実施 ・職員の生活維持対策 ・職員動員、配備 ・各種台帳の被害対策の実施 ・緊急物資集積場所の運営 ・応援要員受入	3	4	-1
情報グループ (4)	・外部通信手段の確保 ・地震・津波等の情報収集 ・御前崎港地震対策部会招集 ・関係機関との連絡調整 ・公共施設被災情報収集 ・海上輸送路確保情報の収集	2	0	2	・外部通信手段の確保 ・地震・津波等の情報収集 ・御前崎港地震対策部会招集 ・関係機関との連絡調整 ・公共施設被災情報収集 ・海上輸送路確保情報の収集	2	0	2	・外部通信手段の確保 ・地震・津波等の情報収集 ・御前崎港地震対策部会の運営 ・関係機関との連絡調整 ・公共施設被災情報収集 ・海上輸送路確保の情報収集と対策の検討 ・備蓄資材の調達 ・他グループと協調し御前崎港管理班業務の推進	2	5	-3	・外部通信手段の確保 ・地震・津波等の情報収集 ・御前崎港地震対策部会の運営 ・関係機関との連絡調整 ・公共施設被災情報収集 ・海上輸送路確保 ・備蓄資材の調達 ・他グループと協調し御前崎港管理班業務の推進	3	5	-2	・外部通信手段の確保 ・地震・津波等の情報収集 ・御前崎港地震対策部会の運営 ・関係機関との連絡調整 ・公共施設被災情報収集 ・海上輸送路確保 ・備蓄資材の調達 ・他グループと協調し御前崎港管理班業務の推進	3	5	-2
技術グループ (4)	・港湾施設被災状況調査 ・港湾施設災害応急対策の検討と実施 ・緊急輸送路機能の確保 ・支援物資受入体制の確保 ・工事箇所の二次災害防止対策の実施 ・建設業者の確保	2	0	2	・港湾施設被災状況調査 ・港湾施設災害応急対策の検討と実施 ・緊急輸送路機能の確保 ・支援物資受入体制の確保 ・工事箇所の二次災害防止対策の実施 ・建設業者の確保	2	1	1	・港湾施設被災状況調査 ・港湾施設災害応急対策の検討と実施 ・緊急輸送路機能の確保 ・支援物資受入体制の確保 ・工事箇所の二次災害防止対策の実施 ・建設業者の確保	2	4	-2	・港湾施設被災状況調査 ・港湾施設災害応急対策の検討と実施 ・緊急輸送路機能の確保 ・支援物資受入 ・建設業者の確保 ・公共施設、港湾施設の災害復旧対策の検討	2	4	-2	・港湾施設被災状況調査 ・港湾施設災害応急対策の実施 ・緊急輸送路機能の確保 ・支援物資受入 ・建設業者の確保 ・公共施設、港湾施設の災害復旧対策の検討と実施	3	4	-1
				0				0				0				0			0	
計		7	0	7		7	5	2		6	14	-8		8	14	-6		10	14	-4

*「人数」は御前崎港管理事務所業務継続計画の「2 非常時優先業務の開始目標時期及び必要人数・参集予定人数」による。

3 業務継続のための執務環境等の確保

(御前崎港管理事務所)

○事務所（御前崎港管理事務所）の執務環境等の確保状況

	対応状況
1 書庫・ロッカー等の転倒防止	書庫、ロッカー等の転倒防止対策や書類等の飛散防止対策を徹底 事務所機能の喪失を想定し、港湾台帳のコピーを代替拠点（「御前崎市役所御前崎支所」以下「代替拠点」という。）に配置。
2 電源の確保	当所は、災害時の拠点であることから、3階に非常用発電装置を設置しており、そこから庁舎の照明、コンセントに電力が供給される（約3日分）。 また、代替拠点に自前の可搬型発電機 1 台を配備している。
3 通信手段の確保（電話機）	電話回線・電源などの不具合により、「0, 5」発信による通話が出来ない場合は、「災害時優先電話」の表示がある電話機及び衛星携帯電話が使用できるが、レベル2津波では、通信手段の復旧に時間がかかる可能性がある。 保有する衛星携帯電話 1 台は代替拠点へ行政財産の使用許可を受け常備することにより、独自の通信手段を確保している。
4 食糧及び水等の確保	職員の食糧は、職員の3食×2週間分程を備蓄しており、飲料水はペットボトルの水を利用する。トイレについては貯水槽に約3日分の水が確保されているため、事務所のトイレが使用可能ではあるが断水が長期化する場合は簡易・仮設トイレを利用する。
5 燃料の確保	近隣のカソリンスタンドから調達する。 *燃料の供給不足が長期・広範囲にわたる場合は、本庁で状況をとりまとめ、総務省地域情報政策室経由で資源エネルギー庁資源燃料部から石油連盟に優先供給リストを提出するなどして、確保を図ることとする。
6 宿泊対応	宿泊スペース及び宿泊用資機材は、庁舎内に次のように確保されている。代替拠点では執務場所の一部を利用する。 (1) 宿泊スペース 庁舎2階災害待機室 7名（男性6名、女性1名） 庁舎2階会議室 15名 (2) 宿泊用資機材の備蓄状況 毛布24枚 寝袋16個
7 その他	第4次地震被害想定レベル2津波により1階公用車は流出の可能性が有るが、事務室は3階にあり事務所機能は維持できると考えられる。

4 津波浸水想定地域に所在する事務所の代替機能確保の状況

(御前崎港管理事務所)

○代替機能確保の状況

		対 応 状 況	
1	職員参集先 (勤務時間外に発災の場合)	御前崎市消防署白羽出張所 (御前崎市白羽 6171-1)	
2	職員・来庁者の避難先 (勤務時間中に発災の場合)	同上	
3	代替拠点	同上	
	執務環境の状況	執務場所	3階大会議室
		電 源	非常用予備発電装置を設置している
		通信手段	御前崎市消防署白羽出張所の電話等通信機器を使用
		食糧・水	県職員用の備蓄食糧・水あり (パン 80 本、水 31ℓ)
		宿 泊	執務場所で宿泊、宿泊用資機材なし
		そ の 他	自前の衛星携帯電話 1 台及び移動式小型発電機を代替施設に常備
	代替拠点での実施業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の安否確認 ・ 津波警報発令中の高台からの遠望による港湾施設被害状況の確認 ・ 港湾関係者等との連絡調整・情報収集 ・ 応急復旧対応策の検討 ・ その他 	
4	事務所で想定される被害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定される津波浸水高は 6.9m で、建物自体被災はするものの、事務室及び非常用発電設備は 3 階にあるため事務所機能そのものは喪失しない 	
5	事務所での業務再開時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波警報解除後、安全が確認され次第業務再開が可能 	
6	その他		